

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
3 月 18 日
(火曜日)

目 次

○条例	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………	一
	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例……………	九
	本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………	一三
	山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	一四
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	一六
	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	一九六
	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	一九七
	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………	一九八
	会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	一九九
	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	二〇一
	一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………	二〇二



一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県条例第一号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	二二二
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………	二二三
森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	二二四
山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例……………	二二四
山口県使用料手数料条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例……………	二四三
女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	二四四
救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	二四五
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	二四五
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	二四六
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	二四六
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	二四七
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	二四七
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	二四八
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	二四九
指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	二四九
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例……………	二五〇
民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………	二五〇
山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………	二五〇
山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	二五一
山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………	二五二
山口県収入証紙条例を廃止する条例……………	二五二

山口県知事 村岡 嗣 政

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 一時保護施設は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所児童の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

6 一時保護施設は、その設備及び運営についての水準の向上を図るよう努めるものとする。

(設備)

第三条 一時保護施設は、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）を、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であつて、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 児童三十人以上を入所させる一時保護施設は、医務室及び静養室を設けなければならない。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員の要件)

第四条 一時保護施設の職員は、健全な心身を有し、かつ、豊かな人間性及び倫理を備えるとともに、児童の福祉の増進に熱意のある者であつ

て、児童の福祉に関する知識及び技能を修得したものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第五条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、入所児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第六条 一時保護施設には、規則で定める員数の児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員(心理療法を行う職員をいう。以下同じ。)、個別対応職員(個別的な配慮が必要な児童に対応する職員をいう。以下同じ。)、学習指導員(児童の学習指導を行う者をいう。以下同じ。)、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

(夜間の職員の配置)

第七条 一時保護施設には、夜間、規則で定める員数の職員を置かなければならない。

(管理者及び指導教育担当職員)

第八条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 前項の指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

(児童指導員の資格)

第九条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設(規則で定めるところにより知事が指定するものに限る。)を卒業した者(学校教育

育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学（以下「社会福祉学等」という。以下同じ。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学等に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

（心理療法担当職員の資格）

第十条 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第十一条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び同条に規定する学齢生徒を入所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(社会福祉施設を併置するときの設備及び職員)

第十二条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。
(差別的取扱いの禁止)

第十三条 一時保護施設は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。
(児童の権利擁護)

第十四条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所児童に対し、その意見又は意向(法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第十五条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第十六条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第十七条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。
(非常災害対策)

第十八条 一時保護施設は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所児童の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 一時保護施設は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所児童を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所児童等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 一時保護施設は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 一時保護施設は、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第十九条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時における入所児童に対する支援の提供の継続的な実施及び早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（安全計画の策定等）

第二十条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する一時保護施設における生活（当該一時保護施設外での活動及び取組を含む。）その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて、安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第二十一条 一時保護施設は、児童の当該一時保護施設外での活動及び取組のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するとき、規則で定めるところにより、児童の所在を確認しなければならない。

(食事)

第二十二条 一時保護施設は、入所児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第十二条第一項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の食育の推進に努めなければならない。

(健康管理)

第二十三条 児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第二十四条 一時保護施設は、入所児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。

(養護の原則)

第二十五条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援等の原則)

第二十六条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(虐待等の禁止)

第二十七条 一時保護施設の職員は、入所児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十八条 一時保護施設の職員又は職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十九条 知事は、入所児童又はその保護者等からの苦情に適切かつ迅速に対応するために必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、苦情の解決を図るため、当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。
(規則への委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、一時保護施設の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）附則第二条の規定により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十一条の規定を準用することとされる一時保護施設に係る設備であつて、この条例の施行の際現に一時保護施設の用に供されているものについては、第三条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第三十六条の規定の例による。

(職員の員数に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の員数については、第六条に規定する基準を満たした日又は令和八年三月三十一日のいずれか早い日までの間、同条の規定は適用せず、児童福祉施設基準条例の規定(児童養護施設に係る部分に限る。)の例による。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和八年三月三十一日までの間は、第八条第三項の規定にかかわらず、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者としてすることができる。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第二号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(金属くず類回収業に関する条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 一 金属くず類回収業に関する条例(昭和三十二年山口県条例第三十二号)第二十六条及び第二十七条
- 二 山口県押売等防止条例(昭和三十二年山口県条例第三十三号)第四条第二項
- 三 山口県青少年健全育成条例(昭和三十二年山口県条例第三十七号)第十九条の三から第十九条の六まで
- 四 山口県立自然公園条例(昭和三十五年山口県条例第二十五号)第三十四条及び第三十五条
- 五 山口県屋外広告物条例(昭和四十一年山口県条例第四十一号)第二十八条
- 六 山口県自然環境保全条例(昭和四十九年山口県条例第四号)第三十四条及び第三十五条
- 七 ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号)第二十五条
- 八 山口県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年山口県条例第二十四号)第二十一条
- 九 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成四年山口県条例第三十一号)第九条

十 山口県迷惑行為防止条例（平成十二年山口県条例第四十七号）第七条、第八条及び第九条第二項

十一 砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例（平成十五年山口県条例第二号）第十条

十二 山口県循環型社会形成推進条例（平成十六年山口県条例第一号）第三十八条

十三 山口県希少野生動植物種保護条例（平成十七年山口県条例第八号）第三十二条及び第三十三条

十四 山口県統計調査条例（平成二十一年山口県条例第二号）第十四条及び第十五条

十五 山口県暴力団排除条例（平成二十二年山口県条例第三十七号）第二十五条

十六 山口県行政不服審査会条例（平成二十七年山口県条例第四十七号）第十二条

十七 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例（令和四年山口県条例第三十一号）第二十六条

十八 山口県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和四年山口県条例第三十九号）第十九条

十九 個人情報情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山口県条例第四十号）附則第九項及び第十項

二十 山口県公文書等管理条例（令和五年山口県条例第一号）第四十七条

（山口県公害防止条例の一部改正）

第二条 山口県公害防止条例（昭和四十七年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山口県吏員恩給条例の一部改正）

第三条 山口県吏員恩給条例（昭和八年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第三十四条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の六第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十六条の七第一項第一号及び同条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第五条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第六条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八条の三第一項第一号及び同条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例等の一部改正）

第七条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）第十三条第一項第一号、同条第五項第二号、第十四条の見出し、同条第一項第一号、第十五条第一項第一号及び第十七条第四項

二 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）第十六条第三項第一号

三 下関漁港地方卸売市場条例（昭和四十八年山口県条例第二号）第十条第一項第二号

（山口県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第八条 山口県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第九条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち有期の懲役は、その懲役と長期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第十条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（無期のものに限る。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第十六条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第十六条の七第一項第一号及び同条第三項第一号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第六条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例第十八条の三第一項第一号及び同条第三項第一号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県条例第三号

山口県知事 村 岡 嗣 政

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

第四条中第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに該当する事業の用に供する土地の取得又は使用に関する事務で

あつて、土地又は当該土地にある建物の不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第三条各号に掲げる権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

十六 法第十二条第一項の許可の申請に係る事実の確認の事務

第四条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号及び第十六号において「法」という。）による事務であつて、次に掲げるもの

イ 法第二十七条第一項の規定による届出に係る事実の確認の事務

ロ 法第三十条第一項の許可の申請に係る事実の確認の事務

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第四号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。
別表第十八号中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号及び第二号」に改め、同表第十八号の十六中「下関市、宇部市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、」を削り、「及び阿武町」を「、阿武町及び各市」に改め、同表第三十二号ホを削り、同号へ中「ホ」を「二」に改め、同号中へをホとし、同表第三十二号の二ホを削り、同号へ中「ホ」を「二」に改め、同号中へをホとし、同号の次に次のように加える。

三十二の三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第三十条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。）	宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市
イ 法第十八条第一項の検査をすること。	
ロ 法第十八条第二項の規定による交付をすること。	
ハ 法第十九条第一項の規定による報告を受けること。	
ニ 法第三十七条第一項の検査をすること。	
ホ 法第三十七条第二項の規定による交付をすること。	

三十二の五 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（都市計画法第二十九条第二項の許可を受け、法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。） イ 法第十八条第一項の検査をすること。 ロ 法第十八条第二項の規定による交付をすること。	ヘ 法第三十八条第一項の規定による報告を受けること。 三十二の四 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（都市計画法第二十九条第一項の許可（二以上の市町の区域にわたらない同法第四条第十二項に規定する開発行為のうちその規模が一ヘクタール未満であるものに係るものに限る。）を受け、法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る。） イ 法第十八条第一項の検査をすること。 ロ 法第十八条第二項の規定による交付をすること。 ハ 法第十九条第一項の規定による報告を受けること。 ニ 法第三十七条第一項の検査をすること。 ホ 法第三十七条第二項の規定による交付をすること。 ヘ 法第三十八条第一項の規定による報告を受けること。	阿武町	長門市、光市、柳井市及び山陽小野田市
--	---	------------	---------------------------

- ハ 法第十九条第一項の規定による報告を受けること。
- ニ 法第三十七条第一項の検査をすること。
- ホ 法第三十七条第二項の規定による交付をすること。
- ヘ 法第三十八条第一項の規定による報告を受けること。

別表第三十三号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改め、ハ及びニを削り、ホからワまでをハからルまでとし、カからタまでを削り、レをヲとし、ソを削り、同号ツ中「ソ」を「ヲ」に改め、同号中ツをワとし、同表第三十三号の三中「防府市、」を削り、同表第三十四号の四中「建築基準法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令第四百十八条第一項第一号及び第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三十二号及び第三十二号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務（同表第十八号、第十八号の十六及び第三十四号の上欄に掲げる事務に限る。）のうち、この条例の施行の日前に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

3 改正前の山口県の事務処理の特例に関する条例別表の上欄に掲げる事務（同表第十八号、第三十三号及び第三十四号の上欄に掲げる事務に限る。）のうち、この条例の施行の日前に市町長がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県条例第五号

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項第一号中「四十一万五千六百円」を「四十一万六千六百円」に改める。

第十六条の五第二項中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「千分の千二百二十五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「一万分の六千八百七十五」を「百分の七十」に、「千分の千二百二十五」を「百分の百五」に、「一万分の五千八百七十五」を「百分の六十」に改める。

第十六条の八第二項第一号中「千分の千二百二十五」を「百分の百五」に、「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「一万分の四千八百七十五」を「百分の五十」に、「一万分の五千八百七十五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第四条関係）

職員の 区分	職務の 等級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	185,100	232,000	263,600	289,700	312,400	337,900	376,600	419,300	469,700
	2	186,200	233,500	264,500	291,300	314,200	339,800	379,200	421,700	472,800
	3	187,400	235,000	265,500	292,800	315,900	341,600	381,500	424,200	475,800
	4	188,500	236,500	266,600	294,400	317,400	343,400	383,800	426,600	478,800
	5	189,600	238,000	267,600	295,900	318,800	345,100	385,700	428,500	481,900
	6	191,300	239,500	268,600	297,400	320,100	346,800	388,000	430,600	484,900
	7	192,900	241,000	269,600	298,800	321,400	348,500	390,100	432,700	487,900
	8	194,500	242,600	270,600	300,100	322,700	350,200	392,100	434,900	491,000
	9	196,200	244,100	271,600	301,400	324,000	351,800	394,100	436,800	493,700
	10	197,900	245,500	272,600	302,900	325,900	353,500	396,500	439,000	496,800
	11	199,500	246,900	273,600	304,400	327,700	355,100	398,700	441,100	499,800
	12	201,100	248,300	274,600	305,800	329,400	356,700	400,900	443,000	503,000
	13	202,700	249,500	275,600	307,200	331,100	358,200	403,300	444,700	505,700
	14	204,400	250,700	276,600	308,300	332,800	359,900	405,600	446,500	508,000
	15	206,100	251,900	277,700	309,300	334,500	361,600	407,800	448,400	510,300
	16	207,900	253,100	278,800	310,500	336,200	363,200	410,100	450,300	512,600
	17	209,200	254,300	279,800	311,700	337,900	364,800	411,900	452,200	514,700
	18	210,800	255,400	281,100	313,400	339,600	366,600	413,800	454,000	516,100
	19	212,400	256,500	282,400	315,000	341,300	368,100	415,700	455,800	517,600
	20	213,900	257,600	283,600	316,600	342,900	369,700	417,500	457,500	519,000
	21	215,400	258,700	284,900	318,100	344,400	371,100	419,400	459,300	520,200
	22	217,000	259,600	286,200	319,700	346,000	372,800	421,200	460,900	521,600
	23	218,700	260,600	287,400	321,300	347,600	374,400	423,000	462,300	523,100
	24	220,300	261,700	288,600	322,900	349,200	375,900	424,800	463,800	524,600
	25	221,900	262,700	289,800	324,400	350,600	377,800	426,400	465,200	525,700
	26	223,600	263,500	291,000	326,200	352,300	379,700	427,900	466,500	526,800
	27	224,900	264,400	292,300	327,800	353,900	381,600	429,400	467,800	528,000
	28	226,200	265,300	293,600	329,400	355,500	383,600	430,900	469,000	529,200
	29	227,500	266,200	294,900	330,800	356,700	385,100	432,400	470,000	530,200

30	228,600	267,000	295,900	332,500	358,200	386,900	433,700	470,700	531,100
31	229,900	267,800	296,900	334,200	359,700	388,700	435,000	471,400	532,000
32	231,100	268,600	298,000	335,900	361,300	390,300	436,200	472,100	532,900
33	232,000	269,300	299,100	337,100	363,100	392,000	437,400	472,800	533,700
34	233,100	270,100	300,300	339,000	364,900	393,400	438,800	473,500	534,600
35	234,200	270,900	301,500	340,700	366,600	394,800	440,100	474,200	535,300
36	235,300	271,600	302,700	342,300	368,300	396,200	441,300	474,800	535,800
37	236,400	272,300	303,900	343,800	369,700	397,500	442,500	475,300	536,500
38	237,400	273,100	305,200	345,400	371,000	398,700	443,300	475,900	537,100
39	238,400	273,900	306,500	347,000	372,400	399,900	444,100	476,500	537,900
40	239,300	274,600	307,800	348,700	373,800	400,900	444,900	477,100	538,500
41	240,200	275,300	309,100	350,400	374,900	402,000	445,500	477,600	539,000
42	241,100	276,100	310,400	352,200	375,800	403,200	446,100	478,100	
43	241,900	276,900	311,700	354,000	376,800	404,400	446,700	478,500	
44	242,800	277,700	313,100	355,800	377,900	405,500	447,300	478,800	
45	243,500	278,400	314,400	357,300	378,700	406,200	448,000	479,100	
46	244,100	279,100	315,700	358,700	379,600	406,900	448,800		
47	244,700	279,800	317,000	360,100	380,500	407,600	449,200		
48	245,300	280,500	318,200	361,600	381,300	408,300	449,900		
49	245,900	281,200	319,100	363,100	382,100	408,800	450,400		
50	246,500	281,900	320,300	363,900	382,700	409,400	450,800		
51	247,100	282,600	321,600	364,900	383,500	409,900	451,200		
52	247,600	283,300	322,900	365,900	384,300	410,300	451,600		
53	248,100	283,900	324,100	366,800	385,000	410,700	452,000		
54	248,500	284,600	325,500	367,900	385,700	411,000	452,400		
55	248,800	285,200	326,700	368,800	386,400	411,300	452,800		
56	249,100	285,900	327,900	369,900	387,100	411,600	453,100		
57	249,400	286,500	329,200	370,800	387,600	411,900	453,400		
58	249,700	287,200	330,300	371,500	388,200	412,200	453,800		
59	250,000	287,800	331,400	372,200	388,800	412,500	454,100		
60	250,300	288,500	332,500	372,800	389,500	412,800	454,400		
61	250,600	289,100	333,200	373,200	389,900	413,000	454,700		
62	250,900	289,900	334,100	373,800	390,500	413,300			
63	251,200	290,500	334,900	374,500	391,100	413,600			
64	251,500	291,000	335,700	375,200	391,700	413,900			
65	251,800	291,500	336,500	375,500	392,100	414,100			
66	252,100	292,100	336,900	376,200	392,600	414,400			

短時間勤務職員
以外の職員

67	252, 400	292, 600	337, 500	376, 900	393, 200	414, 700
68	252, 700	293, 200	338, 200	377, 500	393, 800	415, 000
69	253, 000	293, 700	339, 000	377, 800	394, 200	415, 200
70	253, 300	294, 200	339, 700	378, 300	394, 700	415, 500
71	253, 600	294, 800	340, 400	379, 000	395, 200	415, 800
72	254, 000	295, 400	341, 000	379, 600	395, 800	416, 000
73	254, 300	295, 900	341, 500	379, 900	396, 000	416, 200
74	254, 600	296, 400	342, 100	380, 500	396, 400	416, 500
75	254, 900	296, 800	342, 600	381, 200	396, 800	416, 800
76	255, 200	297, 100	343, 200	381, 800	397, 100	417, 000
77	255, 500	297, 300	343, 500	382, 200	397, 400	417, 200
78	255, 800	297, 600	344, 000	382, 700	397, 700	417, 500
79	256, 100	297, 800	344, 400	383, 300	398, 000	417, 800
80	256, 400	298, 100	344, 800	383, 800	398, 300	418, 000
81	256, 700	298, 300	345, 200	384, 300	398, 500	418, 200
82	257, 000	298, 500	345, 700	384, 900	398, 800	418, 500
83	257, 300	298, 800	346, 200	385, 400	399, 100	418, 800
84	257, 600	299, 000	346, 700	385, 700	399, 300	419, 000
85	257, 900	299, 300	347, 000	386, 100	399, 500	419, 200
86	258, 200	299, 600	347, 400	386, 600	399, 800	
87	258, 500	299, 900	347, 900	387, 000	400, 100	
88	258, 800	300, 200	348, 300	387, 400	400, 300	
89	259, 100	300, 500	348, 600	387, 800	400, 500	
90	259, 500	300, 900	349, 000	388, 300	400, 800	
91	259, 700	301, 200	349, 400	388, 700	401, 100	
92	260, 000	301, 600	349, 800	389, 100	401, 300	
93	260, 300	301, 800	350, 000	389, 400	401, 500	
94		302, 000	350, 400			
95		302, 300	350, 800			
96		302, 700	351, 200			
97		302, 900	351, 400			
98		303, 200	351, 800			
99		303, 600	352, 200			
100		304, 000	352, 500			
101		304, 200	352, 800			
102		304, 500	353, 200			
103		304, 800	353, 600			

短時 間勤 務員	104	305, 100	354, 000							
	105	305, 300	354, 500							
	106	305, 600	354, 900							
	107	306, 000	355, 300							
	108	306, 300	355, 700							
	109	306, 500	356, 200							
	110	306, 900	356, 600							
	111	307, 300	356, 900							
	112	307, 600	357, 200							
	113	307, 800	357, 700							
	114	308, 000								
	115	308, 300								
	116	308, 700								
	117	308, 900								
	118	309, 100								
	119	309, 400								
	120	309, 700								
	121	310, 200								
	122	310, 400								
	123	310, 600								
	124	310, 800								
	125	311, 100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の 等級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	213,400	234,600	257,700	292,900	322,700	345,300	367,900	396,900	434,200
	2	215,800	236,800	259,700	294,200	324,500	347,100	369,600	398,700	436,000
	3	218,300	239,000	261,900	295,500	326,200	348,700	371,400	400,400	437,900
	4	220,700	241,300	264,100	296,700	327,900	350,300	373,100	402,100	439,800
	5	223,100	243,500	266,300	297,900	329,400	351,900	374,800	403,700	441,300
	6	225,500	245,500	267,600	298,900	330,800	353,000	376,400	405,300	442,900
	7	227,900	247,500	268,900	300,000	332,100	354,100	378,000	406,800	444,500
	8	230,200	249,300	270,200	300,900	333,400	355,200	379,600	408,300	446,000
	9	232,400	251,100	271,500	301,500	334,800	356,300	381,100	409,700	447,400
	10	234,500	252,900	272,800	302,200	336,300	358,000	382,800	411,300	449,100
	11	236,600	254,600	274,100	302,900	337,800	359,800	384,400	412,900	450,700
	12	238,600	256,000	275,400	303,600	339,300	361,400	385,900	414,400	452,100
	13	240,600	257,400	276,800	304,300	340,800	363,000	387,400	416,000	453,000
	14	242,700	259,200	278,000	305,000	342,200	364,700	389,100	418,100	454,600
	15	244,700	260,600	279,100	305,700	343,500	366,300	390,800	420,100	456,400
	16	246,300	262,100	280,600	306,300	344,800	367,900	392,500	422,200	458,200
	17	247,900	263,600	281,900	307,000	346,100	369,500	394,100	423,900	459,700
	18	249,400	264,900	283,200	307,800	347,800	371,200	395,700	425,500	461,600
	19	250,900	266,100	284,500	308,500	349,400	372,800	397,300	427,100	463,400
	20	252,500	267,200	285,700	309,300	351,000	374,400	398,900	428,700	465,100
	21	254,000	268,500	286,900	310,000	352,500	376,000	400,500	430,200	466,700
	22	255,600	269,700	287,500	310,800	354,100	377,600	402,100	431,800	468,400
	23	257,100	271,000	288,200	311,900	355,700	379,200	403,700	433,200	470,000
	24	258,600	272,300	288,800	312,800	357,200	380,800	405,400	434,600	471,800
	25	260,100	273,700	289,300	313,700	358,800	382,500	406,900	435,700	473,300
	26	261,300	275,100	289,900	315,000	360,400	384,100	408,900	437,100	474,700
	27	262,500	276,500	290,500	316,300	362,000	385,700	410,900	438,600	476,200
	28	263,700	277,800	291,000	317,600	363,500	387,300	412,900	440,200	477,500
	29	265,000	278,800	291,500	318,900	365,000	388,900	414,400	441,500	478,700

30	266,300	280,100	292,100	320,400	366,600	390,500	416,200	443,200	479,400
31	267,600	281,400	292,600	321,700	368,200	392,200	417,800	444,800	480,100
32	268,900	282,600	293,100	322,800	369,800	394,000	419,500	446,400	480,800
33	270,200	283,800	293,600	323,900	371,200	395,700	421,200	447,800	481,300
34	271,700	284,400	294,200	325,100	373,000	397,700	422,700	449,500	482,000
35	273,000	285,000	294,700	326,300	374,700	399,600	424,200	451,200	482,700
36	274,400	285,600	295,200	327,400	376,300	401,500	425,600	452,800	483,300
37	275,400	286,100	295,700	328,500	377,900	403,200	426,800	454,200	483,600
38	276,800	286,700	296,300	329,700	379,500	404,700	428,300	454,900	484,200
39	278,100	287,300	296,900	330,900	381,100	406,000	429,800	455,600	484,700
40	279,300	288,000	297,500	332,000	382,900	407,300	431,200	456,300	485,200
41	280,500	288,500	298,200	333,100	384,600	408,300	432,700	456,700	485,700
42	281,100	289,100	298,900	334,300	386,600	409,400	434,000	457,300	486,100
43	281,700	289,700	299,700	335,600	388,600	410,400	435,200	457,900	486,500
44	282,300	290,200	300,400	336,800	390,600	411,400	436,400	458,500	486,900
45	282,700	290,700	301,000	338,000	392,300	412,500	437,400	459,100	487,200
46	283,300	291,200	301,900	339,200	394,000	413,700	438,100	459,800	
47	283,800	291,700	302,700	340,400	395,600	414,800	438,900	460,300	
48	284,300	292,200	303,500	341,600	397,100	415,900	439,600	460,900	
49	284,800	292,800	304,300	342,800	398,300	417,100	440,200	461,400	
50	285,400	293,300	305,400	344,100	399,300	417,900	440,600	461,700	
51	285,900	293,900	306,500	345,300	400,300	418,700	441,000	462,000	
52	286,400	294,500	307,500	346,600	401,300	419,300	441,300	462,400	
53	286,900	295,100	308,500	347,800	402,400	419,800	441,600	462,800	
54	287,500	295,800	309,600	349,200	403,500	420,500	441,900	463,000	
55	288,100	296,500	310,600	350,500	404,600	421,200	442,200	463,300	
56	288,600	297,200	311,800	351,800	405,700	421,800	442,500	463,500	
57	289,100	297,800	312,800	352,700	407,000	422,500	442,700	463,900	
58	289,600	298,700	313,900	354,000	407,800	422,900	443,000	464,100	
59	290,100	299,600	315,000	355,200	408,600	423,500	443,300	464,300	
60	290,600	300,400	316,100	356,400	409,200	424,100	443,600	464,500	
61	291,100	301,200	317,100	357,600	409,700	424,500	443,900	464,900	
62	291,600	302,100	318,200	359,100	410,400	424,900	444,200		
63	292,100	303,000	319,300	360,500	411,100	425,400	444,500		
64	292,600	303,900	320,400	361,900	411,800	425,900	444,800		
65	293,100	304,700	321,400	363,200	412,100	426,400	445,000		
66	293,600	305,600	322,500	364,700	412,800	427,000	445,300		

短時間勤務職員以外の職員	67	294, 100	306, 400	323, 700	366, 200	413, 500	427, 400	445, 600
	68	294, 600	307, 200	324, 800	367, 800	414, 000	427, 900	445, 900
	69	295, 100	308, 100	325, 800	369, 000	414, 400	428, 300	446, 100
	70	295, 600	309, 000	327, 000	370, 400	414, 900	428, 600	446, 400
	71	296, 100	309, 900	328, 200	371, 700	415, 400	428, 900	446, 700
	72	296, 600	310, 800	329, 400	373, 100	415, 900	429, 200	446, 900
	73	297, 100	311, 700	330, 100	374, 200	416, 400	429, 500	447, 100
	74	297, 700	312, 600	331, 400	375, 400	416, 800	429, 800	447, 400
	75	298, 300	313, 500	332, 700	376, 600	417, 300	430, 100	447, 700
	76	298, 800	314, 300	334, 000	377, 800	417, 800	430, 300	448, 000
	77	299, 300	315, 000	335, 400	379, 100	418, 300	430, 500	448, 200
	78	300, 000	315, 900	336, 800	380, 300	418, 800	430, 800	448, 500
	79	300, 600	316, 800	338, 200	381, 500	419, 400	431, 100	448, 800
	80	301, 200	317, 800	339, 600	382, 600	419, 900	431, 300	449, 100
	81	301, 800	318, 700	340, 900	383, 800	420, 300	431, 500	449, 300
	82	302, 500	319, 800	342, 500	385, 000	420, 900	431, 800	449, 600
	83	303, 200	320, 800	344, 000	386, 100	421, 400	432, 100	449, 900
	84	303, 800	321, 800	345, 600	387, 300	421, 600	432, 300	450, 200
	85	304, 400	322, 700	347, 000	388, 400	421, 900	432, 500	450, 300
	86	305, 100	323, 800	348, 500	389, 000	422, 400	432, 800	
	87	305, 800	324, 800	350, 000	389, 500	422, 700	433, 100	
	88	306, 500	325, 800	351, 400	390, 000	423, 000	433, 300	
	89	307, 200	326, 800	352, 700	390, 600	423, 300	433, 500	
	90	308, 000	328, 100	353, 900	391, 200	423, 700	433, 800	
	91	308, 800	329, 300	355, 200	391, 800	424, 100	434, 100	
	92	309, 500	330, 500	356, 500	392, 400	424, 500	434, 300	
	93	310, 000	331, 700	357, 800	392, 700	424, 800	434, 500	
	94	310, 900	333, 000	359, 300	393, 100			
	95	311, 900	334, 200	360, 800	393, 700			
	96	312, 700	335, 500	362, 200	394, 200			
	97	313, 500	336, 700	363, 500	394, 600			
	98	314, 500	338, 000	364, 700	395, 000			
	99	315, 400	339, 300	365, 800	395, 500			
	100	316, 300	340, 500	367, 000	396, 000			
	101	317, 200	341, 900	368, 100	396, 400			
	102	318, 200	342, 800	369, 200	396, 900			
	103	319, 200	343, 800	370, 300	397, 400			

104	320, 100	344, 900	371, 500	397, 900
105	320, 900	346, 000	372, 700	398, 200
106	321, 500	347, 100	373, 200	398, 600
107	322, 100	348, 100	373, 800	399, 100
108	322, 800	349, 100	374, 400	399, 400
109	323, 300	350, 300	375, 000	399, 700
110	323, 800	351, 300	375, 500	400, 200
111	324, 200	352, 300	375, 900	400, 700
112	324, 700	353, 200	376, 400	401, 200
113	325, 500	354, 100	376, 800	401, 500
114	326, 200	355, 100	377, 200	402, 000
115	326, 900	356, 100	377, 700	402, 500
116	327, 500	357, 100	378, 200	403, 000
117	328, 100	358, 100	378, 600	403, 300
118	328, 800	358, 500	379, 100	403, 800
119	329, 500	359, 100	379, 700	404, 300
120	330, 300	359, 700	380, 200	404, 800
121	330, 900	360, 000	380, 400	405, 200
122	331, 200	360, 400	380, 900	405, 700
123	331, 700	360, 800	381, 400	406, 100
124	332, 200	361, 200	381, 800	406, 600
125	332, 400	361, 600	382, 300	407, 000
126		362, 000	382, 800	
127		362, 400	383, 300	
128		362, 800	383, 800	
129		363, 200	384, 100	
130		363, 600	384, 600	
131		364, 000	385, 100	
132		364, 400	385, 600	
133		364, 600	385, 900	
134		365, 100	386, 400	
135		365, 500	386, 800	
136		365, 800	387, 200	
137		366, 100	387, 500	
138		366, 500	388, 000	
139		367, 000	388, 500	
140		367, 500	389, 000	

	141	367, 800	389, 300							
	142	368, 300								
	143	368, 800								
	144	369, 300								
	145	369, 500								
短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 248, 300	円 260, 200	円 264, 500	円 296, 300	円 313, 300	円 327, 700	円 351, 600	円 387, 500	円 419, 800	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 海 事 職 給 料 表 (第四条関係)

職員の 区分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	給	220,700 円	278,400 円	317,400 円	356,500 円	388,900 円	437,900 円
	2	給	223,900	280,200	318,600	358,400	390,700	439,800
	3	給	227,100	281,900	319,700	360,100	392,400	441,800
	4	給	230,400	283,600	320,800	361,800	394,100	443,700
	5	給	233,600	285,300	321,900	363,500	395,700	445,600
	6	給	236,700	286,800	323,100	365,000	397,800	447,300
	7	給	239,800	288,300	324,200	366,400	399,900	449,000
	8	給	242,900	289,800	325,200	367,700	401,900	450,800
	9	給	245,900	291,300	326,200	368,700	403,900	452,500
	10	給	248,800	292,800	327,600	370,400	406,000	454,200
	11	給	251,600	294,200	329,200	372,200	408,000	455,900
	12	給	254,500	295,600	330,800	373,900	410,000	457,600
	13	給	257,300	297,000	332,700	375,400	412,000	459,300
	14	給	260,200	298,400	334,300	377,100	414,100	461,000
	15	給	263,000	299,900	336,000	378,800	416,200	462,700
	16	給	265,700	301,300	337,600	380,400	418,400	464,500
	17	給	268,300	302,700	339,300	382,100	420,400	466,200
	18	給	269,700	304,100	340,900	383,600	421,800	468,000
	19	給	271,100	305,400	342,500	385,100	423,200	469,800
	20	給	272,500	306,700	344,100	386,600	424,600	471,600
	21	給	273,900	308,000	345,600	388,100	426,000	473,400
	22	給	275,100	308,800	346,500	389,500	427,300	475,200
	23	給	276,400	309,600	347,300	390,800	428,700	476,900
	24	給	277,500	310,300	348,100	392,100	429,900	478,500
	25	給	278,600	311,000	348,900	393,700	431,100	479,900
	26	給	279,200	311,800	349,700	395,300	432,300	481,100
	27	給	279,700	312,500	350,500	396,900	433,500	482,300
	28	給	280,200	313,200	351,300	398,500	434,600	483,300
	29	給	280,700	313,900	352,100	400,100	435,600	484,300

短時間勤務職 以外 の職員	30	281, 100	314, 500	352, 900	401, 600	436, 700	485, 300
	31	281, 500	315, 100	353, 700	403, 000	437, 800	486, 300
	32	281, 900	315, 700	354, 500	404, 400	438, 900	487, 400
	33	282, 300	316, 300	355, 200	405, 900	439, 900	487, 700
	34	282, 700	316, 900	356, 000	407, 200	440, 900	488, 600
	35	283, 100	317, 500	356, 800	408, 400	441, 800	489, 500
	36	283, 400	318, 000	357, 500	409, 600	442, 700	490, 400
	37	283, 700	318, 500	358, 300	410, 800	443, 600	491, 300
	38	284, 000	319, 000	359, 000	411, 900	444, 500	492, 200
	39	284, 300	319, 500	359, 700	412, 900	445, 400	493, 100
	40	284, 600	319, 900	360, 400	413, 900	446, 200	494, 000
	41	284, 900	320, 300	361, 100	414, 400	446, 600	494, 800
	42	285, 200	320, 700	361, 800	415, 300	447, 200	495, 500
	43	285, 500	321, 100	362, 400	416, 200	447, 800	496, 200
	44	285, 800	321, 500	363, 100	417, 200	448, 400	496, 800
	45	286, 100	321, 900	363, 900	418, 100	448, 900	497, 300
	46	286, 400	322, 300	364, 700	419, 000	449, 200	497, 900
	47	286, 700	322, 700	365, 400	419, 900	449, 700	498, 500
	48	287, 000	323, 200	366, 100	420, 800	450, 100	499, 100
	49	287, 400	323, 600	366, 800	421, 600	450, 400	499, 400
	50	287, 700	324, 000	367, 600	422, 500	451, 000	500, 000
	51	288, 000	324, 400	368, 400	423, 400	451, 600	500, 500
	52	288, 200	324, 700	369, 200	424, 100	452, 300	501, 000
	53	288, 400	325, 000	370, 100	424, 300	452, 900	501, 500
	54	288, 700	325, 300	371, 100	424, 700	453, 600	502, 100
	55	289, 000	325, 600	372, 000	425, 100	454, 200	502, 400
	56	289, 200	325, 900	372, 700	425, 500	454, 800	503, 000
	57	289, 400	326, 200	373, 300	425, 800	455, 100	503, 500
	58	289, 700	326, 500	374, 200	426, 000	455, 800	
	59	290, 000	326, 800	375, 100	426, 400	456, 500	
	60	290, 200	327, 000	375, 900	426, 800	457, 200	
	61	290, 400	327, 200	376, 400	427, 100	457, 600	
	62	290, 700	327, 500	376, 800	427, 600	457, 900	
	63	291, 000	327, 800	377, 100	428, 200	458, 200	
	64	291, 200	328, 000	377, 400	428, 700	458, 400	
	65	291, 400	328, 200	377, 700	429, 300	458, 600	
	66	291, 600	328, 500	378, 100	429, 900	458, 800	

67	291,800	328,800	378,400	430,400	459,100
68	292,100	329,000	378,700	430,900	459,400
69	292,400	329,200	378,900	431,500	459,600
70			379,200	432,000	459,900
71			379,500	432,600	460,200
72			379,800	433,200	460,400
73			380,100	433,700	460,600
74			380,300	434,300	
75			380,700	434,800	
76			381,000	435,400	
77			381,300	435,900	
78			381,800	436,400	
79			382,300	437,100	
80			382,700	437,700	
81			383,100	438,000	
82			383,500	438,500	
83			384,000	439,100	
84			384,500	439,600	
85			384,900	440,000	
86			385,400	440,500	
87			385,800	441,200	
88			386,300	441,900	
89			386,800	442,100	
90			387,300		
91			387,800		
92			388,300		
93			388,600		
94			389,000		
95			389,300		
96			389,700		
97			390,200		
98			390,500		
99			391,000		
100			391,400		
101			392,000		

短時間勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 227,000	円 257,300	円 287,300	円 329,000	円 358,200	円 405,700

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表（第四条関係）

職員の 区分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		円 185,500	円 235,900	円 314,300	円 358,500	円 403,300
	2		186,600	240,200	316,200	359,900	406,000
	3		187,800	243,000	318,100	361,300	408,600
	4		188,900	245,700	320,000	362,600	411,100
	5		190,000	248,300	321,800	363,800	413,200
	6		192,100	249,900	323,700	365,000	415,600
	7		194,300	251,400	325,500	366,200	418,100
	8		196,400	253,000	327,200	367,300	420,400
	9		198,500	254,500	328,900	368,400	422,700
	10		200,500	256,600	330,900	369,800	425,100
	11		202,500	258,700	332,900	371,200	427,500
	12		204,500	260,700	335,000	372,500	429,900
	13		206,600	262,700	336,800	373,800	432,300
	14		208,500	265,100	338,800	375,200	435,000
	15		210,400	267,400	340,700	376,600	437,800
	16		212,200	269,600	342,600	377,900	440,500
	17		213,900	271,800	344,400	379,200	443,000
	18		215,700	274,200	346,000	380,600	445,500
	19		217,600	276,700	347,700	382,100	448,000
	20		219,400	279,100	349,300	383,500	450,400
	21		221,200	281,400	350,900	384,900	452,900
	22		223,000	283,500	351,900	386,300	455,500
	23		224,700	285,600	352,900	387,700	458,100
	24		226,400	287,600	353,900	389,100	460,400
	25		228,100	289,700	355,000	390,500	462,600
	26		230,300	291,600	356,300	392,000	464,900
	27		232,200	293,500	357,500	393,500	467,400
	28		234,100	295,400	358,800	394,900	469,900
	29		236,000	297,300	360,000	396,300	472,400

30	237, 100	298, 800	361, 100	397, 800	474, 900
31	238, 200	300, 400	362, 200	399, 300	477, 400
32	239, 300	301, 900	363, 300	400, 800	479, 800
33	240, 800	303, 400	364, 400	402, 300	482, 100
34	242, 300	304, 900	365, 400	404, 100	484, 600
35	243, 800	306, 400	366, 400	405, 600	487, 000
36	245, 300	307, 800	367, 400	407, 300	489, 500
37	246, 800	309, 200	368, 300	408, 500	491, 900
38	248, 400	310, 100	369, 200	409, 900	494, 400
39	250, 000	311, 000	370, 100	411, 300	496, 800
40	251, 600	312, 000	370, 900	412, 700	499, 300
41	253, 300	312, 800	371, 600	414, 000	501, 600
42	254, 800	313, 300	372, 400	415, 300	503, 800
43	256, 300	313, 800	373, 200	416, 800	506, 100
44	257, 800	314, 300	374, 000	418, 300	508, 300
45	259, 300	314, 800	374, 800	419, 500	509, 900
46	260, 600	315, 300	375, 600	420, 700	511, 400
47	261, 800	315, 800	376, 400	422, 300	513, 000
48	263, 000	316, 300	377, 200	423, 800	514, 500
49	264, 300	316, 700	378, 100	425, 100	516, 200
50	265, 400	317, 200	379, 400	426, 500	517, 600
51	266, 500	317, 700	380, 700	427, 900	519, 000
52	267, 600	318, 200	381, 900	429, 300	520, 500
53	268, 700	318, 600	382, 600	430, 700	521, 600
54	269, 800	319, 100	383, 600	432, 100	522, 800
55	270, 800	319, 500	384, 400	433, 500	524, 000
56	271, 800	319, 900	385, 100	434, 900	525, 300
57	272, 800	320, 300	385, 800	436, 000	526, 200
58	273, 500	320, 700	386, 600	437, 300	527, 200
59	274, 100	321, 100	387, 300	438, 700	528, 200
60	274, 700	321, 500	388, 000	440, 100	529, 200
61	275, 300	321, 900	388, 600	440, 900	530, 300
62	276, 000	322, 500	389, 300	441, 800	531, 200
63	276, 600	323, 200	390, 100	442, 700	531, 900
64	277, 200	323, 800	390, 900	443, 600	532, 600
65	277, 800	324, 300	391, 500	444, 400	533, 400
66	278, 400	324, 900	392, 300	445, 200	534, 200

短時間勤務
職員以外の
職員

67	279,000	325,500	393,000	445,800	535,000
68	279,600	326,100	393,700	446,600	535,800
69	280,200	326,600	394,300	447,000	536,500
70	280,900	327,200	395,000	447,600	537,300
71	281,600	327,800	395,700	448,100	538,100
72	282,300	328,400	396,400	448,600	538,900
73	282,900	328,900	397,100	449,100	539,600
74	283,600	329,600	397,700		
75	284,300	330,300	398,300		
76	285,000	331,000	399,000		
77	285,600	331,700	399,700		
78	286,300	332,400	400,200		
79	287,000	333,100	400,800		
80	287,600	333,800	401,400		
81	288,300	334,600	401,900		
82	289,000	335,400	402,500		
83	289,700	336,100	403,100		
84	290,300	336,700	403,600		
85	290,900	337,200	404,100		
86	291,600	337,700	404,600		
87	292,300	338,100	405,100		
88	292,900	338,500	405,800		
89	293,500	338,800	406,200		
90	294,200	339,300			
91	294,900	339,700			
92	295,500	340,100			
93	296,100	340,400			
94	296,800	340,800			
95	297,400	341,200			
96	298,000	341,600			
97	298,300	342,100			
98	298,900	342,600			
99	299,600	343,100			
100	300,100	343,600			
101	300,600	344,100			
102	301,000	344,600			
103	301,400	345,100			

短時間勤務員	104	301,800	345,600			
	105	302,200	346,000			
	106	302,700	346,400			
	107	303,200	346,900			
	108	303,500	347,300			
	109	303,700	347,800			
	110	304,100	348,200			
	111	304,400	348,600			
	112	304,600	349,000			
	113	304,900	349,500			
	114	305,200	349,900			
	115	305,500	350,300			
	116	305,800	350,700			
	117	306,100	351,200			
	118	306,400	351,600			
	119	306,600	352,000			
	120	306,900	352,400			
	121	307,200	352,800			

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第四条関係)

イ 医療職給料表 (一)

職員 の 区 分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		293,900 円	373,200 円	430,400 円	488,600 円
	2		296,200	375,800	432,400	490,400
	3		298,500	378,300	434,400	492,200
	4		300,800	380,900	436,300	494,000
	5		302,900	383,400	438,200	495,800
	6		306,400	386,100	439,800	497,500
	7		309,900	388,800	441,500	499,300
	8		313,400	391,500	443,100	501,000
	9		316,800	393,600	444,700	502,700
	10		320,300	396,100	446,500	504,800
	11		323,800	398,600	448,300	506,900
	12		327,200	401,100	450,100	509,000
	13		330,600	403,700	452,000	511,100
	14		334,100	406,500	453,800	513,000
	15		337,600	409,100	455,600	515,100
	16		341,000	411,600	457,400	517,100
	17		344,400	414,000	459,000	519,000
	18		347,600	416,200	461,000	521,000
	19		350,700	418,400	462,900	523,000
	20		353,800	420,500	465,000	524,900
	21		357,000	422,600	466,300	526,700
	22		360,200	424,100	468,100	528,500
	23		363,300	425,600	469,900	530,300
	24		366,300	427,100	471,800	532,100
	25		369,300	428,500	473,500	533,700
	26		371,700	430,100	475,300	535,500
	27		374,000	431,600	477,200	537,300

28	376, 200	433, 000	479, 000	539, 100
29	378, 100	434, 400	480, 800	540, 700
30	379, 800	435, 900	482, 600	542, 500
31	381, 500	437, 400	484, 400	544, 300
32	383, 300	438, 800	486, 200	546, 100
33	385, 200	440, 300	488, 100	547, 800
34	387, 000	441, 800	490, 000	549, 600
35	388, 600	443, 300	491, 900	551, 300
36	390, 000	444, 700	493, 800	553, 000
37	391, 400	446, 100	495, 800	554, 600
38	392, 900	447, 500	497, 500	556, 200
39	394, 500	448, 900	499, 300	557, 600
40	396, 000	450, 300	501, 100	559, 200
41	397, 500	451, 700	502, 700	560, 700
42	398, 200	453, 200	504, 500	562, 100
43	398, 800	454, 600	506, 400	563, 500
44	399, 500	456, 000	508, 000	564, 800
45	400, 400	457, 400	509, 400	565, 900
46	401, 000	458, 800	511, 100	566, 900
47	401, 600	460, 200	512, 900	567, 900
48	402, 200	461, 600	514, 600	569, 000
49	402, 800	463, 100	516, 200	570, 000
50	403, 300	464, 800	517, 500	570, 900
51	403, 800	466, 400	518, 800	571, 800
52	404, 300	468, 000	520, 100	572, 700
53	404, 800	469, 600	521, 100	573, 500
54	405, 300	470, 800	522, 400	574, 400
55	405, 700	472, 000	523, 700	575, 300
56	406, 100	473, 100	525, 000	576, 200
57	406, 500	474, 200	526, 000	577, 100
58	406, 900	475, 200	526, 800	578, 000
59	407, 300	476, 100	527, 600	578, 900
60	407, 700	476, 900	528, 400	579, 600
61	408, 100	477, 600	529, 300	580, 500
62	408, 500	478, 300	530, 100	581, 400
63	408, 900	479, 000	530, 900	582, 300
64	409, 300	479, 600	531, 600	583, 200

短時間勤務職員
以外職員

[illegible]

短時間勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 304,300	円 347,400	円 402,900	円 477,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

ロ 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 2 3 4	給	円 190,200	円 229,400	円 260,700	円 281,000	円 306,100	円 344,000	円 382,800
		192,300	230,700	261,900	281,800	307,600	345,700	385,100
		194,500	232,000	263,000	282,600	309,100	347,500	387,400
		196,600	233,300	264,100	283,400	310,600	349,100	389,700
5	給	198,600	234,500	265,300	284,200	312,100	350,700	392,000
6		200,600	235,600	266,100	285,000	313,600	352,400	394,700
7		202,600	236,600	266,900	285,800	315,000	354,000	397,300
8		204,400	237,600	267,700	286,500	316,400	355,600	399,900
9	給	206,300	238,700	268,500	287,300	317,700	357,200	402,000
10		208,200	239,900	269,300	288,000	319,100	359,000	404,300
11		210,100	241,300	270,100	288,700	320,500	360,700	406,500
12		212,200	242,600	270,900	289,500	321,900	362,300	408,700
13	給	213,900	243,900	271,700	290,200	323,400	363,800	410,700
14		215,900	245,200	272,500	291,100	325,000	365,500	412,700
15		218,200	246,500	273,300	291,900	326,500	367,100	414,700
16		220,300	247,700	274,100	292,600	328,000	368,700	416,700
17	給	222,400	248,900	274,900	293,300	329,500	370,400	418,500
18		223,500	250,100	275,700	294,400	331,100	372,000	420,500
19		224,600	251,300	276,600	295,500	332,600	373,600	422,400
20		225,700	252,600	277,400	296,700	334,100	375,200	424,200
21	給	226,800	253,700	278,200	297,900	335,700	376,800	426,000
22		227,700	254,600	279,000	299,100	337,300	378,800	427,600
23		228,600	255,400	279,800	300,400	338,800	380,800	429,200
24		229,600	256,200	280,600	301,600	340,300	382,800	430,700
25	給	230,500	257,000	281,400	302,800	341,800	384,200	432,200
26		231,400	257,800	282,300	304,000	343,400	386,000	433,500
27		232,300	258,600	283,200	305,200	345,000	387,700	434,800
28		233,200	259,400	284,000	306,400	346,600	389,400	436,100
29	給	234,100	260,200	284,800	307,600	347,900	391,200	437,400

短時 間勤 務職 員以 外の 職員	30	235,000	261,000	285,700	308,800	349,400	392,700	438,600
	31	235,900	261,800	286,600	309,900	350,900	394,200	439,900
	32	236,800	262,500	287,400	311,200	352,400	395,700	441,000
	33	237,600	263,400	288,300	312,500	353,900	397,000	442,200
	34	238,400	264,300	289,400	313,700	355,400	398,300	443,400
	35	239,200	265,000	290,400	314,900	356,900	399,600	444,600
	36	240,000	265,800	291,400	316,100	358,400	400,700	445,800
	37	240,900	266,700	292,400	317,300	359,800	401,800	446,900
	38	241,700	267,500	293,500	318,400	361,400	402,900	447,700
	39	242,500	268,300	294,500	319,600	362,900	404,000	448,100
	40	243,300	269,100	295,500	320,800	364,400	405,100	448,800
	41	243,900	269,900	296,500	322,000	365,600	405,900	449,300
	42	244,500	270,700	297,500	323,400	366,700	406,700	449,700
	43	245,100	271,500	298,500	324,700	367,900	407,500	450,100
	44	245,600	272,300	299,600	325,900	369,100	408,300	450,500
	45	246,100	273,000	300,600	326,800	370,100	408,700	450,900
	46	246,700	273,800	301,800	328,000	370,900	409,300	451,300
	47	247,200	274,600	302,900	329,200	371,900	409,800	451,700
	48	247,600	275,400	304,000	330,400	373,000	410,200	452,000
	49	248,000	276,200	305,100	331,500	374,000	410,600	452,300
	50	248,500	277,000	306,200	332,500	375,000	410,900	452,700
	51	249,000	277,700	307,300	333,500	376,000	411,200	453,000
	52	249,500	278,400	308,400	334,400	376,900	411,500	453,300
	53	249,800	279,100	309,500	335,400	377,700	411,800	453,600
	54	250,100	279,800	310,600	336,400	378,500	412,100	
	55	250,400	280,500	311,800	337,400	379,400	412,400	
	56	250,700	281,200	312,900	338,300	380,200	412,700	
	57	251,000	281,900	313,900	338,800	380,700	412,900	
	58	251,300	282,600	314,900	339,700	381,500	413,200	
	59	251,600	283,300	315,900	340,500	382,300	413,500	
	60	251,900	283,900	316,900	341,400	383,100	413,800	
	61	252,200	284,500	318,000	342,100	383,500	414,000	
	62	252,600	285,200	318,900	342,400	384,200	414,300	
	63	252,900	285,900	319,900	342,900	384,900	414,600	
	64	253,200	286,500	320,800	343,500	385,600	414,900	
	65	253,500	287,100	321,800	344,100	386,000	415,100	
	66	253,800	287,900	322,600	344,800	386,500		

67	254, 100	288, 600	323, 300	345, 500	387, 200
68	254, 400	289, 200	324, 000	346, 100	387, 800
69	254, 700	289, 800	324, 600	346, 800	388, 200
70	255, 000	290, 500	325, 300	347, 300	388, 700
71	255, 300	291, 200	325, 900	347, 900	389, 200
72	255, 500	291, 800	326, 500	348, 500	389, 700
73	255, 700	292, 400	327, 100	348, 800	390, 300
74	256, 000	292, 900	327, 300	349, 400	390, 800
75	256, 300	293, 300	327, 800	349, 900	391, 400
76	256, 500	293, 700	328, 300	350, 400	392, 000
77	256, 700	294, 100	328, 900	350, 900	392, 500
78	257, 000	294, 400	329, 400	351, 400	393, 000
79	257, 300	294, 700	329, 900	351, 900	393, 500
80	257, 500	295, 000	330, 300	352, 300	394, 000
81	257, 700	295, 300	330, 900	352, 600	394, 300
82	258, 000	295, 600	331, 400	352, 900	394, 800
83	258, 300	295, 900	331, 800	353, 100	395, 200
84	258, 500	296, 200	332, 300	353, 400	395, 600
85	258, 700	296, 400	332, 800	353, 900	396, 000
86		296, 600	333, 200	354, 200	
87		296, 800	333, 400	354, 500	
88		297, 000	333, 700	354, 800	
89		297, 400	334, 100	355, 200	
90		297, 600	334, 500	355, 500	
91		297, 800	334, 900	355, 900	
92		298, 000	335, 200	356, 200	
93		298, 400	335, 500	356, 600	
94		298, 600	335, 700	356, 900	
95		298, 800	336, 100	357, 200	
96		299, 100	336, 400	357, 500	
97		299, 400	336, 600	357, 800	
98		299, 600	336, 900	358, 200	
99		299, 800	337, 200	358, 600	
100		300, 100	337, 500	359, 000	
101		300, 400	337, 700	359, 500	
102		300, 600	338, 000	359, 900	
103		300, 800	338, 300	360, 300	

	104		301, 100	338, 500	360, 700			
	105		301, 400	338, 700	361, 200			
	106			338, 900				
	107			339, 300				
	108			339, 500				
	109			339, 700				
	110			340, 100				
	111			340, 500				
	112			340, 900				
	113			341, 100				
短時間勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 194, 900	円 221, 600	円 250, 500	円 264, 200	円 290, 100	円 331, 400	円 374, 400

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

ハ 医 療 職 給 料 表 (三)

職員の 区分	職務の 等級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	給	209,500 円	242,700 円	280,000 円	295,500 円	313,000 円	345,100 円	384,500 円
		211,400	244,900	281,100	296,100	314,200	346,900	387,100
		213,200	247,100	282,200	296,700	315,400	348,600	389,800
		214,900	249,300	283,200	297,200	316,500	350,300	392,400
		216,600	251,500	284,200	297,700	317,600	352,000	394,600
		218,600	252,600	284,700	298,300	318,700	353,700	396,800
		220,400	253,500	285,200	298,900	319,800	355,400	399,100
		222,100	254,400	285,700	299,500	320,900	357,000	401,400
		223,800	255,300	286,200	300,000	322,000	358,600	403,300
		225,800	256,500	286,700	300,600	323,100	360,300	405,400
		227,700	257,600	287,200	301,200	324,100	362,000	407,600
		229,700	258,500	287,800	301,700	325,100	363,700	409,900
		231,600	259,300	288,300	302,200	326,100	365,100	411,800
		233,600	260,000	288,800	302,800	327,300	366,800	413,800
		235,600	260,700	289,300	303,400	328,500	368,500	415,900
		237,600	261,600	289,800	303,900	329,700	370,300	417,900
		239,600	262,700	290,300	304,400	330,800	372,100	420,000
		241,600	263,800	290,800	305,100	332,000	374,100	422,200
		243,700	265,000	291,300	305,800	333,100	376,200	424,400
		245,700	266,100	291,800	306,500	334,200	378,200	426,500
		247,600	267,200	292,300	307,200	335,400	379,900	428,400
		248,900	268,300	292,800	308,100	336,600	382,000	430,300
		250,100	269,400	293,300	309,000	337,700	384,100	432,100
		251,200	270,500	293,800	309,900	338,800	386,100	434,000
		252,300	271,500	294,300	310,700	339,900	388,100	435,700
		253,300	272,600	294,800	311,700	341,100	389,700	437,300
		254,200	273,700	295,300	312,600	342,200	391,500	439,000
		255,100	274,700	295,800	313,500	343,300	393,300	440,700
		255,900	275,700	296,300	314,300	344,400	395,000	442,000

30	256,700	276,500	296,900	315,200	345,600	396,700	443,300
31	257,400	277,200	297,700	316,100	346,800	398,600	444,900
32	258,100	277,900	298,500	317,000	347,900	400,400	446,400
33	258,900	278,600	299,200	317,800	349,000	402,100	448,100
34	259,700	279,200	300,100	318,900	350,300	403,800	449,700
35	260,500	279,700	300,900	320,000	351,600	405,600	451,100
36	261,200	280,200	301,700	321,100	352,900	407,300	452,500
37	261,900	280,700	302,400	322,200	354,100	408,900	453,600
38	262,800	281,300	303,200	323,400	355,600	410,600	454,900
39	263,700	281,800	304,000	324,500	357,100	412,400	456,200
40	264,600	282,300	304,700	325,600	358,600	414,200	457,600
41	265,400	282,700	305,500	326,700	359,800	415,700	458,600
42	266,300	283,200	306,300	327,900	361,300	417,200	459,300
43	267,100	283,700	307,100	329,000	362,800	418,800	460,100
44	267,900	284,200	307,900	330,100	364,200	420,100	460,700
45	268,700	284,700	308,600	330,900	365,600	421,200	461,700
46	269,400	285,200	309,600	332,000	366,600	422,300	462,400
47	270,100	285,700	310,600	333,100	368,000	423,400	463,200
48	270,700	286,200	311,600	334,100	369,300	424,600	464,000
49	271,300	286,700	312,500	335,200	370,700	425,900	464,700
50	271,800	287,200	313,500	336,200	372,100	427,000	465,400
51	272,300	287,800	314,500	337,200	373,400	428,200	466,100
52	272,700	288,300	315,400	338,200	374,700	429,300	466,900
53	273,100	288,800	316,300	339,400	376,200	430,500	467,700
54	273,600	289,300	317,300	340,700	377,400	431,500	468,500
55	274,100	289,800	318,300	341,900	378,500	432,600	469,200
56	274,500	290,300	319,300	343,100	379,700	433,700	469,900
57	274,900	290,800	320,100	344,000	380,800	434,800	470,700
58	275,300	291,600	321,100	345,200	381,700	435,300	
59	275,700	292,400	322,100	346,400	382,700	435,900	
60	276,200	293,100	323,100	347,700	383,700	436,300	
61	276,600	293,800	324,000	348,700	384,300	436,900	
62	277,000	294,700	325,000	349,600	385,100	437,400	
63	277,400	295,600	326,000	350,700	385,900	437,800	
64	277,800	296,400	326,900	352,000	386,700	438,300	
65	278,200	297,200	327,800	353,100	387,400	438,800	
66	278,600	298,100	329,000	354,300	388,100	439,200	

短時間勤務職員以外の職員	67	279,000	298,900	330,200	355,600	388,800	439,500
	68	279,400	299,800	331,400	356,700	389,500	439,800
	69	279,800	300,600	332,100	357,600	390,100	440,200
	70	280,300	301,500	333,200	358,500	390,700	
	71	280,800	302,400	334,300	359,600	391,400	
	72	281,200	303,300	335,200	360,700	392,000	
	73	281,600	304,200	336,400	361,500	392,500	
	74	282,200	305,100	337,100	362,600	393,000	
	75	282,800	306,000	338,200	363,700	393,600	
	76	283,300	306,900	339,300	364,700	394,100	
	77	283,800	307,700	340,400	365,400	394,500	
	78	284,400	308,700	341,600	366,200	395,100	
	79	285,000	309,700	342,700	367,000	395,600	
	80	285,500	310,600	343,800	367,700	395,900	

104	297,900	328,600	361,200	379,400
105	298,300	329,000	361,500	380,000
106	298,800	329,500	362,000	380,500
107	299,300	330,000	362,400	381,000
108	299,700	330,500	362,700	381,500
109	299,900	330,900	363,200	382,100
110	300,200	331,300	363,700	382,500
111	300,400	331,600	364,200	383,000
112	300,700	331,900	364,700	383,500
113	301,000	332,200	365,200	384,100
114	301,200	332,600	365,700	
115	301,500	332,900	366,200	
116	301,700	333,200	366,600	
117	302,000	333,400	367,000	
118	302,300	333,700	367,400	
119	302,600	334,100	367,900	
120	302,900	334,300	368,400	
121	303,200	334,500	368,800	
122	303,600	334,800	369,300	
123	303,900	335,100	369,800	
124	304,200	335,400	370,300	
125	304,400	335,600	370,600	
126	304,600	335,900		
127	304,900	336,300		
128	305,300	336,500		
129	305,500	336,700		
130	305,800	336,900		
131	306,200	337,300		
132	306,600	337,500		
133	306,800	337,800		
134	307,100	338,200		
135	307,400	338,600		
136	307,700	339,000		
137	307,900	339,300		
138	308,200	339,700		
139	308,500	340,100		
140	308,800	340,500		

	141	309,000	340,800				
	142	309,400	341,200				
	143	309,800	341,500				
	144	310,100	341,900				
	145	310,300	342,200				
	146	310,500	342,600				
	147	310,800	343,000				
	148	311,300	343,400				
	149	311,500	343,700				
	150	311,700	344,100				
	151	312,000	344,500				
	152	312,300	344,900				
	153	312,700	345,200				
	154	312,900					
	155	313,100					
	156	313,400					
	157	313,700					
	158	314,000					
	159	314,300					
	160	314,600					
	161	315,000					
	162	315,300					
	163	315,600					
	164	315,900					
	165	316,300					
	166	316,600					
	167	316,900					
	168	317,200					
	169	317,600					
短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	242,000	262,600	270,000	280,500	297,100	334,900	380,000

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「及び第二十一条第一項」を「並びに第二十一条第一項及び第二項」に改める。

第三条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第五条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級以上職員等」という。）の第六項の規定による昇給は、行八級以上職員等が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第一項中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、「配偶者、」及び「（以下「行九級職員等」という。）」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行八級職員等」という。）」及び「、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十条の二第一項中「山口県の区域に在勤する職員及び」を削り、「とし」を「とし、」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「山口県の区域又は前項に規定する人事委員会規則で定める公署に在勤する職員にあつては百分の〇・一五を、同項に規定する人事委員会規則で定める地域に在勤する職員にあつては」を削り、同条第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同条第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同条第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第十条の四第一項第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十一条第二項第一号中「この号において」を削り、「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号口中「短時間勤務職員」を「第十二条の二第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第二号に定める額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十二条第三項中「国家公務員、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の適用を受ける学校職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の適用を受ける企業職員、単純な労務に雇用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十二条の三第二項中「国家公務員等」を「国家公務員、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の適用を受ける学校職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の適用を受ける企業職員、単純な労務に雇用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者」に改め、同条を第十二条の四とする。

第十二条の二第三項中「山口県の区域又は」を削り、同条を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十二条の二 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十六条の三第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「各号に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第十六条の十一第二項中「第十一項」を「第十二項」に、「、第十条、第十条の三から」を「及び」に改め、「まで、第十二条の二及び第十二条の三」を削る。

第十八条第一項中「初任給調整手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第二十一条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第二項中「通勤手当、特殊勤務手当」を「住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第四条関係）

職員の 区分	職務の 等級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	185,100	232,000	267,600	301,400	324,000	358,200	411,900	462,300	514,700
	2	186,200	233,500	268,600	302,900	325,900	359,900	413,800	467,800	521,600
	3	187,400	235,000	269,600	304,400	327,700	361,600	415,700	472,800	526,800
	4	188,500	236,500	270,600	305,800	329,400	363,200	417,500	477,600	531,100
	5	189,600	238,000	271,600	307,200	331,100	364,800	419,400	481,600	534,600
	6	191,300	239,500	272,600	308,300	332,800	366,600	421,200	485,100	537,900
	7	192,900	241,000	273,600	309,300	334,500	368,100	423,000	488,200	541,000
	8	194,500	242,600	274,600	310,500	336,200	369,700	424,800	490,700	543,500
	9	196,200	244,100	275,600	311,700	337,900	371,100	426,400	492,700	545,500
	10	197,900	245,500	276,600	313,400	339,600	372,800	427,900		
	11	199,500	246,900	277,700	315,000	341,300	374,400	429,400		
	12	201,100	248,300	278,800	316,600	342,900	375,900	430,900		
	13	202,700	249,500	279,800	318,100	344,400	377,800	432,400		
	14	204,400	250,700	281,100	319,700	346,000	379,700	433,700		
	15	206,100	251,900	282,400	321,300	347,600	381,600	435,000		
	16	207,900	253,100	283,600	322,900	349,200	383,600	436,200		
	17	209,200	254,300	284,900	324,400	350,600	385,100	437,400		
	18	210,800	255,400	286,200	326,200	352,300	386,900	438,800		
	19	212,400	256,500	287,400	327,800	353,900	388,700	440,100		
	20	213,900	257,600	288,600	329,400	355,500	390,300	441,300		
	21	215,400	258,700	289,800	330,800	356,700	392,000	442,500		
	22	217,000	259,600	291,000	332,500	358,200	393,400	443,300		
	23	218,700	260,600	292,300	334,200	359,700	394,800	444,100		
	24	220,300	261,700	293,600	335,900	361,300	396,200	444,900		
	25	221,900	262,700	294,900	337,100	363,100	397,500	445,500		
	26	223,600	263,500	295,900	339,000	364,900	398,700	446,100		
	27	224,900	264,400	296,900	340,700	366,600	399,900	446,700		
	28	226,200	265,300	298,000	342,300	368,300	400,900	447,300		
	29	227,500	266,200	299,100	343,800	369,700	402,000	448,000		

30	228,600	267,000	300,300	345,400	371,000	403,200	448,800
31	229,900	267,800	301,500	347,000	372,400	404,400	449,200
32	231,100	268,600	302,700	348,700	373,800	405,500	449,900
33	232,000	269,300	303,900	350,400	374,900	406,200	450,400
34	233,100	270,100	305,200	352,200	375,800	406,900	450,800
35	234,200	270,900	306,500	354,000	376,800	407,600	451,200
36	235,300	271,600	307,800	355,800	377,900	408,300	451,600
37	236,400	272,300	309,100	357,300	378,700	408,800	452,000
38	237,400	273,100	310,400	358,700	379,600	409,400	452,400
39	238,400	273,900	311,700	360,100	380,500	409,900	452,800
40	239,300	274,600	313,100	361,600	381,300	410,300	453,100
41	240,200	275,300	314,400	363,100	382,100	410,700	453,400
42	241,100	276,100	315,700	363,900	382,700	411,000	453,800
43	241,900	276,900	317,000	364,900	383,500	411,300	454,100
44	242,800	277,700	318,200	365,900	384,300	411,600	454,400
45	243,500	278,400	319,100	366,800	385,000	411,900	454,700
46	244,100	279,100	320,300	367,900	385,700	412,200	
47	244,700	279,800	321,600	368,800	386,400	412,500	
48	245,300	280,500	322,900	369,900	387,100	412,800	
49	245,900	281,200	324,100	370,800	387,600	413,000	
50	246,500	281,900	325,500	371,500	388,200	413,300	
51	247,100	282,600	326,700	372,200	388,800	413,600	
52	247,600	283,300	327,900	372,800	389,500	413,900	
53	248,100	283,900	329,200	373,200	389,900	414,100	
54	248,500	284,600	330,300	373,800	390,500	414,400	
55	248,800	285,200	331,400	374,500	391,100	414,700	
56	249,100	285,900	332,500	375,200	391,700	415,000	
57	249,400	286,500	333,200	375,500	392,100	415,200	
58	249,700	287,200	334,100	376,200	392,600	415,500	
59	250,000	287,800	334,900	376,900	393,200	415,800	
60	250,300	288,500	335,700	377,500	393,800	416,000	
61	250,600	289,100	336,500	377,800	394,200	416,200	
62	250,900	289,900	336,900	378,300	394,700	416,500	
63	251,200	290,500	337,500	379,000	395,200	416,800	
64	251,500	291,000	338,200	379,600	395,800	417,000	
65	251,800	291,500	339,000	379,900	396,000	417,200	
66	252,100	292,100	339,700	380,500	396,400	417,500	

短時間勤務職
以外
の職員

山 口 県 報			(号 外— 3)		令和 7 年 3 月 18 日 火曜日	
67	252, 400	292, 600	340, 400	381, 200	396, 800	417, 800
68	252, 700	293, 200	341, 000	381, 800	397, 100	418, 000
69	253, 000	293, 700	341, 500	382, 200	397, 400	418, 200
70	253, 300	294, 200	342, 100	382, 700	397, 700	418, 500
71	253, 600	294, 800	342, 600	383, 300	398, 000	418, 800
72	254, 000	295, 400	343, 200	383, 800	398, 300	419, 000
73	254, 300	295, 900	343, 500	384, 300	398, 500	419, 200
74	254, 600	296, 400	344, 000	384, 900	398, 800	
75	254, 900	296, 800	344, 400	385, 400	399, 100	
76	255, 200	297, 100	344, 800	385, 700	399, 300	
77	255, 500	297, 300	345, 200	386, 100	399, 500	
78	255, 800	297, 600	345, 700	386, 600	399, 800	
79	256, 100	297, 800	346, 200	387, 000	400, 100	
80	256, 400	298, 100	346, 700	387, 400	400, 300	
81	256, 700	298, 300	347, 000	387, 800	400, 500	
82	257, 000	298, 500	347, 400	388, 300	400, 800	
83	257, 300	298, 800	347, 900	388, 700	401, 100	
84	257, 600	299, 000	348, 300	389, 100	401, 300	
85	257, 900	299, 300	348, 600	389, 400	401, 500	
86	258, 200	299, 600	349, 000			
87	258, 500	299, 900	349, 400			
88	258, 800	300, 200	349, 800			
89	259, 100	300, 500	350, 000			
90	259, 500	300, 900	350, 400			
91	259, 700	301, 200	350, 800			
92	260, 000	301, 600	351, 200			
93	260, 300	301, 800	351, 400			
94		302, 000	351, 800			
95		302, 300	352, 200			
96		302, 700	352, 500			
97		302, 900	352, 800			
98		303, 200	353, 200			
99		303, 600	353, 600			
100		304, 000	354, 000			
101		304, 200	354, 500			
102		304, 500	354, 900			
103		304, 800	355, 300			

短時 間勤 務員	104	305, 100	355, 700							
	105	305, 300	356, 200							
	106	305, 600	356, 600							
	107	306, 000	356, 900							
	108	306, 300	357, 200							
	109	306, 500	357, 700							
	110	306, 900								
	111	307, 300								
	112	307, 600								
	113	307, 800								
	114	308, 000								
	115	308, 300								
	116	308, 700								
	117	308, 900								
	118	309, 100								
	119	309, 400								
	120	309, 700								
	121	310, 200								
	122	310, 400								
	123	310, 600								
	124	310, 800								
	125	311, 100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の 等級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	213,400	234,600	257,700	297,900	334,800	356,300	387,400	423,900	470,000
	2	215,800	236,800	259,700	298,900	336,300	358,000	389,100	425,500	476,200
	3	218,300	239,000	261,900	300,000	337,800	359,800	390,800	427,100	481,300
	4	220,700	241,300	264,100	300,900	339,300	361,400	392,500	428,700	485,700
	5	223,100	243,500	266,300	301,500	340,800	363,000	394,100	430,200	489,700
	6	225,500	245,500	267,600	302,200	342,200	364,700	395,700	431,800	493,200
	7	227,900	247,500	268,900	302,900	343,500	366,300	397,300	433,200	496,200
	8	230,200	249,300	270,200	303,600	344,800	367,900	398,900	434,600	498,700
	9	232,400	251,100	271,500	304,300	346,100	369,500	400,500	435,700	501,000
	10	234,500	252,900	272,800	305,000	347,800	371,200	402,100	437,100	
	11	236,600	254,600	274,100	305,700	349,400	372,800	403,700	438,600	
	12	238,600	256,000	275,400	306,300	351,000	374,400	405,400	440,200	
	13	240,600	257,400	276,800	307,000	352,500	376,000	406,900	441,500	
	14	242,700	259,200	278,000	307,800	354,100	377,600	408,900	443,200	
	15	244,700	260,600	279,100	308,500	355,700	379,200	410,900	444,800	
	16	246,300	262,100	280,600	309,300	357,200	380,800	412,900	446,400	
	17	247,900	263,600	281,900	310,000	358,800	382,500	414,400	447,800	
	18	249,400	264,900	283,200	310,800	360,400	384,100	416,200	449,500	
	19	250,900	266,100	284,500	311,900	362,000	385,700	417,800	451,200	
	20	252,500	267,200	285,700	312,800	363,500	387,300	419,500	452,800	
	21	254,000	268,500	286,900	313,700	365,000	388,900	421,200	454,200	
	22	255,600	269,700	287,500	315,000	366,600	390,500	422,700	454,900	
	23	257,100	271,000	288,200	316,300	368,200	392,200	424,200	455,600	
	24	258,600	272,300	288,800	317,600	369,800	394,000	425,600	456,300	
	25	260,100	273,700	289,300	318,900	371,200	395,700	426,800	456,700	
	26	261,300	275,100	289,900	320,400	373,000	397,700	428,300	457,300	
	27	262,500	276,500	290,500	321,700	374,700	399,600	429,800	457,900	
	28	263,700	277,800	291,000	322,800	376,300	401,500	431,200	458,500	
	29	265,000	278,800	291,500	323,900	377,900	403,200	432,700	459,100	

30	266,300	280,100	292,100	325,100	379,500	404,700	434,000	459,800
31	267,600	281,400	292,600	326,300	381,100	406,000	435,200	460,300
32	268,900	282,600	293,100	327,400	382,900	407,300	436,400	460,900
33	270,200	283,800	293,600	328,500	384,600	408,300	437,400	461,400
34	271,700	284,400	294,200	329,700	386,600	409,400	438,100	461,700
35	273,000	285,000	294,700	330,900	388,600	410,400	438,900	462,000
36	274,400	285,600	295,200	332,000	390,600	411,400	439,600	462,400
37	275,400	286,100	295,700	333,100	392,300	412,500	440,200	462,800
38	276,800	286,700	296,300	334,300	394,000	413,700	440,600	463,000
39	278,100	287,300	296,900	335,600	395,600	414,800	441,000	463,300
40	279,300	288,000	297,500	336,800	397,100	415,900	441,300	463,500
41	280,500	288,500	298,200	338,000	398,300	417,100	441,600	463,900
42	281,100	289,100	298,900	339,200	399,300	417,900	441,900	464,100
43	281,700	289,700	299,700	340,400	400,300	418,700	442,200	464,300
44	282,300	290,200	300,400	341,600	401,300	419,300	442,500	464,500
45	282,700	290,700	301,000	342,800	402,400	419,800	442,700	464,900
46	283,300	291,200	301,900	344,100	403,500	420,500	443,000	
47	283,800	291,700	302,700	345,300	404,600	421,200	443,300	
48	284,300	292,200	303,500	346,600	405,700	421,800	443,600	
49	284,800	292,800	304,300	347,800	407,000	422,500	443,900	
50	285,400	293,300	305,400	349,200	407,800	422,900	444,200	
51	285,900	293,900	306,500	350,500	408,600	423,500	444,500	
52	286,400	294,500	307,500	351,800	409,200	424,100	444,800	
53	286,900	295,100	308,500	352,700	409,700	424,500	445,000	
54	287,500	295,800	309,600	354,000	410,400	424,900	445,300	
55	288,100	296,500	310,600	355,200	411,100	425,400	445,600	
56	288,600	297,200	311,800	356,400	411,800	425,900	445,900	
57	289,100	297,800	312,800	357,600	412,100	426,400	446,100	
58	289,600	298,700	313,900	359,100	412,800	427,000	446,400	
59	290,100	299,600	315,000	360,500	413,500	427,400	446,700	
60	290,600	300,400	316,100	361,900	414,000	427,900	446,900	
61	291,100	301,200	317,100	363,200	414,400	428,300	447,100	
62	291,600	302,100	318,200	364,700	414,900	428,600	447,400	
63	292,100	303,000	319,300	366,200	415,400	428,900	447,700	
64	292,600	303,900	320,400	367,800	415,900	429,200	448,000	
65	293,100	304,700	321,400	369,000	416,400	429,500	448,200	
66	293,600	305,600	322,500	370,400	416,800	429,800	448,500	

短時 間勤 務員 以外 の職 員	67	294, 100	306, 400	323, 700	371, 700	417, 300	430, 100	448, 800
	68	294, 600	307, 200	324, 800	373, 100	417, 800	430, 300	449, 100
	69	295, 100	308, 100	325, 800	374, 200	418, 300	430, 500	449, 300
	70	295, 600	309, 000	327, 000	375, 400	418, 800	430, 800	449, 600
	71	296, 100	309, 900	328, 200	376, 600	419, 400	431, 100	449, 900
	72	296, 600	310, 800	329, 400	377, 800	419, 900	431, 300	450, 200
	73	297, 100	311, 700	330, 100	379, 100	420, 300	431, 500	450, 300
	74	297, 700	312, 600	331, 400	380, 300	420, 900	431, 800	
	75	298, 300	313, 500	332, 700	381, 500	421, 400	432, 100	
	76	298, 800	314, 300	334, 000	382, 600	421, 600	432, 300	
	77	299, 300	315, 000	335, 400	383, 800	421, 900	432, 500	
	78	300, 000	315, 900	336, 800	385, 000	422, 400	432, 800	
	79	300, 600	316, 800	338, 200	386, 100	422, 700	433, 100	
	80	301, 200	317, 800	339, 600	387, 300	423, 000	433, 300	
	81	301, 800	318, 700	340, 900	388, 400	423, 300	433, 500	
	82	302, 500	319, 800	342, 500	389, 000	423, 700	433, 800	
	83	303, 200	320, 800	344, 000	389, 500	424, 100	434, 100	
	84	303, 800	321, 800	345, 600	390, 000	424, 500	434, 300	
	85	304, 400	322, 700	347, 000	390, 600	424, 800	434, 500	
	86	305, 100	323, 800	348, 500	391, 200			
	87	305, 800	324, 800	350, 000	391, 800			
	88	306, 500	325, 800	351, 400	392, 400			
	89	307, 200	326, 800	352, 700	392, 700			
	90	308, 000	328, 100	353, 900	393, 100			
	91	308, 800	329, 300	355, 200	393, 700			
	92	309, 500	330, 500	356, 500	394, 200			
	93	310, 000	331, 700	357, 800	394, 600			
	94	310, 900	333, 000	359, 300	395, 000			
	95	311, 900	334, 200	360, 800	395, 500			
	96	312, 700	335, 500	362, 200	396, 000			
	97	313, 500	336, 700	363, 500	396, 400			
	98	314, 500	338, 000	364, 700	396, 900			
	99	315, 400	339, 300	365, 800	397, 400			
	100	316, 300	340, 500	367, 000	397, 900			
	101	317, 200	341, 900	368, 100	398, 200			
	102	318, 200	342, 800	369, 200	398, 600			
	103	319, 200	343, 800	370, 300	399, 100			

104	320, 100	344, 900	371, 500	399, 400
105	320, 900	346, 000	372, 700	399, 700
106	321, 500	347, 100	373, 200	400, 200
107	322, 100	348, 100	373, 800	400, 700
108	322, 800	349, 100	374, 400	401, 200
109	323, 300	350, 300	375, 000	401, 500
110	323, 800	351, 300	375, 500	402, 000
111	324, 200	352, 300	375, 900	402, 500
112	324, 700	353, 200	376, 400	403, 000
113	325, 500	354, 100	376, 800	403, 300
114	326, 200	355, 100	377, 200	403, 800
115	326, 900	356, 100	377, 700	404, 300
116	327, 500	357, 100	378, 200	404, 800
117	328, 100	358, 100	378, 600	405, 200
118	328, 800	358, 500	379, 100	405, 700
119	329, 500	359, 100	379, 700	406, 100
120	330, 300	359, 700	380, 200	406, 600
121	330, 900	360, 000	380, 400	407, 000
122	331, 200	360, 400	380, 900	
123	331, 700	360, 800	381, 400	
124	332, 200	361, 200	381, 800	
125	332, 400	361, 600	382, 300	
126		362, 000	382, 800	
127		362, 400	383, 300	
128		362, 800	383, 800	
129		363, 200	384, 100	
130		363, 600	384, 600	
131		364, 000	385, 100	
132		364, 400	385, 600	
133		364, 600	385, 900	
134		365, 100	386, 400	
135		365, 500	386, 800	
136		365, 800	387, 200	
137		366, 100	387, 500	
138		366, 500	388, 000	
139		367, 000	388, 500	
140		367, 500	389, 000	

	141	367, 800	389, 300							
	142	368, 300								
	143	368, 800								
	144	369, 300								
	145	369, 500								
短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 248, 300	円 260, 200	円 264, 500	円 296, 300	円 313, 300	円 327, 700	円 351, 600	円 387, 500	円 419, 800	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 海 事 職 給 料 表 (第四条関係)

職員の 区分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1	円	220,700	円	円	円	円	円
	2		223,900	278,400	321,900	368,700	412,000	466,200
	3		227,100	280,200	323,100	370,400	414,100	468,000
	4		230,400	281,900	324,200	372,200	416,200	469,800
	5		233,600	283,600	325,200	373,900	418,400	471,600
	6		236,700	285,300	326,200	375,400	420,400	473,400
	7		239,800	286,800	327,600	377,100	421,800	475,200
	8		242,900	288,300	329,200	378,800	423,200	476,900
	9		245,900	289,800	330,800	380,400	424,600	478,500
	10		248,800	291,300	332,700	382,100	426,000	479,900
	11		251,600	292,800	334,300	383,600	427,300	481,100
	12		254,500	294,200	336,000	385,100	428,700	482,300
13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	13		257,300	295,600	337,600	386,600	429,900	483,300
	14		260,200	297,000	339,300	388,100	431,100	484,300
	15		263,000	297,400	340,900	389,500	432,300	485,300
	16		265,700	299,900	342,500	390,800	433,500	486,300
	17		268,300	301,300	344,100	392,100	434,600	487,400
	18		269,700	302,700	345,600	393,700	435,600	487,700
	19		271,100	304,100	346,500	395,300	436,700	488,600
	20		272,500	305,400	347,300	396,900	437,800	489,500
	21		273,900	306,700	348,100	398,500	438,900	490,400
	22		275,100	308,000	348,900	400,100	439,900	491,300
	23		276,400	308,800	349,700	401,600	440,900	492,200
	24		277,500	309,600	350,500	403,000	441,800	493,100
	25		278,600	310,300	351,300	404,400	442,700	494,000
	26		279,200	311,000	352,100	405,900	443,600	494,800
	27		279,700	311,800	352,900	407,200	444,500	495,500
	28		280,200	312,500	353,700	408,400	445,400	496,200
	29		280,700	313,200	354,500	409,600	446,200	496,800
				313,900	355,200	410,800	446,600	497,300

30	281, 100	314, 500	356, 000	411, 900	447, 200	497, 900
31	281, 500	315, 100	356, 800	412, 900	447, 800	498, 500
32	281, 900	315, 700	357, 500	413, 900	448, 400	499, 100
33	282, 300	316, 300	358, 300	414, 400	448, 900	499, 400
34	282, 700	316, 900	359, 000	415, 300	449, 200	500, 000
35	283, 100	317, 500	359, 700	416, 200	449, 700	500, 500
36	283, 400	318, 000	360, 400	417, 200	450, 100	501, 000
37	283, 700	318, 500	361, 100	418, 100	450, 400	501, 500
38	284, 000	319, 000	361, 800	419, 000	451, 000	502, 100
39	284, 300	319, 500	362, 400	419, 900	451, 600	502, 400
40	284, 600	319, 900	363, 100	420, 800	452, 300	503, 000
41	284, 900	320, 300	363, 900	421, 600	452, 900	503, 500
42	285, 200	320, 700	364, 700	422, 500	453, 600	
43	285, 500	321, 100	365, 400	423, 400	454, 200	
44	285, 800	321, 500	366, 100	424, 100	454, 800	
45	286, 100	321, 900	366, 800	424, 300	455, 100	
46	286, 400	322, 300	367, 600	424, 700	455, 800	
47	286, 700	322, 700	368, 400	425, 100	456, 500	
48	287, 000	323, 200	369, 200	425, 500	457, 200	
49	287, 400	323, 600	370, 100	425, 800	457, 600	
50	287, 700	324, 000	371, 100	426, 000	457, 900	
51	288, 000	324, 400	372, 000	426, 400	458, 200	
52	288, 200	324, 700	372, 700	426, 800	458, 400	
53	288, 400	325, 000	373, 300	427, 100	458, 600	
54	288, 700	325, 300	374, 200	427, 600	458, 800	
55	289, 000	325, 600	375, 100	428, 200	459, 100	
56	289, 200	325, 900	375, 900	428, 700	459, 400	
57	289, 400	326, 200	376, 400	429, 300	459, 600	
58	289, 700	326, 500	376, 800	429, 900	459, 900	
59	290, 000	326, 800	377, 100	430, 400	460, 200	
60	290, 200	327, 000	377, 400	430, 900	460, 400	
61	290, 400	327, 200	377, 700	431, 500	460, 600	
62	290, 700	327, 500	378, 100	432, 000		
63	291, 000	327, 800	378, 400	432, 600		
64	291, 200	328, 000	378, 700	433, 200		
65	291, 400	328, 200	378, 900	433, 700		
66	291, 600	328, 500	379, 200	434, 300		

短時間勤務職員以外の職員

短時間勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 227,000	円 257,300	円 287,300	円 329,000	円 358,200	円 405,700

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表（第四条関係）

職員の 区分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		円 185,500	円 235,900	円 328,900	円 379,200	円 450,400
	2		186,600	240,200	330,900	380,600	460,400
	3		187,800	243,000	332,900	382,100	469,900
	4		188,900	245,700	335,000	383,500	479,800
	5		190,000	248,300	336,800	384,900	489,500
	6		192,100	249,900	338,800	386,300	499,300
	7		194,300	251,400	340,700	387,700	508,300
	8		196,400	253,000	342,600	389,100	516,200
	9		198,500	254,500	344,400	390,500	524,000
	10		200,500	256,600	346,000	392,000	531,200
	11		202,500	258,700	347,700	393,500	536,500
	12		204,500	260,700	349,300	394,900	541,200
	13		206,600	262,700	350,900	396,300	544,200
	14		208,500	265,100	351,900	397,800	546,300
	15		210,400	267,400	352,900	399,300	
	16		212,200	269,600	353,900	400,800	
	17		213,900	271,800	355,000	402,300	
	18		215,700	274,200	356,300	404,100	
	19		217,600	276,700	357,500	405,600	
	20		219,400	279,100	358,800	407,300	
	21		221,200	281,400	360,000	408,500	
	22		223,000	283,500	361,100	409,900	
	23		224,700	285,600	362,200	411,300	
	24		226,400	287,600	363,300	412,700	
	25		228,100	289,700	364,400	414,000	
	26		230,300	291,600	365,400	415,300	
	27		232,200	293,500	366,400	416,800	
	28		234,100	295,400	367,400	418,300	
	29		236,000	297,300	368,300	419,500	

30	237, 100	298, 800	369, 200	420, 700
31	238, 200	300, 400	370, 100	422, 300
32	239, 300	301, 900	370, 900	423, 800
33	240, 800	303, 400	371, 600	425, 100
34	242, 300	304, 900	372, 400	426, 500
35	243, 800	306, 400	373, 200	427, 900
36	245, 300	307, 800	374, 000	429, 300
37	246, 800	309, 200	374, 800	430, 700
38	248, 400	310, 100	375, 600	432, 100
39	250, 000	311, 000	376, 400	433, 500
40	251, 600	312, 000	377, 200	434, 900
41	253, 300	312, 800	378, 100	436, 000
42	254, 800	313, 300	379, 400	437, 300
43	256, 300	313, 800	380, 700	438, 700
44	257, 800	314, 300	381, 900	440, 100
45	259, 300	314, 800	382, 600	440, 900
46	260, 600	315, 300	383, 600	441, 800
47	261, 800	315, 800	384, 400	442, 700
48	263, 000	316, 300	385, 100	443, 600
49	264, 300	316, 700	385, 800	444, 400
50	265, 400	317, 200	386, 600	445, 200
51	266, 500	317, 700	387, 300	445, 800
52	267, 600	318, 200	388, 000	446, 600
53	268, 700	318, 600	388, 600	447, 000
54	269, 800	319, 100	389, 300	447, 600
55	270, 800	319, 500	390, 100	448, 100
56	271, 800	319, 900	390, 900	448, 600
57	272, 800	320, 300	391, 500	449, 100
58	273, 500	320, 700	392, 300	
59	274, 100	321, 100	393, 000	
60	274, 700	321, 500	393, 700	
61	275, 300	321, 900	394, 300	
62	276, 000	322, 500	395, 000	
63	276, 600	323, 200	395, 700	
64	277, 200	323, 800	396, 400	
65	277, 800	324, 300	397, 100	
66	278, 400	324, 900	397, 700	

短時間勤務職員以外の職員

67	279,000	325,500	398,300
68	279,600	326,100	399,000
69	280,200	326,600	399,700
70	280,900	327,200	400,200
71	281,600	327,800	400,800
72	282,300	328,400	401,400
73	282,900	328,900	401,900
74	283,600	329,600	402,500
75	284,300	330,300	403,100
76	285,000	331,000	403,600
77	285,600	331,700	404,100
78	286,300	332,400	404,600
79	287,000	333,100	405,100
80	287,600	333,800	405,800
81	288,300	334,600	406,200
82	289,000	335,400	
83	289,700	336,100	
84	290,300	336,700	
85	290,900	337,200	
86	291,600	337,700	
87	292,300	338,100	
88	292,900	338,500	
89	293,500	338,800	
90	294,200	339,300	
91	294,900	339,700	
92	295,500	340,100	
93	296,100	340,400	
94	296,800	340,800	
95	297,400	341,200	
96	298,000	341,600	
97	298,300	342,100	
98	298,900	342,600	
99	299,600	343,100	
100	300,100	343,600	
101	300,600	344,100	
102	301,000	344,600	
103	301,400	345,100	

[illegible]

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第四条関係)

イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	293,900 円	403,700 円	459,000 円	554,600 円
	2	296,200	406,500	461,000	560,700
	3	298,500	409,100	462,900	565,900
	4	300,800	411,600	465,000	570,900
	5	302,900	414,000	466,300	575,300
	6	306,400	416,200	468,100	579,600
	7	309,900	418,400	469,900	583,200
	8	313,400	420,500	471,800	586,400
	9	316,800	422,600	473,500	588,900
	10	320,300	424,100	475,300	591,200
	11	323,800	425,600	477,200	
	12	327,200	427,100	479,000	
	13	330,600	428,500	480,800	
	14	334,100	430,100	482,600	
	15	337,600	431,600	484,400	
	16	341,000	433,000	486,200	
	17	344,400	434,400	488,100	
	18	347,600	435,900	490,000	
	19	350,700	437,400	491,900	
	20	353,800	438,800	493,800	
	21	357,000	440,300	495,800	
	22	360,200	441,800	497,500	
	23	363,300	443,300	499,300	
	24	366,300	444,700	501,100	
	25	369,300	446,100	502,700	
	26	371,700	447,500	504,500	
	27	374,000	448,900	506,400	

短時間勤務 職員の 外勤	28	376, 200	450, 300	508, 000
	29	378, 100	451, 700	509, 400
	30	379, 800	453, 200	511, 100
	31	381, 500	454, 600	512, 900
	32	383, 300	456, 000	514, 600
	33	385, 200	457, 400	516, 200
	34	387, 000	458, 800	517, 500
	35	388, 600	460, 200	518, 800
	36	390, 000	461, 600	520, 100
	37	391, 400	463, 100	521, 100
	38	392, 900	464, 800	522, 400
	39	394, 500	466, 400	523, 700
	40	396, 000	468, 000	525, 000
	41	397, 500	469, 600	526, 000
	42	398, 200	470, 800	526, 800
	43	398, 800	472, 000	527, 600
	44	399, 500	473, 100	528, 400
短時間勤務 職員の 外勤	45	400, 400	474, 200	529, 300
	46	401, 000	475, 200	530, 100
	47	401, 600	476, 100	530, 900
	48	402, 200	476, 900	531, 600
	49	402, 800	477, 600	532, 400
	50	403, 300	478, 300	533, 300
	51	403, 800	479, 000	534, 000
	52	404, 300	479, 600	534, 900
	53	404, 800	480, 300	535, 800
	54	405, 300	481, 000	536, 600
	55	405, 700	481, 600	537, 500
	56	406, 100	482, 200	538, 400
	57	406, 500	482, 500	539, 200
	58	406, 900	483, 100	540, 100
	59	407, 300	483, 800	541, 000
	60	407, 700	484, 500	541, 700
	61	408, 100	484, 900	542, 500
	62	408, 500	485, 500	543, 400
	63	408, 900	486, 200	544, 300
	64	409, 300	486, 900	545, 200

短時間勤務職員		409,600	65	487,300	546,000	
			66	487,900	546,900	
			67	488,500	547,800	
			68	489,000	548,700	
			69	489,600	549,500	
			70	490,100	550,400	
			71	490,600	551,300	
			72	491,100	552,200	
			73	491,500	553,000	
			74	492,000		
			75	492,400		
			76	492,900		
			77	493,400		
			78	494,000		
			79	494,600		
			80	495,000		
			81	495,500		
			82	496,100		
			83	496,700		
			84	497,200		
			85	497,700		
	基準給料月額 円	304,300		基準給料月額 円	402,900	基準給料月額 円
				基準給料月額 円		基準給料月額 円
						477,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

口 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務の 等級	給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1			円 190,200	円 229,400	円 265,300	円 284,200	円 317,700	円 363,800	円 418,500
2			192,300	230,700	266,100	285,000	319,100	365,500	420,500
3			194,500	232,000	266,900	285,800	320,500	367,100	422,400
4			196,600	233,300	267,700	286,500	321,900	368,700	424,200
5			198,600	234,500	268,500	287,300	323,400	370,400	426,000
6			200,600	235,600	269,300	288,000	325,000	372,000	427,600
7			202,600	236,600	270,100	288,700	326,500	373,600	429,200
8			204,400	237,600	270,900	289,500	328,000	375,200	430,700
9			206,300	238,700	271,700	290,200	329,500	376,800	432,200
10			208,200	239,900	272,500	291,100	331,100	378,800	433,500
11			210,100	241,300	273,300	291,900	332,600	380,800	434,800
12			212,200	242,600	274,100	292,600	334,100	382,800	436,100
13			213,900	243,900	274,900	293,300	335,700	384,200	437,400
14			215,900	245,200	275,700	294,400	337,300	386,000	438,600
15			218,200	246,500	276,600	295,500	338,800	387,700	439,900
16			220,300	247,700	277,400	296,700	340,300	389,400	441,000
17			222,400	248,900	278,200	297,900	341,800	391,200	442,200
18			223,500	250,100	279,000	299,100	343,400	392,700	443,400
19			224,600	251,300	279,800	300,400	345,000	394,200	444,600
20			225,700	252,600	280,600	301,600	346,600	395,700	445,800
21			226,800	253,700	281,400	302,800	347,900	397,000	446,900
22			227,700	254,600	282,300	304,000	349,400	398,300	447,700
23			228,600	255,400	283,200	305,200	350,900	399,600	448,100
24			229,600	256,200	284,000	306,400	352,400	400,700	448,800
25			230,500	257,000	284,800	307,600	353,900	401,800	449,300
26			231,400	257,800	285,700	308,800	355,400	402,900	449,700
27			232,300	258,600	286,600	309,900	356,900	404,000	450,100
28			233,200	259,400	287,400	311,200	358,400	405,100	450,500
29			234,100	260,200	288,300	312,500	359,800	405,900	450,900

短時間勤務 職員の 外員	30	235,000	261,000	289,400	313,700	361,400	406,700	451,300
	31	235,900	261,800	290,400	314,900	362,900	407,500	451,700
	32	236,800	262,500	291,400	316,100	364,400	408,300	452,000
	33	237,600	263,400	292,400	317,300	365,600	408,700	452,300
	34	238,400	264,300	293,500	318,400	366,700	409,300	452,700
	35	239,200	265,000	294,500	319,600	367,900	409,800	453,000
	36	240,000	265,800	295,500	320,800	369,100	410,200	453,300
	37	240,900	266,700	296,500	322,000	370,100	410,600	453,600
	38	241,700	267,500	297,500	323,400	370,900	410,900	
	39	242,500	268,300	298,500	324,700	371,900	411,200	
	40	243,300	269,100	299,600	325,900	373,000	411,500	
	41	243,900	269,900	300,600	326,800	374,000	411,800	
	42	244,500	270,700	301,800	328,000	375,000	412,100	
	43	245,100	271,500	302,900	329,200	376,000	412,400	
	44	245,600	272,300	304,000	330,400	376,900	412,700	
	45	246,100	273,000	305,100	331,500	377,700	412,900	
	46	246,700	273,800	306,200	332,500	378,500	413,200	
	47	247,200	274,600	307,300	333,500	379,400	413,500	
	48	247,600	275,400	308,400	334,400	380,200	413,800	
	49	248,000	276,200	309,500	335,400	380,700	414,000	
	50	248,500	277,000	310,600	336,400	381,500	414,300	
	51	249,000	277,700	311,800	337,400	382,300	414,600	
	52	249,500	278,400	312,900	338,300	383,100	414,900	
	53	249,800	279,100	313,900	338,800	383,500	415,100	
	54	250,100	279,800	314,900	339,700	384,200		
	55	250,400	280,500	315,900	340,500	384,900		
	56	250,700	281,200	316,900	341,400	385,600		
	57	251,000	281,900	318,000	342,100	386,000		
	58	251,300	282,600	318,900	342,400	386,500		
	59	251,600	283,300	319,900	342,900	387,200		
	60	251,900	283,900	320,800	343,500	387,800		
	61	252,200	284,500	321,800	344,100	388,200		
	62	252,600	285,200	322,600	344,800	388,700		
	63	252,900	285,900	323,300	345,500	389,200		
	64	253,200	286,500	324,000	346,100	389,700		
	65	253,500	287,100	324,600	346,800	390,300		
	66	253,800	287,900	325,300	347,300	390,800		

67	254,100	288,600	325,900	347,900	391,400
68	254,400	289,200	326,500	348,500	392,000
69	254,700	289,800	327,100	348,800	392,500
70	255,000	290,500	327,300	349,400	393,000
71	255,300	291,200	327,800	349,900	393,500
72	255,500	291,800	328,300	350,400	394,000
73	255,700	292,400	328,900	350,900	394,300
74	256,000	292,900	329,400	351,400	394,800
75	256,300	293,300	329,900	351,900	395,200
76	256,500	293,700	330,300	352,300	395,600
77	256,700	294,100	330,900	352,600	396,000
78	257,000	294,400	331,400	352,900	
79	257,300	294,700	331,800	353,100	
80	257,500	295,000	332,300	353,400	
81	257,700	295,300	332,800	353,900	
82	258,000	295,600	333,200	354,200	
83	258,300	295,900	333,400	354,500	
84	258,500	296,200	333,700	354,800	
85	258,700	296,400	334,100	355,200	
86		296,600	334,500	355,500	
87		296,800	334,900	355,900	
88		297,000	335,200	356,200	
89		297,400	335,500	356,600	
90		297,600	335,700	356,900	
91		297,800	336,100	357,200	
92		298,000	336,400	357,500	
93		298,400	336,600	357,800	
94		298,600	336,900	358,200	
95		298,800	337,200	358,600	
96		299,100	337,500	359,000	
97		299,400	337,700	359,500	
98		299,600	338,000	359,900	
99		299,800	338,300	360,300	
100		300,100	338,500	360,700	
101		300,400	338,700	361,200	
102		300,600	338,900		
103		300,800	339,300		

	104		301,100	339,500				
	105		301,400	339,700				
	106			340,100				
	107			340,500				
	108			340,900				
	109		341,100					
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 194,900	円 221,600	円 250,500	円 264,200	円 290,100	円 331,400	円 374,400

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の 等級	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		1	209,500 円	242,700 円	284,200 円	297,700 円	322,000 円	365,100 円	420,000 円
		2	211,400	244,900	284,700	298,300	323,100	366,800	422,200
		3	213,200	247,100	285,200	298,900	324,100	368,500	424,400
		4	214,900	249,300	285,700	299,500	325,100	370,300	426,500
		5	216,600	251,500	286,200	300,000	326,100	372,100	428,400
		6	218,600	252,600	286,700	300,600	327,300	374,100	430,300
		7	220,400	253,500	287,200	301,200	328,500	376,200	432,100
		8	222,100	254,400	287,800	301,700	329,700	378,200	434,000
		9	223,800	255,300	288,300	302,200	330,800	379,900	435,700
		10	225,800	256,500	288,800	302,800	332,000	382,000	437,300
		11	227,700	257,600	289,300	303,400	333,100	384,100	439,000
		12	229,700	258,500	289,800	303,900	334,200	386,100	440,700
		13	231,600	259,300	290,300	304,400	335,400	388,100	442,000
		14	233,600	260,000	290,800	305,100	336,600	389,700	443,300
		15	235,600	260,700	291,300	305,800	337,700	391,500	444,900
		16	237,600	261,600	291,800	306,500	338,800	393,300	446,400
		17	239,600	262,700	292,300	307,200	339,900	395,000	448,100
		18	241,600	263,800	292,800	308,100	341,100	396,700	449,700
		19	243,700	265,000	293,300	309,000	342,200	398,600	451,100
		20	245,700	266,100	293,800	309,900	343,300	400,400	452,500
		21	247,600	267,200	294,300	310,700	344,400	402,100	453,600
		22	248,900	268,300	294,800	311,700	345,600	403,800	454,900
		23	250,100	269,400	295,300	312,600	346,800	405,600	456,200
		24	251,200	270,500	295,800	313,500	347,900	407,300	457,600
		25	252,300	271,500	296,300	314,300	349,000	408,900	458,600
		26	253,300	272,600	296,900	315,200	350,300	410,600	459,300
		27	254,200	273,700	297,700	316,100	351,600	412,400	460,100
		28	255,100	274,700	298,500	317,000	352,900	414,200	460,700
		29	255,900	275,700	299,200	317,800	354,100	415,700	461,700

30	256,700	276,500	300,100	318,900	355,600	417,200	462,400
31	257,400	277,200	300,900	320,000	357,100	418,800	463,200
32	258,100	277,900	301,700	321,100	358,600	420,100	464,000
33	258,900	278,600	302,400	322,200	359,800	421,200	464,700
34	259,700	279,200	303,200	323,400	361,300	422,300	465,400
35	260,500	279,700	304,000	324,500	362,800	423,400	466,100
36	261,200	280,200	304,700	325,600	364,200	424,600	466,900
37	261,900	280,700	305,500	326,700	365,600	425,900	467,700
38	262,800	281,300	306,300	327,900	366,600	427,000	468,500
39	263,700	281,800	307,100	329,000	368,000	428,200	469,200
40	264,600	282,300	307,900	330,100	369,300	429,300	469,900
41	265,400	282,700	308,600	330,900	370,700	430,500	470,700
42	266,300	283,200	309,600	332,000	372,100	431,500	
43	267,100	283,700	310,600	333,100	373,400	432,600	
44	267,900	284,200	311,600	334,100	374,700	433,700	
45	268,700	284,700	312,500	335,200	376,200	434,800	
46	269,400	285,200	313,500	336,200	377,400	435,300	
47	270,100	285,700	314,500	337,200	378,500	435,900	
48	270,700	286,200	315,400	338,200	379,700	436,300	
49	271,300	286,700	316,300	339,400	380,800	436,900	
50	271,800	287,200	317,300	340,700	381,700	437,400	
51	272,300	287,800	318,300	341,900	382,700	437,800	
52	272,700	288,300	319,300	343,100	383,700	438,300	
53	273,100	288,800	320,100	344,000	384,300	438,800	
54	273,600	289,300	321,100	345,200	385,100	439,200	
55	274,100	289,800	322,100	346,400	385,900	439,500	
56	274,500	290,300	323,100	347,700	386,700	439,800	
57	274,900	290,800	324,000	348,700	387,400	440,200	
58	275,300	291,600	325,000	349,600	388,100		
59	275,700	292,400	326,000	350,700	388,800		
60	276,200	293,100	326,900	352,000	389,500		
61	276,600	293,800	327,800	353,100	390,100		
62	277,000	294,700	329,000	354,300	390,700		
63	277,400	295,600	330,200	355,600	391,400		
64	277,800	296,400	331,400	356,700	392,000		
65	278,200	297,200	332,100	357,600	392,500		
66	278,600	298,100	333,200	358,500	393,000		

七八

104	297, 900	328, 600	362, 700	381, 500
105	298, 300	329, 000	363, 200	382, 100
106	298, 800	329, 500	363, 700	382, 500
107	299, 300	330, 000	364, 200	383, 000
108	299, 700	330, 500	364, 700	383, 500
109	299, 900	330, 900	365, 200	384, 100
110	300, 200	331, 300	365, 700	
111	300, 400	331, 600	366, 200	
112	300, 700	331, 900	366, 600	
113	301, 000	332, 200	367, 000	
114	301, 200	332, 600	367, 400	
115	301, 500	332, 900	367, 900	
116	301, 700	333, 200	368, 400	
117	302, 000	333, 400	368, 800	
118	302, 300	333, 700	369, 300	
119	302, 600	334, 100	369, 800	
120	302, 900	334, 300	370, 300	
121	303, 200	334, 500	370, 600	
122	303, 600	334, 800		
123	303, 900	335, 100		
124	304, 200	335, 400		
125	304, 400	335, 600		
126	304, 600	335, 900		
127	304, 900	336, 300		
128	305, 300	336, 500		
129	305, 500	336, 700		
130	305, 800	336, 900		
131	306, 200	337, 300		
132	306, 600	337, 500		
133	306, 800	337, 800		
134	307, 100	338, 200		
135	307, 400	338, 600		
136	307, 700	339, 000		
137	307, 900	339, 300		
138	308, 200	339, 700		
139	308, 500	340, 100		
140	308, 800	340, 500		

短時 間勤 務員		141	309, 000	340, 800					
		142	309, 400	341, 200					
		143	309, 800	341, 500					
		144	310, 100	341, 900					
		145	310, 300	342, 200					
		146	310, 500	342, 600					
		147	310, 800	343, 000					
		148	311, 300	343, 400					
		149	311, 500	343, 700					
		150	311, 700	344, 100					
		151	312, 000	344, 500					
		152	312, 300	344, 900					
		153	312, 700	345, 200					
		154	312, 900						
		155	313, 100						
		156	313, 400						
		157	313, 700						
		158	314, 000						
		159	314, 300						
		160	314, 600						
	161	315, 000							
	162	315, 300							
	163	315, 600							
	164	315, 900							
	165	316, 300							
	166	316, 600							
	167	316, 900							
	168	317, 200							
	169	317, 600							

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定める
ものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	418,000
2	479,000
3	542,000
4	626,000
5	727,000
6	829,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	348,000
2	385,000
3	414,000

第六条第二項中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「千分の千七百二十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	395,000
2	443,000
3	496,000
4	559,000
5	639,000
6	745,000
7	870,000

第八条第二項及び第三項中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「千分の千七百二十五」に改める。

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「から第十条まで」を「、第九条」に改め、「、第十六条の八」を削り、「から第十二条まで」を「、第十一条」に、「第十八条の四」を「第十八条の五」に改め、同条第二項中「第十六条の五第二項」の下に「、第十六条の八第二項第一号」を加え、「千分の千七百二十五」を「百分の九十五」と、職員給与条例第十六条の八第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「千分の八百七十五」に改め、同条第三項中「及び第十八条第二項」を「、第十八条第二項及び第十八条の四第二項第一号」に、「千分の千七百二十五」を「百分の九十五」と、学校職員給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「千分の八百七十五」に改める。

第九条第一項中「、第六条及び第十五条」を「及び第六条」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び附則第十二項の規定 公布の日

二 第二条、第五条並びに附則第四項から第十一項まで及び第十三項の規定 令和七年四月一日

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて令和六年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級

級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に関する経過措置）

6 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第九条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万五千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万五千五百円」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（地域手当に関する経過措置）

7 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額、改正後の給与条例第十条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

8 切替日から令和九年三月三十一日までの間においては、改正後の給与条例第十条の二の規定にかかわらず、山口県の区域又は山口県の区域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が山口県の区域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員には、地域手当を支給し、その支給割合は人事委員会規則で定める割合とする。

9 切替日から令和十年三月三十一日までの間における給与条例第十条の三の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第 号）附則第七項」と、「間、前条」とあるのは「間、同条又は同項」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

10 改正後の給与条例第十二条第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(定年前再任用短時間勤務職員等への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

11 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第三十二号)附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対して適用されることとなる改正後の給与条例第十二条の四の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

(その他の経過措置の人事委員会規則への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

13 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十条、第十条の三から」を「及び」に改め、「まで、第十二条の二及び第十二条の三」を削る。

附則別表 号給の切替表

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新			号			給		
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	2	1	1	1	1	1	1	1	
7	3	1	1	1	1	1	1	1	
8	4	1	1	1	1	1	1	1	
9	5	1	1	1	1	1	1	1	
10	6	2	2	1	1	1	1	1	
11	7	3	3	1	1	1	1	1	
12	8	4	4	1	1	1	1	1	
13	9	5	5	1	1	1	1	1	
14	10	6	6	2	1	1	1	1	
15	11	7	7	3	1	1	1	1	
16	12	8	8	4	1	1	1	1	
17	13	9	9	5	1	1	1	1	
18	14	10	10	6	2	1	1	2	
19	15	11	11	7	3	1	1	2	
20	16	12	12	8	4	1	1	2	

21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	

46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			

71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						

96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

(2) 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1

22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	

47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		

72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					

97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					

122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

(3) 海事職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5

22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30

47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	38
55	51	47	43	39
56	52	48	44	40
57	53	49	45	41
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58	54	
67	63	59	55	
68	64	60	56	
69	65	61	57	
70	66	62	58	
71	67	63	59	

72	68	64	60	
73	69	65	61	
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86			
91	87			
92	88			
93	89			
94	90			
95	91			
96	92			

97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			

(4) 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2

22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8

47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12

72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

(5) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1

22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4

47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	

72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		

97
85

(6) 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5

22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30

47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		

72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			

97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

(7) 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5

22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30

47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		

72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			

97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第六号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「二万分の六千八百七十五」を「百分の七十」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「千分の千二十五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「二万分の四千八百七十五」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第五条関係)

学 校 職 員 の 分	職 務 の 等 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 185,100	円 232,000	円 263,600	円 289,700	円 312,400	円 337,900
	2	186,200	233,500	264,500	291,300	314,200	339,800
	3	187,400	235,000	265,500	292,800	315,900	341,600
	4	188,500	236,500	266,600	294,400	317,400	343,400
	5	189,600	238,000	267,600	295,900	318,800	345,100
	6	191,300	239,500	268,600	297,400	320,100	346,800
	7	192,900	241,000	269,600	298,800	321,400	348,500
	8	194,500	242,600	270,600	300,100	322,700	350,200
	9	196,200	244,100	271,600	301,400	324,000	351,800
	10	197,900	245,500	272,600	302,900	325,900	353,500
	11	199,500	246,900	273,600	304,400	327,700	355,100
	12	201,100	248,300	274,600	305,800	329,400	356,700
	13	202,700	249,500	275,600	307,200	331,100	358,200
	14	204,400	250,700	276,600	308,300	332,800	359,900
	15	206,100	251,900	277,700	309,300	334,500	361,600
	16	207,900	253,100	278,800	310,500	336,200	363,200
	17	209,200	254,300	279,800	311,700	337,900	364,800
	18	210,800	255,400	281,100	313,400	339,600	366,600
	19	212,400	256,500	282,400	315,000	341,300	368,100
	20	213,900	257,600	283,600	316,600	342,900	369,700
	21	215,400	258,700	284,900	318,100	344,400	371,100
	22	217,000	259,600	286,200	319,700	346,000	372,800
	23	218,700	260,600	287,400	321,300	347,600	374,400
	24	220,300	261,700	288,600	322,900	349,200	375,900
	25	221,900	262,700	289,800	324,400	350,600	377,800
	26	223,600	263,500	291,000	326,200	352,300	379,700
	27	224,900	264,400	292,300	327,800	353,900	381,600
	28	226,200	265,300	293,600	329,400	355,500	383,600
	29	227,500	266,200	294,900	330,800	356,700	385,100

30	228,600	267,000	295,900	332,500	358,200	386,900
31	229,900	267,800	296,900	334,200	359,700	388,700
32	231,100	268,600	298,000	335,900	361,300	390,300
33	232,000	269,300	299,100	337,100	363,100	392,000
34	233,100	270,100	300,300	339,000	364,900	393,400
35	234,200	270,900	301,500	340,700	366,600	394,800
36	235,300	271,600	302,700	342,300	368,300	396,200
37	236,400	272,300	303,900	343,800	369,700	397,500
38	237,400	273,100	305,200	345,400	371,000	398,700
39	238,400	273,900	306,500	347,000	372,400	399,900
40	239,300	274,600	307,800	348,700	373,800	400,900
41	240,200	275,300	309,100	350,400	374,900	402,000
42	241,100	276,100	310,400	352,200	375,800	403,200
43	241,900	276,900	311,700	354,000	376,800	404,400
44	242,800	277,700	313,100	355,800	377,900	405,500
45	243,500	278,400	314,400	357,300	378,700	406,200
46	244,100	279,100	315,700	358,700	379,600	406,900
47	244,700	279,800	317,000	360,100	380,500	407,600
48	245,300	280,500	318,200	361,600	381,300	408,300
49	245,900	281,200	319,100	363,100	382,100	408,800
50	246,500	281,900	320,300	363,900	382,700	409,400
51	247,100	282,600	321,600	364,900	383,500	409,900
52	247,600	283,300	322,900	365,900	384,300	410,300
53	248,100	283,900	324,100	366,800	385,000	410,700
54	248,500	284,600	325,500	367,900	385,700	411,000
55	248,800	285,200	326,700	368,800	386,400	411,300
56	249,100	285,900	327,900	369,900	387,100	411,600
57	249,400	286,500	329,200	370,800	387,600	411,900
58	249,700	287,200	330,300	371,500	388,200	412,200
59	250,000	287,800	331,400	372,200	388,800	412,500
60	250,300	288,500	332,500	372,800	389,500	412,800
61	250,600	289,100	333,200	373,200	389,900	413,000
62	250,900	289,900	334,100	373,800	390,500	413,300
63	251,200	290,500	334,900	374,500	391,100	413,600
64	251,500	291,000	335,700	375,200	391,700	413,900
65	251,800	291,500	336,500	375,500	392,100	414,100
66	252,100	292,100	336,900	376,200	392,600	414,400

短時間勤務
勤学
務学
校職
員以
外の
学校
職員

67	252, 400	292, 600	337, 500	376, 900	393, 200	414, 700
68	252, 700	293, 200	338, 200	377, 500	393, 800	415, 000
69	253, 000	293, 700	339, 000	377, 800	394, 200	415, 200
70	253, 300	294, 200	339, 700	378, 300	394, 700	415, 500
71	253, 600	294, 800	340, 400	379, 000	395, 200	415, 800
72	254, 000	295, 400	341, 000	379, 600	395, 800	416, 000
73	254, 300	295, 900	341, 500	379, 900	396, 000	416, 200
74	254, 600	296, 400	342, 100	380, 500	396, 400	416, 500
75	254, 900	296, 800	342, 600	381, 200	396, 800	416, 800
76	255, 200	297, 100	343, 200	381, 800	397, 100	417, 000
77	255, 500	297, 300	343, 500	382, 200	397, 400	417, 200
78	255, 800	297, 600	344, 000	382, 700	397, 700	417, 500
79	256, 100	297, 800	344, 400	383, 300	398, 000	417, 800
80	256, 400	298, 100	344, 800	383, 800	398, 300	418, 000
81	256, 700	298, 300	345, 200	384, 300	398, 500	418, 200
82	257, 000	298, 500	345, 700	384, 900	398, 800	418, 500
83	257, 300	298, 800	346, 200	385, 400	399, 100	418, 800
84	257, 600	299, 000	346, 700	385, 700	399, 300	419, 000
85	257, 900	299, 300	347, 000	386, 100	399, 500	419, 200
86	258, 200	299, 600	347, 400	386, 600	399, 800	
87	258, 500	299, 900	347, 900	387, 000	400, 100	
88	258, 800	300, 200	348, 300	387, 400	400, 300	
89	259, 100	300, 500	348, 600	387, 800	400, 500	
90	259, 500	300, 900	349, 000	388, 300	400, 800	
91	259, 700	301, 200	349, 400	388, 700	401, 100	
92	260, 000	301, 600	349, 800	389, 100	401, 300	
93	260, 300	301, 800	350, 000	389, 400	401, 500	
94		302, 000	350, 400			
95		302, 300	350, 800			
96		302, 700	351, 200			
97		302, 900	351, 400			
98		303, 200	351, 800			
99		303, 600	352, 200			
100		304, 000	352, 500			
101		304, 200	352, 800			
102		304, 500	353, 200			
103		304, 800	353, 600			

短時間勤務 学校職員	104		305, 100	354, 000			
	105		305, 300	354, 500			
	106		305, 600	354, 900			
	107		306, 000	355, 300			
	108		306, 300	355, 700			
	109		306, 500	356, 200			
	110		306, 900	356, 600			
	111		307, 300	356, 900			
	112		307, 600	357, 200			
	113		307, 800	357, 700			
	114		308, 000				
	115		308, 300				
	116		308, 700				
	117		308, 900				
	118		309, 100				
	119		309, 400				
	120		309, 700				
	121		310, 200				
	122		310, 400				
	123		310, 600				
	124		310, 800				
			311, 100				
	125						
	基準給料 月額	円	221, 400	262, 200	282, 100	297, 400	323, 300
		円	193, 600				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第二 海 事 職 給 料 表 (第五条関係)

学 校 区 職 員 の 分	職 務 の 等 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	220,700 円	278,400 円	317,400 円	356,500 円	388,900 円	437,900 円
	2	223,900	280,200	318,600	358,400	390,700	439,800
	3	227,100	281,900	319,700	360,100	392,400	441,800
	4	230,400	283,600	320,800	361,800	394,100	443,700
	5	233,600	285,300	321,900	363,500	395,700	445,600
	6	236,700	286,800	323,100	365,000	397,800	447,300
	7	239,800	288,300	324,200	366,400	399,900	449,000
	8	242,900	289,800	325,200	367,700	401,900	450,800
	9	245,900	291,300	326,200	368,700	403,900	452,500
	10	248,800	292,800	327,600	370,400	406,000	454,200
	11	251,600	294,200	329,200	372,200	408,000	455,900
	12	254,500	295,600	330,800	373,900	410,000	457,600
	13	257,300	297,000	332,700	375,400	412,000	459,300
	14	260,200	298,400	334,300	377,100	414,100	461,000
	15	263,000	299,900	336,000	378,800	416,200	462,700
	16	265,700	301,300	337,600	380,400	418,400	464,500
	17	268,300	302,700	339,300	382,100	420,400	466,200
	18	269,700	304,100	340,900	383,600	421,800	468,000
	19	271,100	305,400	342,500	385,100	423,200	469,800
	20	272,500	306,700	344,100	386,600	424,600	471,600
	21	273,900	308,000	345,600	388,100	426,000	473,400
	22	275,100	308,800	346,500	389,500	427,300	475,200
	23	276,400	309,600	347,300	390,800	428,700	476,900
	24	277,500	310,300	348,100	392,100	429,900	478,500
	25	278,600	311,000	348,900	393,700	431,100	479,900
	26	279,200	311,800	349,700	395,300	432,300	481,100
	27	279,700	312,500	350,500	396,900	433,500	482,300
	28	280,200	313,200	351,300	398,500	434,600	483,300
	29	280,700	313,900	352,100	400,100	435,600	484,300

短時 間勤 務学 校職 員以 外の 学 校 職 員	30	281, 100	314, 500	352, 900	401, 600	436, 700	485, 300
	31	281, 500	315, 100	353, 700	403, 000	437, 800	486, 300
	32	281, 900	315, 700	354, 500	404, 400	438, 900	487, 400
	33	282, 300	316, 300	355, 200	405, 900	439, 900	487, 700
	34	282, 700	316, 900	356, 000	407, 200	440, 900	488, 600
	35	283, 100	317, 500	356, 800	408, 400	441, 800	489, 500
	36	283, 400	318, 000	357, 500	409, 600	442, 700	490, 400
	37	283, 700	318, 500	358, 300	410, 800	443, 600	491, 300
	38	284, 000	319, 000	359, 000	411, 900	444, 500	492, 200
	39	284, 300	319, 500	359, 700	412, 900	445, 400	493, 100
	40	284, 600	319, 900	360, 400	413, 900	446, 200	494, 000
	41	284, 900	320, 300	361, 100	414, 400	446, 600	494, 800
	42	285, 200	320, 700	361, 800	415, 300	447, 200	495, 500
	43	285, 500	321, 100	362, 400	416, 200	447, 800	496, 200
	44	285, 800	321, 500	363, 100	417, 200	448, 400	496, 800
	45	286, 100	321, 900	363, 900	418, 100	448, 900	497, 300
	46	286, 400	322, 300	364, 700	419, 000	449, 200	497, 900
	47	286, 700	322, 700	365, 400	419, 900	449, 700	498, 500
	48	287, 000	323, 200	366, 100	420, 800	450, 100	499, 100
	49	287, 400	323, 600	366, 800	421, 600	450, 400	499, 400
	50	287, 700	324, 000	367, 600	422, 500	451, 000	500, 000
	51	288, 000	324, 400	368, 400	423, 400	451, 600	500, 500
	52	288, 200	324, 700	369, 200	424, 100	452, 300	501, 000
	53	288, 400	325, 000	370, 100	424, 300	452, 900	501, 500
	54	288, 700	325, 300	371, 100	424, 700	453, 600	502, 100
	55	289, 000	325, 600	372, 000	425, 100	454, 200	502, 400
	56	289, 200	325, 900	372, 700	425, 500	454, 800	503, 000
	57	289, 400	326, 200	373, 300	425, 800	455, 100	503, 500
	58	289, 700	326, 500	374, 200	426, 000	455, 800	
	59	290, 000	326, 800	375, 100	426, 400	456, 500	
	60	290, 200	327, 000	375, 900	426, 800	457, 200	
	61	290, 400	327, 200	376, 400	427, 100	457, 600	
	62	290, 700	327, 500	376, 800	427, 600	457, 900	
	63	291, 000	327, 800	377, 100	428, 200	458, 200	
	64	291, 200	328, 000	377, 400	428, 700	458, 400	
	65	291, 400	328, 200	377, 700	429, 300	458, 600	
	66	291, 600	328, 500	378, 100	429, 900	458, 800	

67	291,800	328,800	378,400	430,400	459,100
68	292,100	329,000	378,700	430,900	459,400
69	292,400	329,200	378,900	431,500	459,600
70			379,200	432,000	459,900
71			379,500	432,600	460,200
72			379,800	433,200	460,400
73			380,100	433,700	460,600
74			380,300	434,300	
75			380,700	434,800	
76			381,000	435,400	
77			381,300	435,900	
78			381,800	436,400	
79			382,300	437,100	
80			382,700	437,700	
81			383,100	438,000	
82			383,500	438,500	
83			384,000	439,100	
84			384,500	439,600	
85			384,900	440,000	
86			385,400	440,500	
87			385,800	441,200	
88			386,300	441,900	
89			386,800	442,100	
90			387,300		
91			387,800		
92			388,300		
93			388,600		
94			389,000		
95			389,300		
96			389,700		
97			390,200		
98			390,500		
99			391,000		
100			391,400		
101			392,000		

短時間勤務 学校職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 227,000	円 257,300	円 287,300	円 329,000	円 358,200	円 405,700

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士
その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 教 育 職 給 料 表 (第五条関係)

イ 教 育 職 給 料 表 (一)

学校 職員の 区分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	2	給	201,600	248,400	357,600	427,600
	3	給	203,900	249,900	359,100	429,400
	4	給	206,300	251,300	360,500	431,200
	5	給	208,500	252,800	361,900	432,800
	6	給	210,700	254,200	363,300	434,300
	7	給	213,000	255,400	364,600	435,800
	8	給	215,200	256,600	365,900	437,700
	9	給	217,500	257,800	367,200	439,500
	10	給	219,700	259,200	368,400	441,300
	11	給	221,900	260,400	370,000	443,100
	12	給	224,100	261,700	371,500	445,000
	13	給	226,300	263,000	372,900	446,800
	14	給	228,500	264,400	374,200	448,500
	15	給	230,700	266,300	375,700	450,400
	16	給	232,800	268,100	377,200	452,200
	17	給	234,900	269,900	378,600	454,100
2	18	給	237,000	271,600	380,000	455,800
	19	給	238,800	273,800	381,500	457,600
	20	給	240,500	276,100	383,000	459,400
	21	給	242,300	278,300	384,400	461,200
	22	給	244,000	280,500	385,800	462,800
	23	給	245,300	282,700	387,300	464,500
	24	給	246,600	284,900	388,800	466,400
	25	給	247,900	287,000	390,200	468,100
	26	給	249,100	289,100	391,500	469,800
	27	給	250,300	291,000	393,000	471,400
	28	給	251,500	292,900	394,600	473,000

28	252, 800	294, 700	396, 100	474, 500
29	253, 900	296, 500	397, 500	476, 000
30	255, 100	298, 400	399, 000	477, 300
31	256, 300	300, 300	400, 500	478, 600
32	257, 500	302, 000	402, 000	479, 900
33	258, 600	303, 700	403, 400	481, 100
34	259, 900	305, 500	405, 100	481, 800
35	261, 200	307, 200	406, 700	482, 600
36	262, 500	308, 800	408, 200	483, 300
37	263, 900	310, 500	409, 400	483, 900
38	265, 400	312, 200	410, 800	
39	266, 700	314, 000	412, 200	
40	268, 000	315, 700	413, 600	
41	269, 300	317, 000	415, 200	
42	270, 300	318, 900	416, 600	
43	271, 300	320, 700	417, 900	
44	272, 200	322, 400	419, 300	
45	272, 900	324, 200	420, 800	
46	273, 700	326, 100	422, 100	
47	274, 500	327, 800	423, 600	
48	275, 300	329, 500	425, 100	
49	276, 200	331, 200	426, 700	
50	277, 000	333, 000	428, 100	
51	277, 700	334, 900	429, 700	
52	278, 500	336, 600	431, 200	
53	279, 300	338, 300	432, 900	
54	280, 100	339, 600	434, 400	
55	280, 900	340, 900	436, 000	
56	281, 700	342, 200	437, 600	
57	282, 400	343, 700	439, 100	
58	283, 000	345, 300	440, 700	
59	283, 800	346, 900	441, 900	
60	284, 700	348, 500	443, 100	
61	285, 500	350, 000	444, 300	
62	286, 100	351, 600	445, 600	
63	286, 900	353, 200	446, 800	
64	287, 600	354, 700	448, 000	

短時 間勤 務学 校職 員以 外の 学校 職員	65	288,700	356,200	449,100
	66	289,500	357,800	450,300
	67	290,300	359,500	451,500
	68	291,000	361,000	452,700
	69	291,700	362,500	453,900
	70	292,500	364,100	455,100
	71	293,300	365,700	456,300
	72	294,000	367,200	457,500
	73	294,700	368,700	458,600
	74	295,400	370,400	459,200
	75	296,100	372,000	459,700
	76	296,700	373,500	460,200
	77	297,300	375,000	460,800
	78	298,000	376,400	
	79	298,700	377,800	
	80	299,300	379,100	
	81	300,000	380,400	
	82	300,700	381,900	
	83	301,400	383,300	
	84	302,100	384,600	
	85	302,800	385,700	
	86	303,600	387,100	
	87	304,300	388,500	
	88	305,000	389,800	
	89	305,700	391,000	
	90	306,600	392,300	
	91	307,400	393,400	
	92	308,200	394,600	
	93	308,700	395,800	
	94	309,500	396,900	
	95	310,300	398,100	
	96	311,200	399,300	
	97	311,900	400,700	
	98	312,700	401,700	
	99	313,500	402,800	
	100	314,200	403,800	

101	315, 000	404, 700
102	315, 900	405, 700
103	316, 800	406, 800
104	317, 600	407, 900
105	318, 200	408, 600
106	319, 000	409, 500
107	319, 800	410, 400
108	320, 600	411, 300
109	321, 300	412, 100
110	321, 700	412, 900
111	322, 100	413, 700
112	322, 600	414, 500
113	323, 100	415, 100
114	323, 500	415, 800
115	324, 000	416, 500
116	324, 400	417, 200
117	324, 900	417, 800
118	325, 400	418, 300
119	325, 800	418, 700
120	326, 300	419, 100
121	326, 800	419, 400
122	327, 200	419, 700
123	327, 700	420, 000
124	328, 200	420, 200
125	328, 800	420, 400
126	329, 100	420, 700
127	329, 400	421, 000
128	329, 700	421, 200
129	329, 900	421, 400
130	330, 200	421, 700
131	330, 500	422, 000
132	330, 800	422, 200
133	331, 000	422, 400
134	331, 200	422, 700
135	331, 400	423, 000
136	331, 700	423, 200
137	332, 000	423, 400

短時間勤務 学校職員	138	332, 200	423, 700		
	139	332, 500	424, 000		
	140	332, 800	424, 200		
	141	333, 000	424, 400		
	142	333, 200	424, 700		
	143	333, 500	425, 000		
	144	333, 700	425, 200		
	145	334, 000	425, 400		
	146	334, 200			
	147	334, 500			
	148	334, 800			
	149	335, 000			
	150	335, 200			
	151	335, 500			
	152	335, 800			
	153	336, 000			
	基準給料月額		円	円	円
	240, 500		円	281, 500	円
	基準給料月額		円	円	円
			円	339, 500	425, 500

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教 育 職 給 料 表 (二)

学 校 職 員 の 区 分	職 務 の 等 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1		201,600 円	222,600 円	326,700 円	417,200 円
	2		203,900	225,000	328,800	418,700
	3		206,300	227,400	330,900	420,200
	4		208,500	229,900	333,000	421,700
	5		210,700	232,300	335,100	423,000
	6		213,000	234,700	337,200	424,400
	7		215,200	237,100	339,300	425,800
	8		217,500	239,500	341,400	427,200
	9		219,700	242,000	343,400	428,600
	10		221,900	243,600	345,500	430,000
	11		224,100	245,200	347,700	431,400
	12		226,300	246,800	349,700	432,700
	13		228,500	248,400	351,700	434,000
	14		230,700	249,900	353,200	435,400
	15		232,800	251,300	354,700	436,800
	16		234,900	252,800	356,200	438,200
	17		237,000	254,200	357,600	439,400
	18		238,800	255,400	359,100	440,800
	19		240,500	256,600	360,500	442,000
	20		242,300	257,800	361,900	443,300
	21		244,000	259,200	363,300	444,400
	22		245,300	260,400	364,600	445,500
	23		246,600	261,700	365,900	446,700
	24		247,900	263,000	367,200	448,000
	25		249,100	264,400	368,400	449,300
	26		250,200	266,300	369,700	450,500
	27		251,300	268,100	371,000	451,500
	28		252,500	269,900	372,200	452,600
	29		253,700	271,600	373,400	453,800

30	255, 000	273, 800	374, 600	454, 600
31	256, 200	276, 100	375, 800	455, 400
32	257, 400	278, 300	376, 900	456, 300
33	258, 500	280, 500	378, 000	457, 200
34	259, 700	282, 700	379, 200	457, 700
35	260, 900	284, 900	380, 400	458, 200
36	262, 100	287, 000	381, 500	458, 700
37	263, 300	289, 100	382, 700	459, 200
38	264, 600	291, 000	383, 900	
39	265, 800	292, 900	385, 100	
40	267, 000	294, 700	386, 200	
41	268, 200	296, 500	387, 300	
42	269, 300	298, 400	388, 500	
43	270, 400	300, 300	389, 700	
44	271, 500	302, 000	390, 800	
45	272, 500	303, 700	391, 900	
46	273, 300	305, 500	393, 100	
47	274, 100	307, 200	394, 400	
48	274, 900	308, 800	395, 600	
49	275, 600	310, 500	396, 800	
50	276, 500	312, 200	398, 100	
51	277, 200	314, 000	399, 300	
52	277, 900	315, 700	400, 500	
53	278, 700	317, 000	401, 700	
54	279, 500	318, 900	403, 000	
55	280, 300	320, 700	404, 000	
56	281, 000	322, 400	405, 100	
57	281, 700	324, 200	406, 400	
58	282, 500	326, 100	407, 600	
59	283, 300	327, 800	408, 800	
60	284, 000	329, 500	410, 000	
61	284, 600	331, 200	411, 100	
62	285, 300	333, 000	412, 100	
63	286, 000	334, 900	413, 400	
64	286, 600	336, 600	414, 600	
65	287, 300	338, 300	415, 800	
66	288, 100	339, 600	416, 900	

短時間勤務 学校職員の 外学職員	67	288,800	340,900	418,000
	68	289,500	342,200	419,200
	69	290,200	343,700	420,200
	70	291,000	345,200	421,400
	71	291,700	346,800	422,600
	72	292,400	348,300	423,800
	73	292,900	349,700	424,400
	74	293,600	351,200	425,200
	75	294,300	352,700	425,900
	76	294,900	354,200	426,400
	77	295,500	355,600	426,700
	78	296,200	357,100	427,000
	79	296,800	358,700	427,400
	80	297,400	360,200	427,800
	81	298,000	361,600	428,100
	82	298,600	362,900	428,500
	83	299,200	364,200	428,900
	84	299,900	365,400	429,200
	85	300,400	366,600	429,500
	86	300,900	367,800	429,900
	87	301,400	369,000	430,200
	88	301,900	370,200	430,500
	89	302,300	371,300	430,800
	90	302,900	372,400	431,100
	91	303,400	373,500	431,400
	92	303,900	374,600	431,600
	93	304,200	375,700	431,800
	94	304,700	376,900	
	95	305,200	378,000	
	96	305,600	379,100	
	97	306,000	380,100	
	98	306,500	381,100	
	99	307,000	382,100	
	100	307,400	383,000	
	101	307,800	383,800	
	102	308,200	384,800	
	103	308,600	385,700	

104	309, 000	386, 600
105	309, 200	387, 400
106	309, 500	388, 300
107	309, 800	389, 200
108	310, 000	390, 100
109	310, 200	390, 900
110	310, 400	391, 900
111	310, 700	392, 800
112	311, 000	393, 700
113	311, 200	394, 300
114	311, 400	395, 200
115	311, 600	396, 100
116	311, 900	397, 100
117	312, 200	397, 900
118	312, 400	398, 600
119	312, 700	399, 400
120	313, 000	400, 200
121	313, 200	400, 800
122	313, 400	401, 500
123	313, 600	402, 200
124	313, 900	402, 800
125	314, 200	403, 400
126		404, 100
127		404, 600
128		405, 200
129		405, 900
130		406, 500
131		407, 000
132		407, 500
133		407, 800
134		408, 100
135		408, 400
136		408, 700
137		409, 000
138		409, 300
139		409, 600
140		409, 900

短時間勤務 学校職員	141	410,200		
	142	410,500		
	143	410,800		
	144	411,100		
	145	411,300		
	146	411,600		
	147	411,900		
	148	412,100		
	149	412,300		
	150	412,600		
	151	412,900		
	152	413,100		
	153	413,300		
	154	413,600		
	155	413,900		
	156	414,100		
		414,300		
	157			
	基準給料月額 円	231,700	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	基準給料月額 円	278,400	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	基準給料月額 円	332,800	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	基準給料月額 円	415,400	基準給料月額 円	基準給料月額 円

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

学 校 区 職 員 の 分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1		190,200	229,400	260,700	281,000	306,100
	2		192,300	230,700	261,900	281,800	307,600
	3		194,500	232,000	263,000	282,600	309,100
	4		196,600	233,300	264,100	283,400	310,600
	5		198,600	234,500	265,300	284,200	312,100
	6		200,600	235,600	266,100	285,000	313,600
	7		202,600	236,600	266,900	285,800	315,000
	8		204,400	237,600	267,700	286,500	316,400
	9		206,300	238,700	268,500	287,300	317,700
	10		208,200	239,900	269,300	288,000	319,100
	11		210,100	241,300	270,100	288,700	320,500
	12		212,200	242,600	270,900	289,500	321,900
	13		213,900	243,900	271,700	290,200	323,400
	14		215,900	245,200	272,500	291,100	325,000
	15		218,200	246,500	273,300	291,900	326,500
	16		220,300	247,700	274,100	292,600	328,000
	17		222,400	248,900	274,900	293,300	329,500
	18		223,500	250,100	275,700	294,400	331,100
	19		224,600	251,300	276,600	295,500	332,600
	20		225,700	252,600	277,400	296,700	334,100
	21		226,800	253,700	278,200	297,900	335,700
	22		227,700	254,600	279,000	299,100	337,300
	23		228,600	255,400	279,800	300,400	338,800
	24		229,600	256,200	280,600	301,600	340,300
	25		230,500	257,000	281,400	302,800	341,800
	26		231,400	257,800	282,300	304,000	343,400
	27		232,300	258,600	283,200	305,200	345,000
	28		233,200	259,400	284,000	306,400	346,600
	29		234,100	260,200	284,800	307,600	347,900

30	235, 000	261, 000	285, 700	308, 800	349, 400
31	235, 900	261, 800	286, 600	309, 900	350, 900
32	236, 800	262, 500	287, 400	311, 200	352, 400
33	237, 600	263, 400	288, 300	312, 500	353, 900
34	238, 400	264, 300	289, 400	313, 700	355, 400
35	239, 200	265, 000	290, 400	314, 900	356, 900
36	240, 000	265, 800	291, 400	316, 100	358, 400
37	240, 900	266, 700	292, 400	317, 300	359, 800
38	241, 700	267, 500	293, 500	318, 400	361, 400
39	242, 500	268, 300	294, 500	319, 600	362, 900
40	243, 300	269, 100	295, 500	320, 800	364, 400
41	243, 900	269, 900	296, 500	322, 000	365, 600
42	244, 500	270, 700	297, 500	323, 400	366, 700
43	245, 100	271, 500	298, 500	324, 700	367, 900
44	245, 600	272, 300	299, 600	325, 900	369, 100
45	246, 100	273, 000	300, 600	326, 800	370, 100
46	246, 700	273, 800	301, 800	328, 000	370, 900
47	247, 200	274, 600	302, 900	329, 200	371, 900
48	247, 600	275, 400	304, 000	330, 400	373, 000
49	248, 000	276, 200	305, 100	331, 500	374, 000
50	248, 500	277, 000	306, 200	332, 500	375, 000
51	249, 000	277, 700	307, 300	333, 500	376, 000
52	249, 500	278, 400	308, 400	334, 400	376, 900
53	249, 800	279, 100	309, 500	335, 400	377, 700
54	250, 100	279, 800	310, 600	336, 400	378, 500
55	250, 400	280, 500	311, 800	337, 400	379, 400
56	250, 700	281, 200	312, 900	338, 300	380, 200
57	251, 000	281, 900	313, 900	338, 800	380, 700
58	251, 300	282, 600	314, 900	339, 700	381, 500
59	251, 600	283, 300	315, 900	340, 500	382, 300
60	251, 900	283, 900	316, 900	341, 400	383, 100
61	252, 200	284, 500	318, 000	342, 100	383, 500
62	252, 600	285, 200	318, 900	342, 400	384, 200
63	252, 900	285, 900	319, 900	342, 900	384, 900
64	253, 200	286, 500	320, 800	343, 500	385, 600
65	253, 500	287, 100	321, 800	344, 100	386, 000
66	253, 800	287, 900	322, 600	344, 800	386, 500

短時間勤務
勤務以外
の職員
以外
の職員

67	254, 100	288, 600	323, 300	345, 500	387, 200
68	254, 400	289, 200	324, 000	346, 100	387, 800
69	254, 700	289, 800	324, 600	346, 800	388, 200
70	255, 000	290, 500	325, 300	347, 300	388, 700
71	255, 300	291, 200	325, 900	347, 900	389, 200
72	255, 500	291, 800	326, 500	348, 500	389, 700
73	255, 700	292, 400	327, 100	348, 800	390, 300
74	256, 000	292, 900	327, 300	349, 400	390, 800
75	256, 300	293, 300	327, 800	349, 900	391, 400
76	256, 500	293, 700	328, 300	350, 400	392, 000
77	256, 700	294, 100	328, 900	350, 900	392, 500
78	257, 000	294, 400	329, 400	351, 400	393, 000
79	257, 300	294, 700	329, 900	351, 900	393, 500
80	257, 500	295, 000	330, 300	352, 300	394, 000
81	257, 700	295, 300	330, 900	352, 600	394, 300
82	258, 000	295, 600	331, 400	352, 900	394, 800
83	258, 300	295, 900	331, 800	353, 100	395, 200
84	258, 500	296, 200	332, 300	353, 400	395, 600
85	258, 700	296, 400	332, 800	353, 900	396, 000
86		296, 600	333, 200	354, 200	
87		296, 800	333, 400	354, 500	
88		297, 000	333, 700	354, 800	
89		297, 400	334, 100	355, 200	
90		297, 600	334, 500	355, 500	
91		297, 800	334, 900	355, 900	
92		298, 000	335, 200	356, 200	
93		298, 400	335, 500	356, 600	
94		298, 600	335, 700	356, 900	
95		298, 800	336, 100	357, 200	
96		299, 100	336, 400	357, 500	
97		299, 400	336, 600	357, 800	
98		299, 600	336, 900	358, 200	
99		299, 800	337, 200	358, 600	
100		300, 100	337, 500	359, 000	
101		300, 400	337, 700	359, 500	
102		300, 600	338, 000	359, 900	
103		300, 800	338, 300	360, 300	

短時 間勤 務学 校職 員	104		301, 100	338, 500	360, 700	
	105		301, 400	338, 700	361, 200	
	106			338, 900		
	107			339, 300		
	108			339, 500		
	109			339, 700		
	110			340, 100		
	111			340, 500		
	112			340, 900		
	113			341, 100		
	基準給料 月額 円	194, 900	基準給料 月額 円	221, 600	基準給料 月額 円	250, 500
				264, 200	基準給料 月額 円	290, 100

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「及び第二十三条第一項」を「並びに第二十三条第一項及び第二項」に改める。

第四条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、「配偶者、」及び「(以下「行九級相当学校職員」という。)」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行八級相当学校職員」という。)」及び「、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)」については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条の二第一項中「山口県の区域に在勤する学校職員及び」を削り、「とし」を「とし、」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「山口県の区域又は前項に規定する人事委員会規則で定める公署に在勤する学校職員にあつては百分の〇・一五を、同項に規定する人事委員会規則で定める地域に在勤する学校職員にあつては」を削り、同項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十二条の三第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十三条第二項第一号中「この号において」を削り、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号口中「短時間勤務学校職員」を「第十四条の二第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される学校職員及び短時間勤務学校職員」に改め、同項第三号中「(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のう

ち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第二号に定める額の合計額が十五万円を超える学校職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十四条第三項中「国家公務員、職員給与条例の適用を受ける職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の適用を受ける企業職員、単純な労務に雇用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものを使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける学校職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める学校職員に限る。）」を削る。

第十四条の三を第十四条の四とする。

第十四条の二第三項中「山口県の区域又は」を削り、同条を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十四条の二 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた学校職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十七条の三第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「各号に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした学校職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十条第一項中「初任給調整手当」の下に「及び在宅勤務等手当」を加える。

第二十条の二第二項中「、第十二条、第十二条の三、」を「及び」に改め、「、第十四条の二及び第十四条の三」を削る。

第二十三条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第二項中「通勤手当、特殊勤務手当」を「住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

学校 職員の 区分	職務の 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1		185,100	232,000	267,600	301,400	324,000	358,200
	2		186,200	233,500	268,600	302,900	325,900	359,900
	3		187,400	235,000	269,600	304,400	327,700	361,600
	4		188,500	236,500	270,600	305,800	329,400	363,200
	5		189,600	238,000	271,600	307,200	331,100	364,800
	6		191,300	239,500	272,600	308,300	332,800	366,600
	7		192,900	241,000	273,600	309,300	334,500	368,100
	8		194,500	242,600	274,600	310,500	336,200	369,700
	9		196,200	244,100	275,600	311,700	337,900	371,100
	10		197,900	245,500	276,600	313,400	339,600	372,800
	11		199,500	246,900	277,700	315,000	341,300	374,400
	12		201,100	248,300	278,800	316,600	342,900	375,900
	13		202,700	249,500	279,800	318,100	344,400	377,800
	14		204,400	250,700	281,100	319,700	346,000	379,700
	15		206,100	251,900	282,400	321,300	347,600	381,600
	16		207,900	253,100	283,600	322,900	349,200	383,600
	17		209,200	254,300	284,900	324,400	350,600	385,100
	18		210,800	255,400	286,200	326,200	352,300	386,900
	19		212,400	256,500	287,400	327,800	353,900	388,700
	20		213,900	257,600	288,600	329,400	355,500	390,300
	21		215,400	258,700	289,800	330,800	356,700	392,000
	22		217,000	259,600	291,000	332,500	358,200	393,400
	23		218,700	260,600	292,300	334,200	359,700	394,800
	24		220,300	261,700	293,600	335,900	361,300	396,200
	25		221,900	262,700	294,900	337,100	363,100	397,500
	26		223,600	263,500	295,900	339,000	364,900	398,700
	27		224,900	264,400	296,900	340,700	366,600	399,900
	28		226,200	265,300	298,000	342,300	368,300	400,900
	29		227,500	266,200	299,100	343,800	369,700	402,000

短時間勤務 学校職員 以外の 学校職員	30	228,600	267,000	300,300	345,400	371,000	403,200
	31	229,900	267,800	301,500	347,000	372,400	404,400
	32	231,100	268,600	302,700	348,700	373,800	405,500
	33	232,000	269,300	303,900	350,400	374,900	406,200
	34	233,100	270,100	305,200	352,200	375,800	406,900
	35	234,200	270,900	306,500	354,000	376,800	407,600
	36	235,300	271,600	307,800	355,800	377,900	408,300
	37	236,400	272,300	309,100	357,300	378,700	408,800
	38	237,400	273,100	310,400	358,700	379,600	409,400
	39	238,400	273,900	311,700	360,100	380,500	409,900
	40	239,300	274,600	313,100	361,600	381,300	410,300
	41	240,200	275,300	314,400	363,100	382,100	410,700
	42	241,100	276,100	315,700	363,900	382,700	411,000
	43	241,900	276,900	317,000	364,900	383,500	411,300
	44	242,800	277,700	318,200	365,900	384,300	411,600
	45	243,500	278,400	319,100	366,800	385,000	411,900
	46	244,100	279,100	320,300	367,900	385,700	412,200
	47	244,700	279,800	321,600	368,800	386,400	412,500
	48	245,300	280,500	322,900	369,900	387,100	412,800
	49	245,900	281,200	324,100	370,800	387,600	413,000
	50	246,500	281,900	325,500	371,500	388,200	413,300
	51	247,100	282,600	326,700	372,200	388,800	413,600
	52	247,600	283,300	327,900	372,800	389,500	413,900
	53	248,100	283,900	329,200	373,200	389,900	414,100
	54	248,500	284,600	330,300	373,800	390,500	414,400
	55	248,800	285,200	331,400	374,500	391,100	414,700
	56	249,100	285,900	332,500	375,200	391,700	415,000
	57	249,400	286,500	333,200	375,500	392,100	415,200
	58	249,700	287,200	334,100	376,200	392,600	415,500
	59	250,000	287,800	334,900	376,900	393,200	415,800
	60	250,300	288,500	335,700	377,500	393,800	416,000
	61	250,600	289,100	336,500	377,800	394,200	416,200
	62	250,900	289,900	336,900	378,300	394,700	416,500
	63	251,200	290,500	337,500	379,000	395,200	416,800
	64	251,500	291,000	338,200	379,600	395,800	417,000
	65	251,800	291,500	339,000	379,900	396,000	417,200
	66	252,100	292,100	339,700	380,500	396,400	417,500

山 口 県 報			(号 外— 3)		令和 7 年 3 月 18 日 火曜日	
67	252, 400	292, 600	340, 400	381, 200	396, 800	417, 800
68	252, 700	293, 200	341, 000	381, 800	397, 100	418, 000
69	253, 000	293, 700	341, 500	382, 200	397, 400	418, 200
70	253, 300	294, 200	342, 100	382, 700	397, 700	418, 500
71	253, 600	294, 800	342, 600	383, 300	398, 000	418, 800
72	254, 000	295, 400	343, 200	383, 800	398, 300	419, 000
73	254, 300	295, 900	343, 500	384, 300	398, 500	419, 200
74	254, 600	296, 400	344, 000	384, 900	398, 800	
75	254, 900	296, 800	344, 400	385, 400	399, 100	
76	255, 200	297, 100	344, 800	385, 700	399, 300	
77	255, 500	297, 300	345, 200	386, 100	399, 500	
78	255, 800	297, 600	345, 700	386, 600	399, 800	
79	256, 100	297, 800	346, 200	387, 000	400, 100	
80	256, 400	298, 100	346, 700	387, 400	400, 300	
81	256, 700	298, 300	347, 000	387, 800	400, 500	
82	257, 000	298, 500	347, 400	388, 300	400, 800	
83	257, 300	298, 800	347, 900	388, 700	401, 100	
84	257, 600	299, 000	348, 300	389, 100	401, 300	
85	257, 900	299, 300	348, 600	389, 400	401, 500	
86	258, 200	299, 600	349, 000			
87	258, 500	299, 900	349, 400			
88	258, 800	300, 200	349, 800			
89	259, 100	300, 500	350, 000			
90	259, 500	300, 900	350, 400			
91	259, 700	301, 200	350, 800			
92	260, 000	301, 600	351, 200			
93	260, 300	301, 800	351, 400			
94		302, 000	351, 800			
95		302, 300	352, 200			
96		302, 700	352, 500			
97		302, 900	352, 800			
98		303, 200	353, 200			
99		303, 600	353, 600			
100		304, 000	354, 000			
101		304, 200	354, 500			
102		304, 500	354, 900			
103		304, 800	355, 300			

短時 間勤 務学 校職 員	104		305, 100	355, 700			
	105		305, 300	356, 200			
	106		305, 600	356, 600			
	107		306, 000	356, 900			
	108		306, 300	357, 200			
	109		306, 500	357, 700			
	110		306, 900				
	111		307, 300				
	112		307, 600				
	113		307, 800				
	114		308, 000				
	115		308, 300				
	116		308, 700				
	117		308, 900				
	118		309, 100				
	119		309, 400				
	120		309, 700				
	121		310, 200				
	122		310, 400				
	123		310, 600				
	124		310, 800				
	125		311, 100				
		基準給料 月額 円 193, 600	基準給料 月額 円 221, 400	基準給料 月額 円 262, 200	基準給料 月額 円 282, 100	基準給料 月額 円 297, 400	基準給料 月額 円 323, 300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第二 海 事 職 給 料 表 (第五条関係)

学校 職員の 区分	職務の 等級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	220,700	278,400	321,900	368,700	412,000	466,200
	2	223,900	280,200	323,100	370,400	414,100	468,000
	3	227,100	281,900	324,200	372,200	416,200	469,800
	4	230,400	283,600	325,200	373,900	418,400	471,600
	5	233,600	285,300	326,200	375,400	420,400	473,400
	6	236,700	286,800	327,600	377,100	421,800	475,200
	7	239,800	288,300	329,200	378,800	423,200	476,900
	8	242,900	289,800	330,800	380,400	424,600	478,500
	9	245,900	291,300	332,700	382,100	426,000	479,900
	10	248,800	292,800	334,300	383,600	427,300	481,100
	11	251,600	294,200	336,000	385,100	428,700	482,300
	12	254,500	295,600	337,600	386,600	429,900	483,300
	13	257,300	297,000	339,300	388,100	431,100	484,300
	14	260,200	298,400	340,900	389,500	432,300	485,300
	15	263,000	299,900	342,500	390,800	433,500	486,300
	16	265,700	301,300	344,100	392,100	434,600	487,400
	17	268,300	302,700	345,600	393,700	435,600	487,700
	18	269,700	304,100	346,500	395,300	436,700	488,600
	19	271,100	305,400	347,300	396,900	437,800	489,500
	20	272,500	306,700	348,100	398,500	438,900	490,400
	21	273,900	308,000	348,900	400,100	439,900	491,300
	22	275,100	308,800	349,700	401,600	440,900	492,200
	23	276,400	309,600	350,500	403,000	441,800	493,100
	24	277,500	310,300	351,300	404,400	442,700	494,000
	25	278,600	311,000	352,100	405,900	443,600	494,800
	26	279,200	311,800	352,900	407,200	444,500	495,500
	27	279,700	312,500	353,700	408,400	445,400	496,200
	28	280,200	313,200	354,500	409,600	446,200	496,800
	29	280,700	313,900	355,200	410,800	446,600	497,300

短時間勤務 学校職員 以外の 学校職員	30	281, 100	314, 500	356, 000	411, 900	447, 200	497, 900
	31	281, 500	315, 100	356, 800	412, 900	447, 800	498, 500
	32	281, 900	315, 700	357, 500	413, 900	448, 400	499, 100
	33	282, 300	316, 300	358, 300	414, 400	448, 900	499, 400
	34	282, 700	316, 900	359, 000	415, 300	449, 200	500, 000
	35	283, 100	317, 500	359, 700	416, 200	449, 700	500, 500
	36	283, 400	318, 000	360, 400	417, 200	450, 100	501, 000
	37	283, 700	318, 500	361, 100	418, 100	450, 400	501, 500
	38	284, 000	319, 000	361, 800	419, 000	451, 000	502, 100
	39	284, 300	319, 500	362, 400	419, 900	451, 600	502, 400
	40	284, 600	319, 900	363, 100	420, 800	452, 300	503, 000
	41	284, 900	320, 300	363, 900	421, 600	452, 900	503, 500
	42	285, 200	320, 700	364, 700	422, 500	453, 600	
	43	285, 500	321, 100	365, 400	423, 400	454, 200	
	44	285, 800	321, 500	366, 100	424, 100	454, 800	
	45	286, 100	321, 900	366, 800	424, 300	455, 100	
	46	286, 400	322, 300	367, 600	424, 700	455, 800	
	47	286, 700	322, 700	368, 400	425, 100	456, 500	
	48	287, 000	323, 200	369, 200	425, 500	457, 200	
	49	287, 400	323, 600	370, 100	425, 800	457, 600	
	50	287, 700	324, 000	371, 100	426, 000	457, 900	
	51	288, 000	324, 400	372, 000	426, 400	458, 200	
	52	288, 200	324, 700	372, 700	426, 800	458, 400	
	53	288, 400	325, 000	373, 300	427, 100	458, 600	
	54	288, 700	325, 300	374, 200	427, 600	458, 800	
	55	289, 000	325, 600	375, 100	428, 200	459, 100	
	56	289, 200	325, 900	375, 900	428, 700	459, 400	
	57	289, 400	326, 200	376, 400	429, 300	459, 600	
	58	289, 700	326, 500	376, 800	429, 900	459, 900	
	59	290, 000	326, 800	377, 100	430, 400	460, 200	
	60	290, 200	327, 000	377, 400	430, 900	460, 400	
	61	290, 400	327, 200	377, 700	431, 500	460, 600	
	62	290, 700	327, 500	378, 100	432, 000		
	63	291, 000	327, 800	378, 400	432, 600		
	64	291, 200	328, 000	378, 700	433, 200		
	65	291, 400	328, 200	378, 900	433, 700		
	66	291, 600	328, 500	379, 200	434, 300		

	67	291,800	328,800	379,500	434,800	
	68	292,100	329,000	379,800	435,400	
	69	292,400	329,200	380,100	435,900	
	70			380,300	436,400	
	71			380,700	437,100	
	72			381,000	437,700	
	73			381,300	438,000	
	74			381,800	438,500	
	75			382,300	439,100	
	76			382,700	439,600	
	77			383,100	440,000	
	78			383,500	440,500	
	79			384,000	441,200	
	80			384,500	441,900	
	81			384,900	442,100	
	82			385,400		
	83			385,800		
	84			386,300		
	85			386,800		
	86			387,300		
	87			387,800		
	88			388,300		
	89			388,600		
	90			389,000		
	91			389,300		
	92			389,700		
	93			390,200		
	94			390,500		
	95			391,000		
	96			391,400		
	97			392,000		

短時 間勤 学 務 校 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円 227,000	円 257,300	円 287,300	円 329,000	円 358,200	円 405,700

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士
その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 教 育 職 給 料 表 (第五条関係)

イ 教 育 職 給 料 表 (一)

学 校 職 員 の 分	職 務 の 等 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1		201,600 円	248,400 円	380,000 円	455,800 円
	2		203,900	249,900	381,500	457,600
	3		206,300	251,300	383,000	459,400
	4		208,500	252,800	384,400	461,200
	5		210,700	254,200	385,800	462,800
	6		213,000	255,400	387,300	464,500
	7		215,200	256,600	388,800	466,400
	8		217,500	257,800	390,200	468,100
	9		219,700	259,200	391,500	469,800
	10		221,900	260,400	393,000	471,400
	11		224,100	261,700	394,600	473,000
	12		226,300	263,000	396,100	474,500
	13		228,500	264,400	397,500	476,000
	14		230,700	266,300	399,000	477,300
	15		232,800	268,100	400,500	478,600
	16		234,900	269,900	402,000	479,900
	17		237,000	271,600	403,400	481,100
	18		238,800	273,800	405,100	481,800
	19		240,500	276,100	406,700	482,600
	20		242,300	278,300	408,200	483,300
	21		244,000	280,500	409,400	483,900
	22		245,300	282,700	410,800	
	23		246,600	284,900	412,200	
	24		247,900	287,000	413,600	
	25		249,100	289,100	415,200	
	26		250,300	291,000	416,600	
	27		251,500	292,900	417,900	

28	252, 800	294, 700	419, 300
29	253, 900	296, 500	420, 800
30	255, 100	298, 400	422, 100
31	256, 300	300, 300	423, 600
32	257, 500	302, 000	425, 100
33	258, 600	303, 700	426, 700
34	259, 900	305, 500	428, 100
35	261, 200	307, 200	429, 700
36	262, 500	308, 800	431, 200
37	263, 900	310, 500	432, 900
38	265, 400	312, 200	434, 400
39	266, 700	314, 000	436, 000
40	268, 000	315, 700	437, 600
41	269, 300	317, 000	439, 100
42	270, 300	318, 900	440, 700
43	271, 300	320, 700	441, 900
44	272, 200	322, 400	443, 100
45	272, 900	324, 200	444, 300
46	273, 700	326, 100	445, 600
47	274, 500	327, 800	446, 800
48	275, 300	329, 500	448, 000
49	276, 200	331, 200	449, 100
50	277, 000	333, 000	450, 300
51	277, 700	334, 900	451, 500
52	278, 500	336, 600	452, 700
53	279, 300	338, 300	453, 900
54	280, 100	339, 600	455, 100
55	280, 900	340, 900	456, 300
56	281, 700	342, 200	457, 500
57	282, 400	343, 700	458, 600
58	283, 000	345, 300	459, 200
59	283, 800	346, 900	459, 700
60	284, 700	348, 500	460, 200
61	285, 500	350, 000	460, 800
62	286, 100	351, 600	
63	286, 900	353, 200	
64	287, 600	354, 700	

短時間勤務職員の学外職員		
65	288,700	356,200
66	289,500	357,800
67	290,300	359,500
68	291,000	361,000
69	291,700	362,500
70	292,500	364,100
71	293,300	365,700
72	294,000	367,200
73	294,700	368,700
74	295,400	370,400
75	296,100	372,000
76	296,700	373,500
77	297,300	375,000
78	298,000	376,400
79	298,700	377,800
80	299,300	379,100
81	300,000	380,400
82	300,700	381,900
83	301,400	383,300
84	302,100	384,600
85	302,800	385,700
86	303,600	387,100
87	304,300	388,500
88	305,000	389,800
89	305,700	391,000
90	306,600	392,300
91	307,400	393,400
92	308,200	394,600
93	308,700	395,800
94	309,500	396,900
95	310,300	398,100
96	311,200	399,300
97	311,900	400,700
98	312,700	401,700
99	313,500	402,800
100	314,200	403,800

101	315, 000	404, 700
102	315, 900	405, 700
103	316, 800	406, 800
104	317, 600	407, 900
105	318, 200	408, 600
106	319, 000	409, 500
107	319, 800	410, 400
108	320, 600	411, 300
109	321, 300	412, 100
110	321, 700	412, 900
111	322, 100	413, 700
112	322, 600	414, 500
113	323, 100	415, 100
114	323, 500	415, 800
115	324, 000	416, 500
116	324, 400	417, 200
117	324, 900	417, 800
118	325, 400	418, 300
119	325, 800	418, 700
120	326, 300	419, 100
121	326, 800	419, 400
122	327, 200	419, 700
123	327, 700	420, 000
124	328, 200	420, 200
125	328, 800	420, 400
126	329, 100	420, 700
127	329, 400	421, 000
128	329, 700	421, 200
129	329, 900	421, 400
130	330, 200	421, 700
131	330, 500	422, 000
132	330, 800	422, 200
133	331, 000	422, 400
134	331, 200	422, 700
135	331, 400	423, 000
136	331, 700	423, 200
137	332, 000	423, 400

短時間勤務 学校職員	138	332, 200	423, 700	
	139	332, 500	424, 000	
	140	332, 800	424, 200	
	141	333, 000	424, 400	
	142	333, 200	424, 700	
	143	333, 500	425, 000	
	144	333, 700	425, 200	
	145	334, 000	425, 400	
	146	334, 200		
	147	334, 500		
	148	334, 800		
	149	335, 000		
	150	335, 200		
	151	335, 500		
	152	335, 800		
	153	336, 000		
	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	240, 500	281, 500	339, 500	425, 500

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教 育 職 給 料 表 (二)

学 校 職 員 の 分	職 務 の 等 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	201,600 203,900 206,300 208,500 210,700 213,000 215,200 217,500 219,700 221,900 224,100 226,300 228,500 230,700 232,800 234,900 237,000 238,800 240,500 242,300 244,000 245,300 246,600 247,900 249,100 250,200 251,300 252,500 253,700	222,600 225,000 227,400 229,900 232,300 234,700 237,100 239,500 242,000 243,600 245,200 246,800 248,400 249,900 251,300 252,800 254,200 255,400 256,600 257,800 259,200 260,400 261,700 263,000 264,400 266,300 268,100 269,900 271,600	351,700 353,200 354,700 356,200 357,600 359,100 360,500 361,900 363,300 364,600 365,900 367,200 368,400 369,700 371,000 372,200 373,400 374,600 375,800 376,900 378,000 379,200 380,400 381,500 382,700 383,900 385,100 386,200 387,300	439,400 440,800 442,000 443,300 444,400 445,500 446,700 448,000 449,300 450,500 451,500 452,600 453,800 454,600 455,400 456,300 457,200 457,700 458,200 458,700 459,200 459,200 459,200 459,200 459,200 459,200 459,200 459,200 459,200

30	255, 000	273, 800	388, 500
31	256, 200	276, 100	389, 700
32	257, 400	278, 300	390, 800
33	258, 500	280, 500	391, 900
34	259, 700	282, 700	393, 100
35	260, 900	284, 900	394, 400
36	262, 100	287, 000	395, 600
37	263, 300	289, 100	396, 800
38	264, 600	291, 000	398, 100
39	265, 800	292, 900	399, 300
40	267, 000	294, 700	400, 500
41	268, 200	296, 500	401, 700
42	269, 300	298, 400	403, 000
43	270, 400	300, 300	404, 000
44	271, 500	302, 000	405, 100
45	272, 500	303, 700	406, 400
46	273, 300	305, 500	407, 600
47	274, 100	307, 200	408, 800
48	274, 900	308, 800	410, 000
49	275, 600	310, 500	411, 100
50	276, 500	312, 200	412, 100
51	277, 200	314, 000	413, 400
52	277, 900	315, 700	414, 600
53	278, 700	317, 000	415, 800
54	279, 500	318, 900	416, 900
55	280, 300	320, 700	418, 000
56	281, 000	322, 400	419, 200
57	281, 700	324, 200	420, 200
58	282, 500	326, 100	421, 400
59	283, 300	327, 800	422, 600
60	284, 000	329, 500	423, 800
61	284, 600	331, 200	424, 400
62	285, 300	333, 000	425, 200
63	286, 000	334, 900	425, 900
64	286, 600	336, 600	426, 400
65	287, 300	338, 300	426, 700
66	288, 100	339, 600	427, 000

短時間勤務 学校職員の 外学職員	67	288,800	340,900	427,400
	68	289,500	342,200	427,800
	69	290,200	343,700	428,100
	70	291,000	345,200	428,500
	71	291,700	346,800	428,900
	72	292,400	348,300	429,200
	73	292,900	349,700	429,500
	74	293,600	351,200	429,900
	75	294,300	352,700	430,200
	76	294,900	354,200	430,500
	77	295,500	355,600	430,800
	78	296,200	357,100	431,100
	79	296,800	358,700	431,400
	80	297,400	360,200	431,600
	81	298,000	361,600	431,800
	82	298,600	362,900	
	83	299,200	364,200	
	84	299,900	365,400	
	85	300,400	366,600	
	86	300,900	367,800	
	87	301,400	369,000	
	88	301,900	370,200	
	89	302,300	371,300	
	90	302,900	372,400	
	91	303,400	373,500	
	92	303,900	374,600	
	93	304,200	375,700	
	94	304,700	376,900	
	95	305,200	378,000	
	96	305,600	379,100	
	97	306,000	380,100	
	98	306,500	381,100	
	99	307,000	382,100	
	100	307,400	383,000	
	101	307,800	383,800	
	102	308,200	384,800	
	103	308,600	385,700	

104	309, 000	386, 600
105	309, 200	387, 400
106	309, 500	388, 300
107	309, 800	389, 200
108	310, 000	390, 100
109	310, 200	390, 900
110	310, 400	391, 900
111	310, 700	392, 800
112	311, 000	393, 700
113	311, 200	394, 300
114	311, 400	395, 200
115	311, 600	396, 100
116	311, 900	397, 100
117	312, 200	397, 900
118	312, 400	398, 600
119	312, 700	399, 400
120	313, 000	400, 200
121	313, 200	400, 800
122	313, 400	401, 500
123	313, 600	402, 200
124	313, 900	402, 800
125	314, 200	403, 400
126		404, 100
127		404, 600
128		405, 200
129		405, 900
130		406, 500
131		407, 000
132		407, 500
133		407, 800
134		408, 100
135		408, 400
136		408, 700
137		409, 000
138		409, 300
139		409, 600
140		409, 900

短時間勤務 学校職員	141		410,200	
	142		410,500	
	143		410,800	
	144		411,100	
	145		411,300	
	146		411,600	
	147		411,900	
	148		412,100	
	149		412,300	
	150		412,600	
	151		412,900	
	152		413,100	
	153		413,300	
	154		413,600	
	155		413,900	
	156		414,100	
			414,300	
	157			
		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		231,700	278,400	332,800
				415,400

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

学校 職員の 区分	職務の 等級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	190,200	229,400	265,300	284,200	317,700
	2	192,300	230,700	266,100	285,000	319,100
	3	194,500	232,000	266,900	285,800	320,500
	4	196,600	233,300	267,700	286,500	321,900
	5	198,600	234,500	268,500	287,300	323,400
	6	200,600	235,600	269,300	288,000	325,000
	7	202,600	236,600	270,100	288,700	326,500
	8	204,400	237,600	270,900	289,500	328,000
	9	206,300	238,700	271,700	290,200	329,500
	10	208,200	239,900	272,500	291,100	331,100
	11	210,100	241,300	273,300	291,900	332,600
	12	212,200	242,600	274,100	292,600	334,100
	13	213,900	243,900	274,900	293,300	335,700
	14	215,900	245,200	275,700	294,400	337,300
	15	218,200	246,500	276,600	295,500	338,800
	16	220,300	247,700	277,400	296,700	340,300
	17	222,400	248,900	278,200	297,900	341,800
	18	223,500	250,100	279,000	299,100	343,400
	19	224,600	251,300	279,800	300,400	345,000
	20	225,700	252,600	280,600	301,600	346,600
	21	226,800	253,700	281,400	302,800	347,900
	22	227,700	254,600	282,300	304,000	349,400
	23	228,600	255,400	283,200	305,200	350,900
	24	229,600	256,200	284,000	306,400	352,400
	25	230,500	257,000	284,800	307,600	353,900
	26	231,400	257,800	285,700	308,800	355,400
	27	232,300	258,600	286,600	309,900	356,900
	28	233,200	259,400	287,400	311,200	358,400
	29	234,100	260,200	288,300	312,500	359,800

30	235, 000	261, 000	289, 400	313, 700	361, 400
31	235, 900	261, 800	290, 400	314, 900	362, 900
32	236, 800	262, 500	291, 400	316, 100	364, 400
33	237, 600	263, 400	292, 400	317, 300	365, 600
34	238, 400	264, 300	293, 500	318, 400	366, 700
35	239, 200	265, 000	294, 500	319, 600	367, 900
36	240, 000	265, 800	295, 500	320, 800	369, 100
37	240, 900	266, 700	296, 500	322, 000	370, 100
38	241, 700	267, 500	297, 500	323, 400	370, 900
39	242, 500	268, 300	298, 500	324, 700	371, 900
40	243, 300	269, 100	299, 600	325, 900	373, 000
41	243, 900	269, 900	300, 600	326, 800	374, 000
42	244, 500	270, 700	301, 800	328, 000	375, 000
43	245, 100	271, 500	302, 900	329, 200	376, 000
44	245, 600	272, 300	304, 000	330, 400	376, 900
45	246, 100	273, 000	305, 100	331, 500	377, 700
46	246, 700	273, 800	306, 200	332, 500	378, 500
47	247, 200	274, 600	307, 300	333, 500	379, 400
48	247, 600	275, 400	308, 400	334, 400	380, 200
49	248, 000	276, 200	309, 500	335, 400	380, 700
50	248, 500	277, 000	310, 600	336, 400	381, 500
51	249, 000	277, 700	311, 800	337, 400	382, 300
52	249, 500	278, 400	312, 900	338, 300	383, 100
53	249, 800	279, 100	313, 900	338, 800	383, 500
54	250, 100	279, 800	314, 900	339, 700	384, 200
55	250, 400	280, 500	315, 900	340, 500	384, 900
56	250, 700	281, 200	316, 900	341, 400	385, 600
57	251, 000	281, 900	318, 000	342, 100	386, 000
58	251, 300	282, 600	318, 900	342, 400	386, 500
59	251, 600	283, 300	319, 900	342, 900	387, 200
60	251, 900	283, 900	320, 800	343, 500	387, 800
61	252, 200	284, 500	321, 800	344, 100	388, 200
62	252, 600	285, 200	322, 600	344, 800	388, 700
63	252, 900	285, 900	323, 300	345, 500	389, 200
64	253, 200	286, 500	324, 000	346, 100	389, 700
65	253, 500	287, 100	324, 600	346, 800	390, 300
66	253, 800	287, 900	325, 300	347, 300	390, 800

短時
間勤
務学
校員
以外
の学
校員
職

67	254, 100	288, 600	325, 900	347, 900	391, 400
68	254, 400	289, 200	326, 500	348, 500	392, 000
69	254, 700	289, 800	327, 100	348, 800	392, 500
70	255, 000	290, 500	327, 300	349, 400	393, 000
71	255, 300	291, 200	327, 800	349, 900	393, 500
72	255, 500	291, 800	328, 300	350, 400	394, 000
73	255, 700	292, 400	328, 900	350, 900	394, 300
74	256, 000	292, 900	329, 400	351, 400	394, 800
75	256, 300	293, 300	329, 900	351, 900	395, 200
76	256, 500	293, 700	330, 300	352, 300	395, 600
77	256, 700	294, 100	330, 900	352, 600	396, 000
78	257, 000	294, 400	331, 400	352, 900	
79	257, 300	294, 700	331, 800	353, 100	
80	257, 500	295, 000	332, 300	353, 400	
81	257, 700	295, 300	332, 800	353, 900	
82	258, 000	295, 600	333, 200	354, 200	
83	258, 300	295, 900	333, 400	354, 500	
84	258, 500	296, 200	333, 700	354, 800	
85	258, 700	296, 400	334, 100	355, 200	
86		296, 600	334, 500	355, 500	
87		296, 800	334, 900	355, 900	
88		297, 000	335, 200	356, 200	
89		297, 400	335, 500	356, 600	
90		297, 600	335, 700	356, 900	
91		297, 800	336, 100	357, 200	
92		298, 000	336, 400	357, 500	
93		298, 400	336, 600	357, 800	
94		298, 600	336, 900	358, 200	
95		298, 800	337, 200	358, 600	
96		299, 100	337, 500	359, 000	
97		299, 400	337, 700	359, 500	
98		299, 600	338, 000	359, 900	
99		299, 800	338, 300	360, 300	
100		300, 100	338, 500	360, 700	
101		300, 400	338, 700	361, 200	
102		300, 600	338, 900		
103		300, 800	339, 300		

短時間勤務 学校職員	104		基準給料 月額 円 194,900	基準給料 月額 円 221,600	基準給料 月額 円 250,500	基準給料 月額 円 264,200	基準給料 月額 円 290,100
	105						
	106						
	107						
	108						
	109				339,500 339,700 340,100 340,500 340,900 341,100		

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一項の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第四項から第十項まで及び第十二項の規定 令和七年四月一日

2 第一条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 学校職員が、第一条の規定による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和六年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた学校職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の新号給については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の等級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の職務の等級八級に相当するものとして人事委員会規則で定める

学校職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万五千

円」と、「とする」とあるのは「前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（地域手当に関する経過措置）

7 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、改正後の条例第十二条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

8 切替日から令和九年三月三十一日までの間においては、改正後の条例第十二条の二の規定にかかわらず、山口県の区域又は山口県の区域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が山口県の区域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する学校職員には、地域手当を支給し、その支給割合は人事委員会規則で定める割合とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

9 改正後の条例第十四条第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける学校職員となった者にも適用する。

（定年前再任用短時間勤務学校職員等へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

10 切替日以後に新たに職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された学校職員（以下「暫定再任用学校職員」という。）に対して適用されることとなる改正後の条例第十四条の四の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員又は切替日以後に同項に規定する学校等の移転があった定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員について適用する。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

12

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を次のように改正する。
附則第二十九項中「、第十二条、第十二条の三、」を「及び」に改め、「、第十四条の二及び第十四条の三」を削る。

附則別表 号給の切替表

(1) 行政職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8

21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33

46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58

71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			

96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

(2) 海事職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5

22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30

47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	38
55	51	47	43	39
56	52	48	44	40
57	53	49	45	41
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58	54	
67	63	59	55	
68	64	60	56	
69	65	61	57	
70	66	62	58	
71	67	63	59	

72	68	64	60	
73	69	65	61	
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86			
91	87			
92	88			
93	89			
94	90			
95	91			
96	92			

97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			

(3) 教育職給料表(一)の適用を受ける学校職員

旧号給 旧号給	新号給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5

22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	

47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	

72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

(4) 教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員

旧号給 旧号給	新号給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5

22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	

47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	

72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

(5) 医療職給料表の適用を受ける学校職員

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13

22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38

47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63

72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	

97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第七号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第五条の三第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第七条の三 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた企業職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第十三条の二第二号中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

第十六条の二第四項中「、第五条の三」及び「、第七条の三」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一項中「、第五条の三」及び「、第七条の三」を削る。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第八号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百七十五」を「千分の千七百二十五」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百七十五」を「千分の千七百二十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定に

よる改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和六年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一七二、二〇〇円」を「一九六、二〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「九、三四〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、二二〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇七、一〇〇円」を「三一、一〇〇円」に、「一四、六二〇円」を「一四、八一〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九一〇円」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

八 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられたパートタイム会計年度任用職員 常勤職員に支給される在宅勤務等手当の額に相当する額の報酬

第九条中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一七二、二〇〇円」を「一九六、二〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇七、一〇〇円」を「三一、一〇〇円」に改める。

第十一条第一項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五項の規定 公布の日

二 第四条第一項に一号を加える改正規定並びに第九条及び第十一条第一項の改正規定 令和七年四月一日

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）（いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものを除く。次項において同じ。）については、改正後の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第一項及び第十条第一項の規定は、令和六年四月一日から適用する。（給与の内払）

3 パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員が、改正前の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定に基づいて令和六年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員（いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものに限る。）に対する改正後の条例の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

員」という。)(いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものを除く。次項において同じ。)(については、改正後の会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第三条第一項及び第十条第一項の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 パートタイム会計年度任用学校職員及びフルタイム会計年度任用学校職員が、改正前の会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定に基づいて令和六年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 パートタイム会計年度任用学校職員及びフルタイム会計年度任用学校職員(いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものに限る。)(に対する改正後の条例の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十一号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「福祉業務手当」の下に「、環境生活部男女共同参画課、山口県男女共同参画相談センター」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項第一号中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第六条第一項中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第七項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「一夜当たりの定額」を「実費額」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

第十条第一項中「及び宿泊料」を削り、「それぞれ」を「旅行雑費」に改める。

第十二条中「又は宿泊料」を削り、「これらの旅費」を「旅行雑費」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(宿泊費)

第二十一条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表で定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(宿泊手当)

第二十二条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表で定める一夜当たりの定額とする。

第二十四条中「及び」を「並びに」に、「地域の区分」を「都道府県」に、「宿泊料定額」を「宿泊費基準額」に改め、「五夜分」の下に「及び宿泊手当の五夜分」を加える。

第二十五条第一項第一号イ及びハ中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、宿泊手当」に改め、同項第三号中「宿泊料、食卓料」を「旅行雑費、宿泊費、宿泊手当」に改める。

第二十九条第三項中「、車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改める。

別表の一の表を次のように改める。

一 宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	一三、〇〇〇円
青森県	一一、〇〇〇円
岩手県	九、〇〇〇円
宮城県	一〇、〇〇〇円
秋田県	一一、〇〇〇円
山形県	一〇、〇〇〇円
福島県	八、〇〇〇円
茨城県	一一、〇〇〇円
栃木県	一〇、〇〇〇円
群馬県	一〇、〇〇〇円

三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県
九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県
一〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

高知県	一一、〇〇〇円
福岡県	一八、〇〇〇円
佐賀県	一一、〇〇〇円
長崎県	一一、〇〇〇円
熊本県	一四、〇〇〇円
大分県	一一、〇〇〇円
宮崎県	一二、〇〇〇円
鹿児島県	一二、〇〇〇円
沖縄県	一一、〇〇〇円

別表の二の表を別表の三の表とし、別表の一の表の次に次の一表を加える。

二 宿泊手当

区分	宿泊手当（一夜につき）
全ての地	二、四〇〇円

（山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第二条 山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の欄」を「及び旅行雑費の欄、別表第三の宿泊費の欄並びに別表第四の宿泊手当の欄」に

改める。

別表第二中

宿泊料（一夜につき）		食卓料 （一夜につき）
甲地方	乙地方	
一四、八〇〇円	一三、三〇〇円	一三、〇〇〇円

を削り、同表の備考 1 を削り、同備考 2 を同備考とする。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第三条関係）

区分	宿泊費 （一夜につき）
北海道	一八、〇〇〇円
青森県	一五、〇〇〇円
岩手県	一三、〇〇〇円
宮城県	一四、〇〇〇円
秋田県	一五、〇〇〇円
山形県	一四、〇〇〇円
福島県	一一、〇〇〇円

	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県
	一八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円

山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県
一一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円

区 分	別表第四（第三条関係）												
	宿泊手当 （一夜につき）	沖縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県
		一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円

全ての地

二、四〇〇円

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の備考中「する。」を「し」、「旅費相当額」とは、次の各号に掲げる旅費の種類の区分に応じ、当該各号に定める法令により、当該職務にある者に支給すべきこととなる旅費の額に相当する額とする。」に改め、同備考に次の二号を加える。

一 宿泊費及び宿泊手当 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和三十五年法律第百十四号)及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)

二 前号に掲げるもの以外の旅費 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第二十二号)による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例(以下「改正後の職員旅費条例」という。)、改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)及び改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例、改正後の議員報酬条例及び改正後の知事等給与条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十六条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(以下「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十六条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「定める者」の下に「(以下「配偶者等」という。)」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等)

第十六条の二 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に對して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、学校職員に對して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の三 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 学校職員に對する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- 第二十条中「第十二条第三項」の下に「、第十六条の二、第十六条の三」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十四号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「令和八年一月三十一日」を「令和十三年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十五号

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林の整備に関する費用に充てるための県民税の特例に関する条例（平成十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年度」を「令和十一年度」に改める。

第三条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十六号

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

第一条 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の 4 の表一の二の項中「四千五百円」を「四千五百六十円」に改め、同表一の三の項中「三万九百五十円」を「三万九百六十円」

に、「二万四千八百五十円」を「二万四千八百七十円」に改め、同表一の四の項中「二十四万百六十円」を「二十四万二百四十円」に、「二

十二万四千百六十円」を「二十二万四千二百七十円」に、「二十二万二千二百八十円」に、「十二万六十円」を「十二万百四十円」に改め、同表二の項中「五千八百九十円」を「六千六百円」に、「一万三千五百三十円」を「一万四千五百三十円」に、「九万六千二百五十円」を「十万四千二百三十円」に、「四万六千四百九十円」を「五万八千八百五十円」に、「五万八千六百八十円」を「六万五千四百八十円」に改め、同表十五の三の項中「二千三十円」を「千五百二十円」に改め、同表二十三の二の項中「三千五百円」を「三千五百六十円」に、「四千五百円」を「四千五百六十円」に改め、別表第一の5の表六の項の(四)中「四万三千百円」を「四万九百七十円」に、「三百六十円」を「四百円」に、「八百八十円」を「九百円」に改め、同項の(五)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、

に、「三万八千五百五十円」を「三万三千六百八十円」に、「四万九千七百

一万四千二百七十円	一万三千六百四十円
を	
十万五百二十円	九万六千八百二十円

五十円」を「四万九百七十円」に、

一万四千二百七十円	一万三千六百七十円
七千五百五十円	六千八百四十円
三万六千五百円	三万四千九百円
七千五百五十円	六千八百四十円
を	

に、「二千六十円」を「二千円」に改

め、同項の(六)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「四万七千二百三十円」を「三万九千九百二十円」に、「五万九千七百円」を「四万九千七百八十円」に、「二千六十円」を「三千八十円」に改め、同項の(七)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」

に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「二万九千五百六十円」を「一万八千七百七十円」に、「二万三千五百六十円」を「二万二千三百三十円」に、「八百八十円」を「八百九十円」に、「五千七百二十円」を「五千五百十円」に、「二万七千三百六十円」を「二万六千二百円」に改め、同項の(ハ)中「三千百円」を「二千九百九十円」に、「五千七百二十円」を「五千四百八十円」に改め、同項の(九)中「六百二十円」を「六十円」に改め、同項の(ナ)中「千六百九十円」を「千三百七十円」に改め、同項の(セ)中「七百六十円」を「七百四十円」に、「千円」を「九百九十円」に、「三千二百三十円」を「三千百十円」に改め、同項の(シ)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「四万九千五百九十円」を「四万七千三百二十円」に、「六万二千六百七十円」を「五万九千九百円」に、

五千七百二十円	五千四百九十円
一万三十円	九千五百八十円
を	

に、「二千四百四十円」を「二千三百四十円」に、「二万五千七百二十円」を「二万四千六百十円」に改め、同項の(タ)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「四万九千五百九十円」を「五万四千二百三十円」に、「六万二千六百七十円」を「六万七千五百十円」に、「八百八十円」を「九百円」に、「二万五千七百二十円」を「二万四千六百十円」に改め、同項の(ニ)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「四万九千五百九十円」を「四万七千三百二十円」に、「六万二千六百七十円」を「五万九千九百円」に、「六千四百九十円」を「六千二百二十円」に、「六百二十円」を「六十円」に、

五千七百二十円	五千四百九十円
千四百円	千三百六十円
千四百円	千三百六十円
を	
千四百円	千三百六十円
に、	「二千七百十円」を「二千百十円」に、「二万五千七百二十円」を「二万四千六百十円」に、「二万五千七百二十円」を「二万四千六百十円」に改め、同項の(ホ)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「四万九千五百九十円」を「四万七千三百二十円」に、「六万二千六百七十円」を「五万九千九百円」に、「六千四百九十円」を「六千二百二十円」に、「六百二十円」を「六十円」に、

「万四千六百十円」に、「二千五百八十円」を「二千六百九十円」に改め、同項の(ロ)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「四万九千五百九十円」を「四万七千三百二十円」に、「六万二千六百七十円」を「五万九千九百円」に、「六千四百九十円」を「六千二百二十円」に、「六百二十円」を「六十円」に、

円」に、「六万二千六百七十円」を「五万九千九百円」に、「五千六十円」を「四千八百七十円」に、「一万三十円」を「九千六百九十円」に、「二万八百七十円」を「二万七十円」に改め、同項の(共)中「六千三百八十円」を「六千百十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」に、「十万五百二十円」を「九万六千八百二十円」に、「四万九千五百九十円」を「四万七千三百二十円」に、「六万二千六百七十円」を「五万九千九百円」に、「七千五百十円」を「六千九百二十円」に、「一万五千九百三十円」を「一万五千三百円」に、「二万三千三百九十円」に、「二万五千七百二十円」を「二万四千六百十円」に改め、同項の(注)中「七千五百十円」を「一万二百四十円」に、「八千五百九十円」を「一万二千七百七十円」に改め、同表十五の項中「八万二千九百五十円」を「八万四千三百四十円」に、「八千二百五十円」を「八千五百八十円」に、「六万二千六百三十円」を「六万四千四百二十円」に改め、同表十七の項中「十二万五千六十円」を「十二万九千九十円」に改め、同表十八の項中「三万二百七十円」を「三万四百六十円」に、「一万六千三百七十円」を「一万六千四百三十円」に、「一万三千三百七十円」を「一万四千四百四十円」に、「七千七十円」を「七千四百四十円」に、「五千九百五十円」を「六千円」に、「四千五百五十円」を「四千五百六十円」に改め、同表十九の項中「一万六千六十円」を「一万六千二百十円」に改め、同表二十の項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「四千三百円」を「四千三百六十円」に、「三千円」を「三千十円」に、「一万二千六百三十円」を「一万二千七百六十円」に改め、同表二十一の項麻薬取扱者免許申請等手数料に関する部分中「一万六千三十円」を「一万六千百十円」に、「四千三百円」を「四千三百六十円」に、「三千円」を「三千十円」に改め、同項向精神薬取扱者免許申請等手数料に関する部分中「一万六千三十円」を「一万六千百十円」に、「四千三百円」を「四千三百六十円」に、「三千円」を「三千十円」に改め、同表二十二の項中「四千三百

二万九千七十円

一万千七十円

一万千七十円

一万千七十円

一万千七十円

円」を「四千三百六十円」に、「三千円」を「三千十円」に改め、同表二十三の項中

三万千八十円
一万千六百七十円
一万九百八十円
一万九百八十円
一万九百八十円

一万千七十円
二万九千七十円
一万千七十円
二万九千七十円
一万千七十円
二万九千七十円
一万千七十円

を

三万千八十円	に、「七千百三十円」を「七千四百九十円」に、「二千二十円」を「二千円」に、「二千九百二十円」を「二
一万千六百七十円	
三万千八十円	
一万千六百七十円	
三万千八十円	
一万千六百七十円	

千九百三十円」に改め、同表二十三の二の項中「一万四千百十円」を「一万四千七百四十円」に改め、同表二十四の項の(一)中「十六万四千四百三十円」を「十六万九千四百十円」に、「十四万四千八百三十円」を「十四万九千四百九十円」に、「七千四百五十円」を「七千七百六十円」に、「六万四千九百五十円」を「六万六千三百三十円」に、「十万七千七百三十円」を「十一万八千八十円」に改め、同項の(二)中「十四万九千七百三十円」を「十五万四千二百三十円」に、「十二万七千二百三十円」を「十三万二千二百六十円」に、「四千五十円」を「四万三十円」に、「五万二千三百五十円」を「五万三千三百円」に、「七万六千七百五十円」を「七万八千八百七十円」に改め、同項の(三)中「十万百三十円」を「十万二千八百九十円」に、「九万五千二百三十円」を「九万七千七百円」に、「五万二千七百五十円」を「五万三千三百円」に、「一万千七十円」を「一万千六百七十円」に、「四万八千八百五十円」を「四万九千八百七十円」に、「四万四千二百五十円」を「四万五千二百二十円」に、「三万七千四百五十円」を「三万八千三百十円」に、「四万二十円」を「四万四百四十円」に、「三万千六百円」を「三万九千九百円」に改め、同項の(四)中「五万五千七百五十円」を「五万六千九百十円」に、「五万二千三百五十円」を「五万三千三百二十円」に、「二万六千六百五十円」を「二万六千八百四十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百八十円」に、「二万八千五百五十円」を「二万八千八百四十円」に、「二万八千二百五十円」を「二万八千四百四十円」に、「二万五千百八十円」を「二万五千二百三十円」に改め、同項の(五)中「九万五十円」を「九万二千七百円」に、「八万四千三百五十円」を「八万六千七百十円」に、「四万四千九百五十円」を「四万五千

九百八十円」に、「四万三千八百五十円」を「四万四千八百二十円」に、「四万三千五百五十円」を「四万四千八百八十円」に、「三万三千九百五十円」を「三万四千四百三十円」に改め、同項の(六)中「二十三万四千二百六十円」を「二十四万五千五百三十円」に、「五万八千二百六十円」を「五万九千七百四十円」に、「九万三千六百六十円」を「九万六千八百九十円」に、「五万八千六百六十円」を「六万百四十円」に改め、同項の(七)中「十一万八千五百六十円」を「十二万八千八百円」に、「二万四千五百六十円」を「二万五千四十円」に、「三万八千七百六十円」を「三万九千五百十円」に、「二万五千七百六十円」を「二万六千二百四十円」に改め、同項の(八)中「七万六千百円」を「七万六千八百円」に、「十三万五千五百円」を「十三万九千円」に、「三千円」を「三千百円」に、「四万四千二百円」を「四万四千六百円」に、「九万五千四百円」を「九万七千八百円」に、「五万二千四百円」を「五万三千円」に、「五万四千四百三十円」を「五万五千六百五十円」に、「十一万三千三十円」を「十一万六千三百六十円」に、「二千三百円」を「二千四百円」に、「三万二千九百六十円」を「三万三千四百八十円」に、「八万二百三十円」を「八万二千四百十円」に、「一万五千百六十円」を「一万五千七百十円」に、「四万三千七百三十円」を「四万四千五百七十円」に改め、同項の(九)中「十五万八千二百円」を「十六万二千三百円」に、「三千円」を「三千百円」に、「一万円」を「一万三百円」に、「十一万二千円」を「十一万四千三百円」に、「八千円」を「八千三百円」に、「六万二千二百円」を「六万二千百円」に、「四千円」を「四千百円」に、「十一万三千三十円」を「十一万六千三百円」に、「二千三百円」を「二千四百円」に、「八万二千三百十円」を「八万二千四百十円」に、「四万三千七百三十円」を「四万四千五百五十円」に改め、同項の(十)中「七万八千五百五十円」を「八万七百十円」に、「五万三千四百五十円」を「五万四千六百六十円」に、「二万九千九百五十円」を「二万八十八円」に改め、同表二十五の項中「九千二百円」を「九千六百円」に改め、別表第一の 6 の表三の項特定計量器検定手数料に関する部分の(一)を削り、同部分の(二)中

千百十円	千三百二十円
を	
千百四十円	千三百六十円

に、「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千百七十円」を「二千二百二

十円」に、「二千四百九十円」を「二千五百六十円」に、「二百円」を「二百十円」に、

百五十円

を

百九十円

に、「二百五十円」を「二百六十円」に、「三百五十円」を「三百六十円」に、「五百五十円」を「五百七十

百六十円
二百円

円」に、「九百五十円」を「九百八十円」に、「千六百三十円」を「千六百九十円」に、「二千六百円」を「二千六百七十円」に、「六千五百四十円」を「六千六百九十円」に、「八千二百四十円」を「八千四百三十円」に、「一万千八百六十円」を「一万二千百三十円」に、「一万五千六十円」を「一万五千四百円」に、「二万七十七円」を「二万五百三十円」に、「二万二千五百円」を「二万三千十円」に、「四万百円」を「四万千円」に、「二百八十円」を「二百九十円」に、「三百八十円」を「三百九十円」に、「五百八十円」を「六百円」に、「千五十円」を「千九十円」に、「千七百九十円」を「千八百五十円」に、「三千百十円」を「三千百九十円」に、「七千二十円」を「七千百八十円」に、「八千八百九十円」を「九千九十円」に、「一万三千百五十円」を「一万三千四百五十円」に、「一万六千百三十円」を「一万六千五百円」に、「二万千百五十円」を「二万千六百三十円」に、「二万三千八百円」を「二万四千三百三十円」に、「四万千四百十円」を「四

万二千五十円」に、

二十円
二百四十円

を

二十円
二百五十円

に、「三百円」を「三百十円」に、

に改め、同部分の(二)を同部分の(一)とし、同部分の(三)中

百円
三百十円

を

百十円
三百二十円

八十円	九十円
百八十円	百八十円
を	

に、「千二百四十円」を「千二百八十円」に、「千七百三十円」を「千七百

九十円」に、「六百二十円」を「六百四十円」に、「千六百三十円」を「千六百八十円」に、「二千二百六十円」を「二千二百二十円」に、

「六千八百六十円」を「七千二十円」に、「三千二百円」を「二千二百五十円」に、「四千二百円」を「四千三百円」に、「二千三百九十円」を「二千四百五十円」に、「四千四百八十円」を「四千五百九十円」に改め、同部分の(三)を同部分の(二)とし、同部分の(四)中「九十円」を

「百円」に、「四百五十円」を「四百七十円」に、「九百八十円」を「千十円」に、

百五十円を

「百六十円」に改め、同部分の(四)を同部分の(三)とし、同部分の(五)中「百六十円」を「百七十円」に、「千二百十円」を「千

二百五十円」に、「千六百三十円」を「千六百八十円」に、「千六百七十円」を「千七百二十円」に、「二千二百七十円」を「二千二百三十円」に、「三千七百三十円」を「二千八百十円」に、「三千五百七十円」を「三千六百六十円」に、「六千七百二十円」を「六千八百七十円」に、「四百九十円」を「五百円」に、「千二十円」を「千五十円」に改め、同部分の(五)を同部分の(四)とし、同項特定計量器装置検査手数料に関する部分中「七百五十円」を「七百九十円」に改め、同項特定計量器定期検査手数料に関する部分中「千四百三十円」を「千四百七十

円」に、千八百五十円 千九百十円
二千三百円 二千三百六十円
を
に、「三千三百十円」を「三千三百九十円」に、

二百六十円

を

二百七十円

に、「五百四十円」を「五百六十円」に、「九百三十円」を「九百六十円」

に、「千六百円」を「千六百五十円」に、「二千百七十円」を「二千二百三十円」に、「三千九百五十円」を「四千四十円」に、「七千三百十円」を「七千四百九十円」に、「一万千三百六十円」を「一万千六百三十円」に、「一万五千九百四十円」を「一万六千二百九十円」に、「二万二百六十円」を「二万七百二十円」に、「二万二千八百五十円」を「二万三千三百七十円」に、「三万千五百九十円」を「三万二千三百四十円」に、「五万四千二百十円」を「五万五千四百二十円」に改め、同項特定計量器指定製造事業者検査手数料に関する部分中「四十五万四千四百二十円」を「四十六万三千三百七十円」に改め、同項基準器検査手数料に関する部分の(一)中「一万四千八百十円」を「一万四千五百十円」に改め、同部分の(二)中「二万六千六百十円」を「二万七千二百十円」に、「九千三百三十円」を「九千五百四十円」に、「五千三百五十円」を「五千四百八十円」に、「三千五百四十円」を「三千六百二十円」に、「五千六百三十円」を「五千七百七十円」に、「八千二百六十円」を「八千四百六十円」に、「一万千五百五十円」を「一万千四百十円」に、「一万四千三百九十円」を「一万四千七百二十円」に、「七千二百七十円」を「七千四百四十円」に、「三万三千六百二十円」を「三万四千三百七十円」に、「一万二千三百七十円」を「一万二千六百五十円」に、「八千六百二十円」を「八千八百三十円」に、「三千四百二十円」を「三千四百九十円」に、「七千九百六十円」を「八千四十円」に、「六百七十円」を「六百八十円」に、「八百二十円」を「八百三十円」に、「九千三百円」を「九千四百二十円」に、「五百円」を「五百十円」に、「六百八十円」を「六百九十円」に、「七千四百九十円」を「七千五百六十円」に改め、同部分の(三)中「一万四千七十円」を「一万四千二百五十円」に、「三万五千四百八十円」を「三万五千九百五十円」に改め、同表四の項中「十七万二千三百三十円」を「十七万六千四百十円」に改め、同表五の項中「五万六千九百二十円」を「五万八千八百九十円」に、「千八百五十円」を「千九百円」に、「八百十円」を「八百三十円」に、「三百八十円」を「四百円」に改め、同表六の項中「二千六百九十円」を「二千七百六十円」に、「七千八百四十円」を「八千二十円」に改め、別表第一の 7 の表一の項中「六百四十円」を「八百円」に改め、同表六の項中「三万六千七百六十円」を「三万七千五百六十円」に、「八千六百六十円」を「八千二百二十円」に改め、同表十四の項中「一万八千四百二十円」を「一万九千二百四十円」

に、「三万八百三十円」を「三万七十七円」に改め、同表十六の項中

二百四十円	二百四十円
を	四百十円
	五百七十円

に、

千八百二十円	千九百八十円
を	に、「千六百元」を「千七百三十円」に、「千五百九十円」を「千六百九十
七百五十円	八百円

円」に、

千八百二十円	千九百八十円
を	に、「二千八百八十円」を「二千九百五十円」に、
千百六十円	千四百円

三百四十円	六百七十円
を	に、「十五円」を「四十円」に、「三百九十円」を「四百六十円」に、「六
四十円	五十円

百十円」を「六百七十円」に、「六百四十円」を「六百九十円」に、「千七百七十円」を「千二百円」に、「九百四十円」を「九百八十円」

に、「四百六十円」を「五百二十円」に、

二百円	二百二十円
を	に、「二百二十円」を「二百九十
二百円	二百八十円

円」に、「二百六十円」を「三百三十円」に、「三元」を「三元」に、「十一円」を「十二円」に改め、同表二十三の項中「千六十円」を

「千百十円」に、「二千七百三十円」を「二千八百三十円」に、「五千七百七十円」を「六千四百四十円」に、「四千四十円」を「四千二百六

十円」に、「千七百二十円」を「千八百十円」に、「三千九百七十円」を「四千百円」に改め、同表二十六の項牛過排卵処理手数料に関する

部分中「一万四千四百三十円」を「一万六千二百九十円」に、「一万八千二百二十円」を「一万九千二百九十円」に改め、同項牛受精卵採取手

数料に関する部分中「四万七千七百二十円」を「四万四千円」に改め、同項牛受精卵移植手数料に関する部分中「三千八百八十円」を「五千六

百四十円」に改め、同表二十九の項中「六千五百六十円」を「六千七百八十円」に、「一万五千四百十円」を「一万六千五百十円」に、「三

千五百七十円」を「三千七百三十円」に、「三千円」を「三千百三十円」に改め、別表第一の 8 の表二十二の項中

「

五千元

九千元

」を

「

一万円

一万四千元

」に、

「一万四千元」を「二万二千元」に、「五百平方メートル」を「三百平

方メートル」に、「二万九千元」を「二万九千元」に、「三万四千元」を「五万九千元」に、「四万九千元」を「十万四千元」に、

「

十四万円

二十四万円

」を

「

二十二万五千元

四十二万五千元

」に、

「四十七万円」を「五十九万二千元」に、

「

九千元

（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあつては、五千元）

」を

「

一万千円

（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合にあつては、七千元）

」に、

「八千元」を「二万円」に、「四千元」を「六千元」に改め、同項

の備考中 3 を 7 とし、2 を 6 とし、1 の次に次のように加える。

2 一戸建ての住宅の建築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項及び三十三の六の項において「法」という。）第十一条第一項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）に限る。）であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

- 一 二百平方メートル未満のもの 七千円
- 二 二百平方メートル以上のもの 八千円

3 共同住宅等の建築（特定建築行為に限る。）であつて、省令第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

- 一 四戸以下のもの 三万円
- 二 五戸以上十五戸以下のもの 七万円
- 三 十六戸以上四十五戸以下のもの 八万七千円
- 四 四十六戸以上のもの 十二万三千円

4 確認を受けた一戸建ての住宅の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う一戸建ての住宅の建築（特定建築行為であるものに限る。）であつて、省令第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

- 一 二百平方メートル未満のもの 三千円
- 二 二百平方メートル以上のもの 四千円

5 確認を受けた共同住宅等の計画（当該計画が特定建築行為に係るものである場合は、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に係る部分に限る。）を変更して行う共同住宅等の建築（特定建築行為であるものに限る。）であつて、省令第二条第一項第一号に該当するものに係る申請書に、法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しの添付がない場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

- 一 四戸以下のもの 一万五千元
- 二 五戸以上十五戸以下のもの 三万五千元

三 十六戸以上四十五戸以下のもの 四万三千円

四 四十六戸以上のもの 六万千円

別表第一の 8 の表二十二の二の項中「十三万三千円」を「十五万三千円」に、「十六万四千円」を「十八万千円」に、「十八万円」を「二十一万八千円」に、「二十二万七千円」を「三十万五千円」に、「三十八万四千円」を「四十七万千円」に、「十八万七千円」を「二十一万六千円」に、「二十五万円」を「二十七万六千円」に、「二十八万八千円」を「三十四万九千円」に、「三十八万千円」を「五十一万三千円」に、「六十九万九千円」を「八十五万九千円」に改め、同項の備考 3 中「備考 3」を「備考 7」に改め、同表二十三の項中

一万円
一万二千円

を

一万八千円
二万六千円

に、「一万六千円」を「四万円」に、「五百平方メートル」を「三百平方

メートル」に、「二万二千円」を「四万千円」に、「三万六千円」を「四万七千円」に、「五万円」を「五万九千円」に、「十二万円」を

「十三万六千円」に、「十九万円」を「三十二万八千円」に、「三十八万円」を「四十八万八千円」に、

九千円
一万千円

を

一万七千円
二万四千円

に、「一万五千円」を「三万七千円」に、「二万千円」を「三万八千円」に、「三万五千円」を「四万四千

円」に、「四万八千円」を「五万五千円」に、

十一万円
十八万円

を

十二万七千円
三十一万七千円

に、「三十七万円」を「四十

七万七千円」に改め、同項の備考 2 中「備考 2 及び 3」を「備考 6 及び 7」に改め、同表二十四の項中

九千円
一万千円

を

一万三千円

一万七千円

に、「一万五千円」を「二万千円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万円」を「二

万八千円」に、「三万三千円」を「四万四千円」に、「四万六千円」を「六万千円」に、「十万円」を「十六万九千円」に、「十六万円」を「二十七万五千円」に、「三十三万円」を「五十七万八千円」に改め、同項の備考中「備考 2 及び 3」を「備考 6 及び 7」に改め、同表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中「三万三千円」を「三万五千円」に、「十六万円」を「十六万二千円」に、「十八万円」を「十八万二千円」に、「二十四万三千円」を「二十四万五千円」に、「六千五百円」を「八千六百円」に改め、同項仮設建築物建築許可申

請手数料に関する部分中「一万六千円」を「一万八千円」に、

六万円	十二万円
-----	------

を

六万二千円	十二万三千円
-------	--------

に、「十六万

円」を「十六万二千円」に改め、同項建築物用途変更使用許可申請手数料に関する部分中「一万六千円」を「一万八千円」に、

六万円	十二万円
-----	------

を

六万二千円	十二万三千円
-------	--------

に、「十六万円」を「十六万二千円」に改め、同表二十七の項中「二万七千

円」を「二万九千円」に、「七万九千円」を「八万千円」に、「六千五百円」を「八千六百円」に改め、同表二十九の項中「一万七千円」を「二万五千円」に、「一万二千円」を「二万五千円」に改め、同表三十二の項中「八万七千円」を「八万八千円」に、「六万六千円」を「六

万七千円」に、

七万円	九万九千円
-----	-------

を

七万千円	九万九千円
------	-------

に改め、同表三十三の項から同表三十三の三の項までの規定

中「十六万円」を「十六万二千円」に改め、同表三十三の四の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分中「基準（以下この項）の下に「次項」を加え、「二万円」を「二万二千円」に、「二万四千円」を「二万六千円」に、「三万九千円」を「四万二千円」に、「四万七千円」を「四万九千円」に、「五万六千円」を「五万九千円」に、「六万六千円」を「六万八千円」に、

八万九千円
十二万六千円
を
九万千円
十二万九千円
に、「十九万九千円」を「二十万二千円」に、「三十二万五千円」を「三十

二万八千円」に、「四十三万七千円」を「四十三万九千円」に、「四十五万千円」を「四十五万三千円」に、「四万七千円」を「四万九千円」に、「十二万七千円」を「十二万九千円」に、「十四万二千円」を「十四万四千円」に、「十八万七千円」を「十八万九千円」に、「二十五万七千円」を「二十五万九千円」に、「三十九万六千円」を「三十九万八千円」に、「六十五万三千円」を「六十五万五千円」に、「八

十九万五千円」を「八十九万七千円」に、「九十一万五千円」を「九十一万七千円」に、

十二万五千円
十五万円
を

十一万七千円
十五万二千円
に、「十八万八千円」を「十九万円」に、「二十九万円」を「二十九万二千円」に、「三十七万二千円」を

「三十七万四千円」に、「四十四万三千円」を「四十四万五千円」に、「五十一万五千円」を「五十一万七千円」に、「二十五万三千円」を「二十五万五千円」に、「三十二万六千円」を「三十二万八千円」に、「四十万二千円」を「四十万四千円」に、「五十六万九千円」を「五十七万千円」に、「六十九万七千円」を「六十九万九千円」に、「八十二万二千円」を「八十二万四千円」に、「九十三万五千円」を「九十三万七千円」に改め、同部分の備考 8 中「(平成二十七年法律第五十三号。三十三の六の項において「法」という。)第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に関する部分中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千円」を「九万六千円」に、

十三万円

十九万八千円

を

十三万二千円

二十万円

に、「三十二万八千円」を「三十三万円」に、

「四十四万八千円」を「四十五万円」に、「四十五万八千円」を「四十六万円」に、

五万八千円

七万五千円

を

六万円

七万七千円

に、「九万五千円」を「九万七千円」に、「十四万六千円」を「十四万八千円」に、「十八万七千円」を「十

八万九千円」に、「二十二万二千円」を「二十二万四千円」に、「二十五万八千円」を「二十六万円」に、「十二万七千円」を「十二万九千円」に、「十六万三千円」を「十六万五千円」に、「二十万二千円」を「二十万四千円」に、「二十八万四千円」を「二十八万六千円」に、「三十四万九千円」を「三十五万千円」に、「四十一万円」を「四十一万二千円」に、「四十六万八千円」を「四十七万円」に改め、同表三十三の五の項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に関する部分の(四)の次に次のように加える。

(五) （省令第一号第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準（以下この項において「計算基	（一戸建ての住宅） 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一件につき
	床面積の合計が二百平方メートル	三万九千円

	(八) 複合住宅等又は 住宅部分(計算基 準による判定に係 るものに限る。)	(七) 様(計算基準又は 定に係るものを除 く。)	(六) 項(省令第 2 条第 1 項第 2 号イ及び 同第 2 号ロに定め る基準又は誘導仕 基(以下この項 準において「仕様 もの」という。)	準「という。」 による判定に係 るものに限る。
	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 十二万八千円 申請に係る戸数が五戸以上十五戸 以下のもの 一件につき 二十六万七千円 申請に係る戸数が十六戸以上四十 五戸以下のもの 一件につき 三十六万円 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき 五十一万円	床面積の合計が二百平方メートル 未満のもの 一件につき 二万九千円 床面積の合計が二百平方メートル 以上のもの 一件につき 三万二千元	床面積の合計が二百平方メートル 未満のもの 一件につき 二万円 床面積の合計が二百平方メートル 以上のもの 一件につき 二万千円	以上のもの 一件につき 四万三千円

(五) （一戸建ての住宅 計算基準による 判定に係るもの に限る。）	床面積の合計が二百平方メートル 未満のもの 一件につき 床面積の合計が二百平方メートル 以上のもの 一件につき	二万円 二万二千元
(十) 共同住宅等又は 複合建築物に係る 住宅部分（計算基 準又は仕様基準等 による判定に係る ものを除く。）	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸 以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十 五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき	九万二千元 十八万九千元 二十六万三千元 三十七万五千元
(九) 共同住宅等又は 複合建築物に係る 住宅部分（仕様基 準等による判定に 係るものに限る。）	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸 以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十 五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき	五万六千元 十一万二千元 十六万六千元 二十四万千元

別表第一の 8 の表二十三の五の項建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料に関する部分の(四)の次に次のように加える。

(九) 複合住宅等又は 住宅部分に係る 標準による判定に 係るもの	(八) 複合住宅等又は 住宅部分に係る 標準による判定に 係るもの	(七) 一戸建ての住宅 （計算基準又は住 様基準等による判 定に係るものを除 く。）	(六) 一戸建ての住宅 （仕様基準等によ る判定に係るもの に限る。）
申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸 以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十 戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸 以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十 戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき	床面積の合計が二百平方メートル 未満のもの 一件につき 床面積の合計が二百平方メートル 以上のもの 一件につき	床面積の合計が二百平方メートル 未満のもの 一件につき 床面積の合計が二百平方メートル 以上のもの 一件につき
二万八千円 五万七千円	六万四千円 十三万四千円 十八万千円 二十五万六千円	一万五千円 一万六千円	一万円 一万千円

(六) （一戸建ての住宅 仕様基準等によ る判定に係るもの に限る。）	(五) （一戸建ての住宅 計算基準による 判定に係るもの に限る。）	(十) （共同住宅等又は 複合建築物に係 る住宅部分（計算 基準又は仕様基準 による判定に係る ものを除く。）	係るものに限 る。）
床面積の合計が二百平方メートル 未満のもの 一件につき 床面積の合計が二百平方メートル 以上のもの	床面積の合計が二百平方メートル 未満のもの 一件につき 床面積の合計が二百平方メートル 以上のもの 一件につき	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸 以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十 五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき	五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき
一万円 一万千円	二万円 二万二千円	四万六千円 九万五千円 十三万二千円 十八万八千円	八万四千円 十二万二千円

別表第一の 8 の表三十三の五の項軽微変更該当証明申請手数料に関する部分の(四)の次に次のように加える。

(九) 共同住宅等又は 複合建築物に係る 住宅部分(仕様基 準等による判定に 係るものに限る。)	(八) 共同住宅等又は 複合建築物に係る 住宅部分(計算基 準による判定に係 るものに限る。)	(七) 一戸建ての住宅 (計算基準又は仕 様基準等による判 定に係るものを除 く。)	
申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸 以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十 五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき	申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が五戸以上十五戸 以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が十六戸以上四十 五戸以下のもの 一件につき 申請に係る戸数が四十六戸以上の もの 一件につき	床面積の合計が二百平方メートル 未満のもの 一件につき 床面積の合計が二百平方メートル 以上のもの 一件につき	一件につき
十二万二千元 八万四千元 五万七千元 二万八千元	六万四千元 十三万四千元 十八万千元 二十五万六千元	一万六千元 一万五千元	

(十) 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分(計算基準又は仕様基準等による判定に係るものを除く。)		
申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき	申請に係る戸数が五戸以上十五戸以下のもの 一件につき	申請に係る戸数が十六戸以上四十五戸以下のもの 一件につき
申請に係る戸数が四十六戸以上のもの 一件につき		
四万六千円	九万五千円	十三万二千元 十八万八千元

別表第一の 8 の表三十三の五の項の備考に次のように加える。

3 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分について判定を受ける場合(住戸ごとに異なる方法で判定を受ける場合に限る。)の手数料の金額は、当該共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分の判定の方法及び戸数に応じ(八)、(九)又は(十)に定める額を合算した額とする。

4 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物に係る非住宅部分の床面積の合計に応じ(一)若しくは(二)に定める額、(三)若しくは(四)に定める額又は 2 の例により算定した額と当該複合建築物に係る住宅部分の戸数に応じ(八)、(九)若しくは(十)に定める額又は 3 の例により算定した額を合算した額とする。

別表第一の 8 の表三十三の六の項建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する部分中「九万八千円」を「十万円」に、

十二万九千円	十三万二千元
を	
十七万円	十七万二千元
	に、「二十七万九千円」を「二十八万千円」に、「三十四万五千円」を「三十四万七千円」に、「四十八万五千円」を「四十八万八千円」に、「五十六万二千元」を「五十六万五千円」に、

に、
 「三十万円」を「三十万三千円」に、「四十六万九千円」を「四十七万
 十七万三千円
 二十万三千円
 を
 十七万六千円
 二十万三千円

千円」に、「五十六万八千円」を「五十七万円」に、「七十六万三千円」を「七十六万五千円」に、「八十七万円」を「八十七万二千円」
 に、「二万円」を「二万二千円」に、「二万円」を「二万四千円」に、

三万九千円
 四万三千円
 を
 四万二千円
 四万六千円

に、
 「二十三万三千円」を「二十三万六千円」に、「三十一万円」を
 十六万二千円
 十八万四千円
 を
 十六万四千円
 十八万四千円

「三十一万四千円」に、「二十三万七千円」を「二十四万円」に、「二十六万九千円」を「二十七万二千円」に、「三十六万三千円」を「三

十六万五千円」に、「五十一万六千円」を「五十一万八千円」に、
 に、「二十

五万三千円
 七万三千円
 十二万五千円
 を
 五万六千円
 七万六千円
 十二万八千円

万三千円」を「二十万六千円」に、

十二万九千円
十六万千円

を

十三万千円
十六万四千円

に、「二十五万五千円」を「二十五万七

千円」に、「四十万八千円」を「四十一万千円」に改め、同部分の備考 3 中「第三十五条第一項各号（法第三十六条第二項）を「第三十条第

一項各号（法第三十一条第二項）に改め、同備考 12 中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項建築物エネルギー消費性能向

上計画変更認定申請手数料に関する部分中「五万円」を「五万三千円」に、「六万五千円」を「六万七千円」に、「八万六千円」を「八万九

千円」に、「十四万円」を「十四万二千円」に、「十七万三千円」を「十七万五千円」に、「二十四万三千円」を「二十四万五千円」に、

「二十八万二千円」を「二十八万四千円」に、「八万七千円」を「八万九千円」に、「十一万七千円」を「十二万円」に、「十五万千円」を

「十五万四千円」に、「二十三万五千円」を「二十三万七千円」に、「二十八万五千円」を「二十八万七千円」に、「三十八万二千円」を

「三十八万四千円」に、「四十三万五千円」を「四十三万七千円」に、「二万円」を「二万三千円」に、「二万千円」を「二万四千円」に、

二万千円
二万三千円

を

二万三千円
二万五千円

に、

八万千円
九万千円

を

八万四千円
九万三千円

に、

「十一万八千円」を「十二万円」に、「十五万六千円」を「十五万九千円」に、

十一万九千円
十三万五千円

を

十二万二千円
十三万八千円

に、「十八万三千円」を「十八万六千円」に、「二十五万九千円」を「二十六万二千円」に、「二万七千円」

を「二万九千円」に、「三万六千円」を「三万九千円」に、

六万三千円
十万二千円

を

六万六千円
十万四千円

に、

八万千円

十二万九千円

を

八万三千円

十三万千円

に、「二十万四千円」を「二十万七千円」に改め、同部分の備考13中「第三

十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同項建築物のエネルギー消費性能に係る認

定申請手数料に関する部分を削り、同表三十四の項中

三万三千円
三万三千円

を

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定
三万三千円
は、二万六千五百円)
子情報処理組織を使用する電
子により同項に規定する電
法により同項に規定する電
子情報処理組織を使用する電
ては、二万六千五百円)
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定
三万三千円
は、二万六千五百円)
子情報処理組織を使用する電
子により同項に規定する電
法により同項に規定する電
子情報処理組織を使用する電
ては、二万六千五百円)
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定
三万三千円
は、二万六千五百円)
子情報処理組織を使用する電
子により同項に規定する電
法により同項に規定する電
子情報処理組織を使用する電
ては、二万六千五百円)

に改め、別表第一の9

の表七の項中「百円」を「百三十円」に、「百五十円」を「二百円」に、「八十円」を「百円」に、「百二十円」を「百六十円」に改め、同表十一の項中「千五百五十円」を「千八百円」に改め、

により同項に規定する電
子情報処理組織を使用し
て申請を行う場合にあつ
ては、二万六千五百円）

教育職員の免許状の有効期間の更新講習修了確認、更新講習修了確認の期限の延長、更新講習の免除又は教育公務員の免除又は教育公務員の特例法及び教育職員の免許法（一部を改正する法律第四十号）附則第十一條の規定による改正前の教育職員の免許法及び教育公務員の特例法の一部を改正する法律第九十八号）附則第二條第九項第一号の通知書の再交付

一件につき

千百円

を削り、別表第一の11の表九の項中「五千六百六十

「円」を「六千八百円」に、「千三百九十円」を「千五百円」に、「千三百五十円」を「二千三百円」に改め、同表十五の項中「六千四百五十

「円」を「六千六百円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同表十六の項中

四百七十円

五百九十円

を

五百七十円	に改める。
八百円	
五百六十円 八百六十円	

四百五十円
五百九十円

（下関漁港管理条例の一部改正）

第二条 下関漁港管理条例（昭和三十年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表給水施設の項中「三一九円」を「四二四円」に改める。

（山口県立美術館条例の一部改正）

第三条 山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「二百円」を「二百五十円」に、「三百円」を「四百円」に、「百六十円」を「二百円」に、「二百四十円」を「三百二十円」に改め、同表三の項中「六百二十円」を「八百円」に、「九百三十円」を「千二百円」に、「二千八百二十円」を「三千六百円」に、「二百七十円」を「三百六十円」に、「五千六百五十円」を「七千二百円」に、「五百六十円」を「七百二十円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の11の表十五の項の改正規定は、同年三月二十四日から施行する。

山口県使用料手数料条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県条例第十七号

山口県使用料手数料条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「現金又は山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)に定めるところにより納入することができる」を「この限りでない」に改める。

(山口県収入証紙条例の一部改正)

第二条 山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項」を「(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して県の機関に対して当該歳入の納付に係る通知を行つた者によつて、書面等により行われる申請等を含む。以下同じ。)又は同条例第三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県条例第十八号

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県知事 村 岡 嗣 政

第四条第一項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十九号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十五条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」

の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十一号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十六条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養

士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十二号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第六項中「、栄養士」の下に「又は管理栄養士」を、「の栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

くは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「准看護師、栄養士」の下に「又は管理栄養士」を、「の栄養士」の下に「又は管理栄養士」を、「は生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第六十条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第九十三条第二項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十四号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「准看護師、栄養士」の下に「又は管理栄養士」を、「の栄養士」の下に「又は管理栄養士」を、「は栄養士」の下に「又は管理栄養士」を、「は生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第五十四条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第八十三条第二項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第七項中「心理療法の」を「、心理療法の」に改める。

第三十七条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第三十九条第一号中「知事の指定する」を削り、「養成施設」の下に「（規則で定めるところにより知事が指定するものに限る。）」を加える。

第四十三条第一項、第四十九条第一項、第五十五条第一項及び第五十九条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第六十一条第三号中「知事の指定する」を削り、「養成施設」の下に「（規則で定めるところにより知事が指定するものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項中「栄養士」の下に「、管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第七項中「栄養士」の下に「、管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十八号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第三十九号口中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十九号

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

民生委員の定数に関する条例（平成二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

表山口市の項中「四五三人」を「四五六人」に改め、同表防府市の項中「二五二人」を「二五五人」に改め、同表岩国市の項中「四〇六人」を「四〇五人」に改め、同表美祢市の項中「一〇三人」を「一〇〇人」に改め、同表上関町の項中「二三人」を「二一人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二末武川工業用水道の項及び富田・夜市川工業用水道の項中「十七円二十銭」を「十七円三十銭」に、「四円六十銭」を「四円三十銭」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十一号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一、九九八人」を「一、九五三人」に、「四五八人」を「四四七人」に、「二、四五六人」を「二、四〇〇人」に改め、同条第三号中「一、二八三人」を「一、二八九人」に、「一、四三四人」を「一、四四〇人」に改め、同条第四号中「三、八五五人」を「二、七八三人」に、「一五八八人」を「一六五八人」に、「三、〇一三人」を「二、九四八人」に改め、同条第五号中「四、八九二人」を「四、八五一八人」に、「三三五人」を「三二二人」に、「五、二二七人」を「五、一六三人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十二号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表山口県立萩商工高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立岩国高等学校附属中学校	岩 国 市
-----------------	-------

別表山口県立高森みどり中学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関西高等学校附属中学校	下 関 市
------------------	-------

附 則

この条例は、令和七年八月一日から施行する。

山口県収入証紙条例を廃止する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十三号

山口県収入証紙条例を廃止する条例

山口県収入証紙条例（昭和三十九年山口県条例第八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の山口県収入証紙条例（以下「廃止前の条例」という。）第五条第一項の規定により売りさばいた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくはき損したものを除く。以下同じ。）に係る収入の方法については、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 証紙を保有する者（次項の売りさばき人を除く。）は、令和十三年九月三十日までの間、規則で定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

4 廃止前の条例第五条第一項に規定する売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、返還しなければならない。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、現金を還付するものとする。

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

5 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の三第一項中「山口県収入証紙条例（昭和三十九年山口県条例第八号）に定めるところにより、」を削り、「同条例に定める証紙を貼つてしなければならない」を「証紙代金収納計器（知事が指定する計器で、知事が定める形式の印影を生ずべき印（以下「証紙代金収納印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下本条において同じ。）に相当する金額の表示された証紙代金収納印の押印を受けて、又は当該環境性能割額に相当する現金によりしなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に、「証紙の額面金額」を「環境性能割額」に改め、同項を同条第三項とする。

第八十九条の四第二項中「証紙の額面金額」を「環境性能割額又は種別割の額」に改める。

第八十九条の十六第一項中「山口県収入証紙条例に定めるところにより種別割を納付しなければならない」を「第八十九条の十八の規定により提出する申告書に証紙代金収納計器によつて当該種別割の額に相当する金額の表示された証紙代金収納印の押印又は当該種別割の額に相当する現金を納付して当該申告書に納税済印の押印を受けることをもつて納付しなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第八十九条の三第三項」を「第八十九条の三第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百三十一条第一項中「山口県収入証紙条例に定めるところにより狩猟税を納付しなければならない」を「狩猟税の額に相当する現金を納

付して次条に定める申告書に納税済印の押印を受けることをもつて納付しなければならない」に改め、同条第二項を削る。

(山口県税賦課徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 自動車税及び狩猟税の納付(証紙を貼つてするものに限る。)は、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(特別会計設置条例の一部改正)

7 特別会計設置条例(昭和三十九年山口県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条の表収入証紙特別会計の項を削る。

(特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

8 収入証紙特別会計の令和八年度から令和十三年度までの各年度の収入(証紙代金収納計器によるものを除く。)及び支出(施行日以後の証紙代金収納計器による収入に係るものを除く。)並びに当該年度の決算については、なお従前の例による。